愛媛県報

平成17年４月１日金曜日　第1646号外３

発行　愛　媛　県

印刷　岡田印刷株式会社

◇ 目　　次 ◇

規　　則

○　愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則……………………………… 1
○　愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則…………………… 8
○　組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則………………………… 9
○　地方公営企業法第39条第２項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第１項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則……………………10

告　　示

○　農業指導班及び普及指導員の駐在所の名称、位置及び担当区域の決定………………………………………………………………………11
○　愛媛県建設業者提出書類閲覧所の位置の一部改正……………………11

訓　　令

○　愛媛県処務細則の一部を改正する訓令……………………………………11
○　愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令…………………………12
○　愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令…………………………28
○　愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令……………………33
○　組織改正に伴う関係規則の整理に関する訓令…………………………43
○　愛媛県県有財産管理班規程…………………………………………………77
○　愛媛県財政改革推進班規程…………………………………………………77
○　地方税滞納整理機構設立準備班規程………………………………………77
○　愛媛県福祉指導監査班規程…………………………………………………77
○　愛媛県地方局福祉指導監査班規程…………………………………………78

監査委員規程

○　愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程…………………………78

教育委員会規則

○　愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則……78
○　技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則及び指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則…79

教育委員会告示

○　教育事務所の名称、位置及び所管区域の一部改正………………………80

教育委員会訓令

○　愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する等の訓令……………80

人事委員会規則

○　職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則…………81
○　職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則……………………………………………………………………………82

人事委員会告示

○　労働基準法別表第１による愛媛県の事業又は事業所の号別区分等の一部改正…………………………………………………………………86

県議会訓令

○　愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令…………………………86

公営企業管理規程

○　愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する等の管理規程………86

公営企業管理訓令

○　愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令…………88

規　　則

○愛媛県規則第45号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第４条の表総務部の部新行政推進局の項中「市町村課」を「市町振興課」に改め、同表企画情報部の部管理局の項中「、国際交流課」を削り、同表経済労働部の部観光推進局の項を次のように改める。

観光国際局	観光交流課、国際交流課

第４条の２の表市町村課の項中「市町村課」を「市町振興課」に改め、同表町並博推進課の項を削る。

第６条第２項中「経理」の下に「、庁舎管理」を加える。

第７条第４項に次の１号を加える。

⑻　愛媛地方税滞納整理機構の設立準備に関すること。

第７条第６項中「市町村課」を「市町振興課」に改め、同項第11号中「市町の基本構想及び新広域市町村圏計画」を「広域行政圏計画」に改め、同条第７項中第６号及び第７号を削り、第８号を第６号とし、第９号から第12号までを２号ずつ繰り上げ、同項に次の１号を加える。

⑾　総務系業務の集中化及び効率化の推進に関すること。

第８条第１項に次の３号を加える。

⑽　広域自治体の在り方に関すること。

⑾　科学技術の振興に関すること。

⑿　規制緩和に関する事務の総括に関すること。

第８条第２項第３号中「こと」の下に「（他の主管に属するものを除く。）」を加え、同条中第３項を削り、第４項を第３項とし、第５項を第４項とし、同条第６項に次の１号を加える。

⑸　特命事項の処理に関すること。

第８条中第６項を第５項とし、第７項を第６項とする。

第９条第１項第４号中「消費者の保護」を「消費生活」に改める。

第10条第４項第１号を次のように改める。

⑴　次世代育成支援対策に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

第12条第１項中「第15号」を「第16号」に改め、同項に次の１号を加える。

⒃　鉱業に関すること（他の主管に属するものを除く。）

。

第12条第４項中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号から第９号までを１号ずつ繰り上げ、第10号を削り、同条第５項中「観光課」を「観光交流課」に改め、同項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、第５号を第４号とし、第８号及び第９号を削り、第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第４号の次に次の２号を加える。

⑸　総合保養地域に関すること。

⑹　しまなみ海道による地域振興に関すること。

第12条第５項第８号の次に次の１号を加える。

⑼　伝統的工芸品産業の振興に関すること。

第12条第５項第10号中「こと」の下に「（他の主管に属するものを除く。）」を加え、同条第６項を次のように改める。

６　国際交流課の所掌事務は、次のとおりとする。

⑴　国際交流に関すること。

⑵　国際協力に関すること。

⑶　国際観光の振興に関すること。

⑷　海外移住に関すること。

⑸　海外渡航に関すること。

⑹　その他国際協調に関すること。

第13条第５項第８号及び第９号を次のように改める。

⑻　新しいえひめブランドの育成に関すること。

⑼　農林水産物の販路開拓に関すること。

第13条第５項に次の１号を加える。

⑽　農林水産物の安全・安心対策に関すること。

第13条第７項中第15号を第16号とし、第14号の次に次の１号を加える。

⒂　森林環境保全基金事業（林業に関する指定事業に限る。）に関すること。

第13条第８項中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

⑻　森林環境保全基金事業に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

第15条の２を削る。

第16条の２に次の１項を加える。

４　農業振興局にえひめブランド推進監を置く。

第22条第１号及び第２号を次のように改める。

⑴　総務県民部

⑵　健康福祉環境部

第23条第１項中「総務福祉部」を「総務県民部」に改め、同項第１号中「統轄」を「総合調整」に改め、同項中第18号から第22号までを削り、第23号を第18号とし、同条第２項中「保健部」を「健康福祉環境部」に改め、同項第１号を次のように改める。

⑴　保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。

第23条第２項中第５号を第10号とし、第２号から第４号までを５号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の５号を加える。

⑵　生活保護、児童福祉、母子福祉、老人福祉、身体障害者福祉及び知的障害者福祉に関すること。

⑶　民生（児童）委員に関すること。

⑷　女性保護に関すること。

⑸　災害救助に関すること。

⑹　その他社会福祉に関すること。

第23条第３項に次の３号を加える。

⑾　協同農業普及事業に関すること。

⑿　農薬の販売及び使用に関する指導及び取締りに関すること。

⒀　肥料の生産、輸入及び販売に関する指導及び取締りに関すること。

第23条の４中「、愛媛県家畜保健衛生所」を「及び愛媛県家畜保健衛生所」に改め、「、及び愛媛県地域農業改良普及センター（以下「地域農業改良普及センター」という。）」を削る。

第24条第１項中第14号から第16号までを削り、第13号を第16号とし、第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、第10号を削り、第９号を第12号とし、同号の次に次の１号を加える。

⒀　新まちづくり支援班長

第24条第１項中第８号を第10号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑾　技術室長補佐

第24条第１項中第７号を第８号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑼　室長補佐

第24条第１項中第６号を削り、第５号を第７号とし、第４号を第６号とし、第３号を第４号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑸　技幹

第24条第１項第２号の次に次の１号を加える。

⑶　保健統括監

第24条第１項中第27号を第29号とし、第18号から第26号までを２号ずつ繰り下げ、同項第17号中「愛媛県今治地方局及び愛媛県松山地方局に限る」を「愛媛県八幡浜地方局及び愛媛県宇和島地方局を除く」に改め、同号を同項第19号とし、同項第16号の次に次の２号を加える。

⒄　主席普及指導員

⒅　企画工事検査専門員

第24条第２項中第５号を第６号とし、第１号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の前に次の１号を加える。

⑴　医監

第26条第３項第２号中「（愛媛県中央児童相談所及び愛媛県南予児童相談所に限る。）」を削る。

第27条第３項を削り、同条第４項中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号から第10号までを１号ずつ繰り上げ、同項を同条第３項とし、同条第５項を同条第４項とする。

第31条第１項第２号中「及び取締り」を削り、同項中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号を第４号とする。

第35条第３項中第５号を第６号とし、第２号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　次長

第38条第３項中第５号を第６号とし、第２号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　次長

第44条第２項を次のように改める。

２　整肢療護園に事務局を置き、事務局に庶務係を置く。

第44条第３項第３号を次のように改める。

⑶　事務局長

第44条第３項中第12号を第13号とし、第４号から第11号までを１号ずつ繰り下げ、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　事務局次長

第44条第４項中第６号を第７号とし、第１号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の前に次の１号を加える。

⑴　参事

第53条第３項中第７号を第８号とし、第２号から第６号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　次長

第63条第２項を次のように改める。

２　農業大学校に総務課を置く。

第63条第４項第５号を次のように改める。

⑸　教授

第63条第４項中第９号を第10号とし、第６号から第８号までを１号ずつ繰り下げ、第５号の次に次の１号を加える。

⑹　助教授

第64条第１項第６号中「地域農業改良普及センター」を「地方局産業経済部農政普及課」に改め、同項に次の１号を加える。

⑼　協同農業普及事業に関すること。

第64条第２項の表企画調整室の項の次に次のように加える。

普及情報室	

第64条第４項中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　担当係長

第70条第１項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の１号を加える。

⑿　林業技術研究に関する情報の収集及び広報に関すること。

第70条第２項の表に次のように加える。

普及情報室	

第70条第３項中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号から第11号までを１号ずつ繰り上げる。

第80条を削り、第79条の２を第80条とする。

別表第１総務管理課の項係の欄中「財産係」の下に「、財産処分係」を加え、同表財政課の項同欄中「財政企画係、」を削り、同表税務課の項同欄中「オンライン管理係」の下に「、機構設立準備係」を加え、同表市町村課の項課の欄中「市町村課」を「市町振興課」に改め、同表市町振興課合併推進室の項係の欄中「合併事業係」を「新まちづくり支援係」に改め、同表行政システム改革課の項同欄中「行革・広域行政係」を「行政改革係、総務事務センター整備係」に改め、同表企画調整課の項同欄中「重要施策推進係」を「振興係」に改め、同表国際交流課の項を削り、同表情報政策課の項同欄中「情報計画係」を「情報企画係」に改め、「、地域情報化係」を削り、同表観光課及び町並博推進課の項を次のように改める。

観光交流課	観光企画係、観光まちづくり係、県産品振興係
国際交流課	国際観光係、国際交流係、旅券係

別表第１農政課の項係の欄中「、調査係」を削り、同表農地整備課の項同欄中「、換地指導係」及び「、農道整備係」を削り、同表農業経営課の項同欄中「生産環境係」の下に「、普及指導係、研究企画係」を加え、同表農産園芸課の項同欄中「、流通加工係」及び「、食糧係」を削り、「花き特作係」の下に「、えひめブランド推進係、流通対策係、消費安全係」を加え、同表林業政策課の項同欄中「林道整備係」の下に「、普及指導係」を加え、同表道路維持課の項同欄中「市町村道係」を「市町道係」に改める。

別表第３及び別表第３の２を次のように改める。

別表第３（第23条の２関係）

地方局の部		課	係
西条地方局	総務県民部	総務調整課	調整管理係、市町振興係、企画広報係
		県民生活課	地域活動係、生活者係、交通消防係
		税務課	事業税係、不動産取得税係、自動車税係、軽油引取税係
	健康福祉環境部	企画課	企画情報係、医療対策係
		地域福祉課	福祉推進係
		健康増進課	健康づくり推進係、精神保健係、感染症対策係、難病・母子保健係
		生活衛生課	生活衛生係、検査係
		環境保全課	環境保全係、廃棄物指導係
	産業経済部	商工労政課	商工労政係
		農政普及課	企画調整係、農産物安全係、農業振興係
		地域農業室	地域営農係、担い手支援係、新居地域担当係
		産地育成室	果樹係、農産園芸係、畜産係
		農村整備課	用地管理係、農地整備係、農村環境係、農地防災係
		企画検査室	調査計画係、団体指導係
		森林林業課	森づくり係、森林活用係、治山係、林道係
		水産課	水産係
	建設部	管理課	第一係、第二係、事業係
		用地課	
		建設企画課	企画係、調査係
		河川港湾課	第一係、第二係、災害復旧係
		道路課	第一係、第二係、街路係、道路補修係
		建築指導課	第一係、第二係
		出納室	審査係、出納係
今治地方局	総務県民部	総務調整課	調整管理係、市町振興係、企画広報・しまなみ係
		県民生活課	地域活動係、生活者係、交通消防係
		税務課	収納管理係、不動産取得税係、事業税・自動車税係、軽油引取税係

	健康福祉環境部	企画課	企画情報係、医療対策係
		地域福祉課	福祉推進・生活保護係
		健康増進課	健康づくり推進係、精神保健係、感染症対策係、難病・母子保健係
		生活衛生課	生活衛生係、検査係
		環境保全課	環境保全係、廃棄物指導係
	産業経済部	商工労政課	商工労政係
		農政普及課	企画調整係、農産物安全係、農業振興係
		地域農業室	地域営農係、担い手支援係
		産地育成室	果樹係、農畜産係
		農村整備課	用地管理係、農地整備係、農村環境係、農地防災第一係、農地防災第二係
		企画検査室	調査計画係、団体指導係
		森林林業課	森づくり係、森林活用係、治山林道係
		水産課	水産係、漁港係
	建設部	管理課	管理係、事業係、建築指導係
		用地課	
		建設企画課	企画係、調査係
		河川港湾課	第一係、第二係
		道路課	第一係、第二係、第三係、上島架橋係、道路補修係
		出納室	審査係、出納係
松山地方局	総務県民部	総務調整課	調整管理係、市町振興係、企画広報係
		県民生活課	地域活動係、生活者係、交通消防係
		税務管理課	総務係
		課税課	個人事業税係、不動産取得税係、法人税係、自動車税係、自動車取得税係、軽油引取税係
	健康福祉環境部	企画課	企画情報係、医療対策係
		地域福祉課	福祉推進係
		健康増進課	健康づくり推進係、精神保健係、感染症対策係、難病・母子保健係
		生活衛生課	生活衛生係、検査係
		環境保全課	環境保全係、廃棄物指導係
	産業経済部	商工労政課	商工労政係
		農政普及課	企画調整係、農産物安全係、農業振興係
		地域農業室	地域営農係、担い手支援係
		産地育成室	果樹係、農産園芸係、畜産係
		農村整備第一課	管理係、用地係、農地整備係、農地防災第一係、農地防災第二係
		企画検査室	調査計画係、団体指導係
		農村整備第二課	総合整備第一係、総合整備第二係、農村環境係
		森林林業課	森づくり係、森林活用係、治山係、林道係
		久万高原森林林業課	森づくり係、森林活用係、治山係、林道係
		水産課	水産係、漁港係
	建設部	管理課	第一係、第二係、貿易港管理係、契約係、建設業係
		用地課	
		建設企画課	企画係、調査係
		河川砂防課	第一係、第二係、第三係、第四係
		道路第一課	第一係、第二係、第三係、第四係
		道路第二課	第一係、第二係、道路補修第一係、道路補修第二係
		特定事業課	港湾海岸係、高規格道路係、鉄道高架係
		建築指導課	第一係、第二係、県営住宅係
		出納室	審査第一係、審査第二係、出納係
八幡浜地方局	総務県民部	総務調整課	調整管理係、市町振興係、企画広報係
		県民生活課	地域活動係、生活者係、交通消防係
		税務課	収納管理係、不動産取得税係、事業税・自動車税係、軽油引取税係
	健康福祉環境部	企画課	企画情報係、医療対策係
		地域福祉課	福祉推進係、生活保護係
		健康増進課	健康づくり推進係、精神保健係、感染症対策係、難病・母子保健係
		生活衛生課	生活衛生係、検査係
		環境保全課	環境保全係、廃棄物指導係、環境監視係
	産業経済部	商工労政課	商工労政係
		農政普及課	企画調整係、農産物安全係、農業振興係
		地域農業室	地域営農係、担い手支援係
		産地育成室	果樹係、農産園芸係、畜産係
		農村整備第一課	管理係、用地係、農地整備第一係、農地整備第二係、農地整備第三係、農地整備第四係、農地防災係
		企画検査室	調査計画係、団体指導係
		農村整備第二課	総合整備第一係、総合整備第二係、総合整備第三係、総合整備第四係、農村環境係
		森林林業課	森づくり係、治山林道係
		水産課	水産係、漁港係
	建設部	管理課	管理係、事業係
		用地課	
		建設企画課	企画係、調査係

		河川港湾課	第一係、第二係
		道路課	道路係、名坂道路係、道路補修係
		建築指導課	建築指導係
		出納室	審査係、出納係
宇和島地方局	総務県民部	総務調整課	調整管理係、市町振興係、企画広報係
		県民生活課	地域活動係、生活者係、交通消防係
		税務課	収納管理係、不動産取得税係、事業税・自動車税係、軽油引取税係
	健康福祉環境部	企画課	企画情報係、医療対策係
		地域福祉課	福祉推進係
		健康増進課	健康づくり推進係、精神保健係、感染症対策係、難病・母子保健係
		生活衛生課	生活衛生係、検査係
		環境保全課	環境保全係、廃棄物指導係
	産業経済部	商工労政課	商工労政係
		農政普及課	企画調整係、農産物安全係、農業振興係
		地域農業室	地域営農係、担い手支援係
		産地育成室	果樹係、農産園芸係、畜産係
		農村整備課	用地管理係、農地整備係、農村環境係、農地防災係
		企画検査室	調査計画係、団体指導係
		森林林業課	森づくり係、森林活用係、治山林道係
		水産課	水産係、漁港係
		愛南水産課	
	建設部	管理課	管理係、事業係
		用地課	
		建設企画課	企画係、調査係
		河川港湾課	第一係、第二係
		道路課	第一係、第二係、第三係、道路補修係
		建築指導課	建築指導係
		出納室	審査係、出納係

別表第３の２（第23条の２関係）

名　　称	位置	所管区域
松山地方局産業経済部久万高原森林林業課	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡
宇和島地方局産業経済部愛南水産課	南宇和郡愛南町	南宇和郡

別表第４中

「

西条地方局　丹原土木事務所	西条市	西条市のうち明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町及び小松町

」

を削り、同表名称の欄中「久万土木事務所」を「久万高原土木事務所」に改め、同表中

「

松山地方局　伊予土木事務所	伊予市	伊予市及び伊予郡

」

を削り、同表同欄中「御荘土木事務所」を「愛南土木事務所」に改める。

別表第５西条地方局四国中央土木事務所の部建設第一課の項を次のように改める。

建設課	河川港湾係、道路係、道路補修係

別表第５西条地方局四国中央土木事務所の部建設第二課の項を削り、同表西条地方局丹原土木事務所の部を削り、同表松山地方局久万土木事務所の部土木事務所の欄中「久万土木事務所」を「久万高原土木事務所」に改め、同部建設第一課の項及び建設第二課の項を次のように改める。

河川砂防課	企画係、河川砂防係
道路課	第一係、第二係、第三係、道路補修係

別表第５松山地方局伊予土木事務所の部を削り、同表八幡浜地方局大洲土木事務所の部建設第一課の項及び建設第二課の項を次のように改める。

河川港湾課	企画係、河川港湾係、砂防係
道路課	第一係、第二係、第三係、第四係、道路補修係

別表第５八幡浜地方局西予土木事務所の部建設第一課の項及び建設第二課の項を次のように改める。

河川砂防課	企画係、河川砂防係
道路課	第一係、第二係、道路補修係

別表第５宇和島地方局御荘土木事務所の部土木事務所の欄中「御荘土木事務所」を「愛南土木事務所」に改め、同部建設課の項係の欄を次のように改める。

河川港湾係、道路係、公園・道路補修係

別表第７を次のように改める。

別表第７（第27条関係）

保健所	課	係
四国中央保健所	企画課	企画情報係、医療対策係
	保健課	地域支援係、精神保健係、感染症対策係
	衛生環境課	衛生環境係
西条保健所	企画課	企画情報係、医療対策係
	健康増進課	健康づくり推進係、精神保健係、感染症対策係、難病・母子保健係
	生活衛生課	生活衛生係、検査係

	環境保全課	環境保全係、廃棄物指導係
今治保健所	企画課	企画情報係、医療対策係
	健康増進課	健康づくり推進係、精神保健係、感染症対策係、難病・母子保健係
	生活衛生課	生活衛生係、検査係
	環境保全課	環境保全係、廃棄物指導係
松山保健所	企画課	企画情報係、医療対策係
	健康増進課	健康づくり推進係、精神保健係、感染症対策係、難病・母子保健係
	生活衛生課	生活衛生係、検査係
	環境保全課	環境保全係、廃棄物指導係
八幡浜保健所	企画課	企画情報係、医療対策係
	健康増進課	健康づくり推進係、精神保健係、感染症対策係、難病・母子保健係
	生活衛生課	生活衛生係、検査係
	環境保全課	環境保全係、廃棄物指導係、環境監視係
宇和島保健所	企画課	企画情報係、医療対策係
	健康増進課	健康づくり推進係、精神保健係、感染症対策係、難病・母子保健係
	生活衛生課	生活衛生係、検査係
	環境保全課	環境保全係、廃棄物指導係

別表第８及び別表第９を削る。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられたものとする。

総務部管理局財政課財政企画係長	総務部管理局財政課担当係長
総務部新行政推進局市町村課行政係長	総務部新行政推進局市町振興課行政係長
総務部新行政推進局市町村課行政係担当係長	総務部新行政推進局市町振興課行政係担当係長
総務部新行政推進局市町村課選挙係長	総務部新行政推進局市町振興課選挙係長
総務部新行政推進局市町村課財政係担当係長	総務部新行政推進局市町振興課財政係担当係長
総務部新行政推進局市町村課税政係長	総務部新行政推進局市町振興課税政係長
総務部新行政推進局市町村課地域振興係担当係長	総務部新行政推進局市町振興課地域振興係担当係長
総務部新行政推進局市町村課合併推進室合併推進係担当係長	総務部新行政推進局市町振興課合併推進室合併推進係担当係長
総務部新行政推進局市町村課合併推進室合併事業係長	総務部新行政推進局市町振興課合併推進室新まちづくり支援係長
総務部新行政推進局市町村課合併推進室合併事業係担当係長	総務部新行政推進局市町振興課合併推進室新まちづくり支援係担当係長
総務部新行政推進局市町村課担当係長	総務部新行政推進局市町振興課担当係長
総務部新行政推進局市町村課	総務部新行政推進局市町振興課
総務部新行政推進局行政システム改革課行革・広域行政係担当係長	総務部新行政推進局行政システム改革課行政改革係担当係長
経済労働部産業支援局経営支援課中小企業診断係長	経済労働部産業支援局経営支援課経営革新係長
経済労働部観光推進局観光課観光計画係担当係長	経済労働部観光国際局観光交流課観光企画係担当係長
経済労働部観光推進局観光課物産係長	経済労働部観光国際局観光交流課県産品振興係長
経済労働部観光推進局観光課	経済労働部観光国際局観光交流課
企画情報部管理局国際交流課担当係長	経済労働部観光国際局国際交流課担当係長
企画情報部管理局国際交流課	経済労働部観光国際局国際交流課
農林水産部農業振興局農地整備課換地指導係長	農林水産部農業振興局農地整備課用地管理係長
土木部道路都市局高速道路課担当係長	土木部道路都市局高速道路課本四連絡橋係担当係長
西条地方局総務福祉部総務調整課調整管理係長	西条地方局総務県民部総務調整課調整管理係長
西条地方局総務福祉部総務調整課調整管理係担当係長	西条地方局総務県民部総務調整課調整管理係担当係長
西条地方局総務福祉部総務調整課企画広報係長	西条地方局総務県民部総務調整課企画広報係長
西条地方局総務福祉部県民生活課交通消防係長	西条地方局総務県民部県民生活課交通消防係長
西条地方局総務福祉部税務課担当係長	西条地方局総務県民部税務課担当係長
西条地方局総務福祉部税務課事業税係長	西条地方局総務県民部税務課事業税係長
西条地方局総務福祉部税務課不動産取得税係長	西条地方局総務県民部税務課不動産取得税係長
西条地方局保健部保健企画課企画調査係長	西条地方局健康福祉環境部企画課企画情報係長
西条地方局保健部健康増進課健康栄養係長	西条地方局健康福祉環境部健康増進課健康づくり推進係長
西条地方局保健部健康増進課精神保健福祉係長	西条地方局健康福祉環境部健康増進課精神保健係長
西条地方局保健部生活衛生課食品監視係長	西条地方局健康福祉環境部生活衛生課担当係長
西条地方局保健部生活衛生課検査係長	西条地方局健康福祉環境部生活衛生課検査係長
西条地方局保健部環境保全課廃棄物指導係長	西条地方局健康福祉環境部環境保全課廃棄物指導係長
西条地方局四国中央保健所保健課担当係長	西条地方局四国中央保健所企画課担当係長
西条地方局四国中央保健所保健課企画調査係長	西条地方局四国中央保健所企画課企画情報係長

西条地方局四国中央保健所保健課精神保健福祉・感染症対策係長	西条地方局四国中央保健所保健課精神保健係長
西条地方局産業経済部農政課担当係長	西条地方局産業経済部農政普及課担当係長
西条地方局産業経済部農政課農業振興係長	西条地方局産業経済部農政普及課農業振興係長
西条地方局建設部建設第一課道路補修係長	西条地方局建設部道路課道路補修係長
今治地方局総務福祉部総務調整課調整管理係長	今治地方局総務県民部総務調整課調整管理係長
今治地方局総務福祉部総務調整課市町村係長	今治地方局総務県民部総務調整課市町振興係長
今治地方局総務福祉部県民生活課地域活動係長	今治地方局総務県民部県民生活課地域活動係長
今治地方局総務福祉部県民生活課生活者係長	今治地方局総務県民部県民生活課生活者係長
今治地方局総務福祉部県民生活課交通消防係長	今治地方局総務県民部県民生活課交通消防係長
今治地方局総務福祉部税務課不動産取得税係長	今治地方局総務県民部税務課不動産取得税係長
今治地方局総務福祉部税務課事業税・自動車税係長	今治地方局総務県民部税務課事業税・自動車税係長
今治地方局総務福祉部税務課軽油引取税係長	今治地方局総務県民部税務課軽油引取税係長
今治地方局総務福祉部税務課担当係長	今治地方局総務県民部税務課担当係長
今治地方局保健部保健企画課企画調査係長	今治地方局健康福祉環境部企画課企画情報係長
今治地方局保健部健康増進課精神保健福祉係長	今治地方局健康福祉環境部健康増進課精神保健係長
今治地方局保健部健康増進課感染症対策係長	今治地方局健康福祉環境部健康増進課感染症対策係長
今治地方局保健部生活衛生課検査係長	今治地方局健康福祉環境部生活衛生課検査係長
今治地方局保健部環境保全課廃棄物指導係長	今治地方局健康福祉環境部環境保全課廃棄物指導係長
今治地方局産業経済部農政課農業経済係長	今治地方局産業経済部農政普及課企画調整係長
今治地方局今治中央地域農業改良普及センターしまなみ普及室農村・担い手係長	今治地方局産業経済部農政普及課地域農業室担当係長
今治地方局今治中央地域農業改良普及センターしまなみ普及室専門普及係長	今治地方局産業経済部農政普及課地域農業室担当係長
今治地方局今治中央地域農業改良普及センターしまなみ普及室農村・担い手係担当係長	今治地方局産業経済部農政普及課地域農業室担当係長
今治地方局産業経済部第一土地改良課団体指導第二係長	今治地方局産業経済部農村整備課企画検査室団体指導係長
今治地方局産業経済部林業課治山林道係長	今治地方局産業経済部森林林業課治山林道係長
今治地方局建設部管理課管理第一係長	今治地方局建設部管理課管理係長
松山地方局総務福祉部総務調整課調整管理係担当係長	松山地方局総務県民部総務調整課調整管理係担当係長
松山地方局総務福祉部総務調整課企画広報係長	松山地方局総務県民部総務調整課企画広報係長

松山地方局総務福祉部県民生活課生活者係長	松山地方局総務県民部県民生活課生活者係長
松山地方局総務福祉部県民生活課交通消防係長	松山地方局総務県民部県民生活課交通消防係長
松山地方局総務福祉部税務管理課担当係長	松山地方局総務県民部税務管理課担当係長
松山地方局総務福祉部課税課個人事業税係長	松山地方局総務県民部課税課個人事業税係長
松山地方局総務福祉部課税課自動車税係長	松山地方局総務県民部課税課自動車税係長
松山地方局総務福祉部課税課軽油引取税係長	松山地方局総務県民部課税課軽油引取税係長
松山地方局保健部保健企画課担当係長	松山地方局健康福祉環境部企画課担当係長
松山地方局保健部健康増進課精神保健福祉係長	松山地方局健康福祉環境部健康増進課精神保健係長
松山地方局保健部健康増進課感染症対策係長	松山地方局健康福祉環境部健康増進課感染症対策係長
松山地方局保健部生活衛生課検査係長	松山地方局健康福祉環境部生活衛生課検査係長
松山地方局保健部環境保全課環境保全係長	松山地方局健康福祉環境部環境保全課環境保全係長
松山地方局松山中央地域農業改良普及センター普及企画課企画調整係担当係長	松山地方局産業経済部農政普及課企画調整係担当係長
松山地方局松山中央地域農業改良普及センター地域農業課第一地域営農係長	松山地方局産業経済部農政普及課地域農業室地域営農係長
松山地方局松山中央地域農業改良普及センター産地育成課農産園芸係長	松山地方局産業経済部農政普及課産地育成室農産園芸係長
松山地方局松山中央地域農業改良普及センター産地育成課畜産係長	松山地方局産業経済部農政普及課産地育成室畜産係長
松山地方局産業経済部第一土地改良課団体指導係長	松山地方局産業経済部農村整備第一課企画検査室団体指導係長
松山地方局産業経済部久万土地改良課施設整備第二係長	松山地方局産業経済部農村整備第一課担当係長
松山地方局産業経済部林業課治山係長	松山地方局産業経済部森林林業課治山係長
松山地方局産業経済部久万林業課治山係長	松山地方局産業経済部久万高原森林林業課治山係長
松山地方局産業経済部久万林業課林道第二係長	松山地方局産業経済部久万高原森林林業課林道係長
松山地方局建設部管理課管理第一係長	松山地方局建設部管理課第一係長
松山地方局建設部管理課管理第二係担当係長	松山地方局建設部管理課第二係担当係長
松山地方局建設部管理課ＦＡＺ港湾管理係長	松山地方局建設部管理課貿易港管理係長
松山地方局建設部管理課事業係長	松山地方局建設部管理課契約係長
松山地方局建設部建設第一課道路補修係長	松山地方局建設部道路第二課道路補修第一係長
松山地方局建設部建設第一課高規格道路推進係長	松山地方局建設部特定事業課高規格道路係長
松山地方局建設部建設第三課鉄道高架係長	松山地方局建設部特定事業課鉄道高架係長

松山地方局建設部建築指導課建築指導第一係長	松山地方局建設部建築指導課第一係長
松山地方局久万土木事務所用地管理課事業係長	松山地方局久万高原土木事務所用地管理課事業係長
農業大学校教務課教務第二係長	農業大学校助教授
八幡浜地方局総務福祉部総務調整課調整管理係長	八幡浜地方局総務県民部総務調整課調整管理係長
八幡浜地方局総務福祉部総務調整課調整管理係担当係長	八幡浜地方局総務県民部総務調整課調整管理係担当係長
八幡浜地方局総務福祉部総務調整課企画広報係長	八幡浜地方局総務県民部総務調整課企画広報係長
八幡浜地方局総務福祉部総務調整課担当係長	八幡浜地方局総務県民部総務調整課担当係長
八幡浜地方局総務福祉部県民生活課生活者係長	八幡浜地方局総務県民部県民生活課生活者係長
八幡浜地方局総務福祉部税務課不動産取得税係長	八幡浜地方局総務県民部税務課不動産取得税係長
八幡浜地方局総務福祉部税務課事業税・自動車税係長	八幡浜地方局総務県民部税務課事業税・自動車税係長
八幡浜地方局総務福祉部税務課担当係長	八幡浜地方局総務県民部税務課担当係長
八幡浜地方局保健部保健企画課担当係長	八幡浜地方局健康福祉環境部企画課担当係長
八幡浜地方局保健部保健企画課企画調査係長	八幡浜地方局健康福祉環境部企画課企画情報係長
八幡浜地方局保健部保健企画課医療係長	八幡浜地方局健康福祉環境部企画課医療対策係長
八幡浜地方局総務福祉部地域福祉課高齢者福祉係長	八幡浜地方局健康福祉環境部地域福祉課担当係長
八幡浜地方局保健部健康増進課健康栄養係長	八幡浜地方局健康福祉環境部健康増進課健康づくり推進係長
八幡浜地方局保健部健康増進課精神保健福祉係長	八幡浜地方局健康福祉環境部健康増進課精神保健係長
八幡浜地方局保健部生活衛生課生活衛生係長	八幡浜地方局健康福祉環境部生活衛生課生活衛生係長
八幡浜地方局保健部生活衛生課食品監視係長	八幡浜地方局健康福祉環境部生活衛生課担当係長
八幡浜地方局保健部生活衛生課検査係長	八幡浜地方局健康福祉環境部生活衛生課検査係長
八幡浜地方局産業経済部農政課農業経済係長	八幡浜地方局産業経済部農政普及課企画調整係長
八幡浜地方局産業経済部第一土地改良課団体指導係長	八幡浜地方局産業経済部農村整備第一課企画検査室団体指導係長
八幡浜地方局産業経済部林業課指導係長	八幡浜地方局産業経済部森林林業課森づくり係長
八幡浜地方局建設部建設第一課道路補修係長	八幡浜地方局建設部道路課道路補修係長
八幡浜地方局建設部建築指導課建築指導第二係長	八幡浜地方局建設部建築指導課建築指導係担当係長
宇和島地方局総務福祉部総務調整課調整管理係長	宇和島地方局総務県民部総務調整課調整管理係長
宇和島地方局総務福祉部総務調整課市町村係長	宇和島地方局総務県民部総務調整課市町振興係長
宇和島地方局総務福祉部総務調整課企画広報係長	宇和島地方局総務県民部総務調整課企画広報係長
宇和島地方局総務福祉部県民生活課地域活動係長	宇和島地方局総務県民部県民生活課地域活動係長
宇和島地方局総務福祉部県民生活課交通消防係長	宇和島地方局総務県民部県民生活課交通消防係長
宇和島地方局総務福祉部税務課収納管理係長	宇和島地方局総務県民部税務課収納管理係長
宇和島地方局総務福祉部税務課不動産取得税係長	宇和島地方局総務県民部税務課不動産取得税係長
宇和島地方局総務福祉部税務課事業税・自動車税係長	宇和島地方局総務県民部税務課事業税・自動車税係長
宇和島地方局総務福祉部税務課担当係長	宇和島地方局総務県民部税務課担当係長
宇和島地方局保健部保健企画課担当係長	宇和島地方局健康福祉環境部企画課担当係長
宇和島地方局総務福祉部地域福祉課地域福祉係身体障害者福祉司	宇和島地方局健康福祉環境部地域福祉課福祉推進係身体障害者福祉司
宇和島地方局保健部健康増進課健康栄養係長	宇和島地方局健康福祉環境部健康増進課健康づくり推進係長
宇和島地方局保健部健康増進課精神保健福祉係長	宇和島地方局健康福祉環境部健康増進課精神保健係長
宇和島地方局保健部健康増進課精神保健福祉係担当係長	宇和島地方局健康福祉環境部健康増進課精神保健係担当係長
宇和島地方局保健部生活衛生課生活衛生係長	宇和島地方局健康福祉環境部生活衛生課生活衛生係長
宇和島地方局保健部生活衛生課食品監視係長	宇和島地方局健康福祉環境部生活衛生課担当係長
宇和島地方局保健部環境保全課廃棄物指導係長	宇和島地方局健康福祉環境部環境保全課廃棄物指導係長
宇和島地方局産業経済部農政課農業経済係長	宇和島地方局産業経済部農政普及課企画調整係長
宇和島地方局宇和島中央地域農業改良普及センター地域農業課地域営農係長	宇和島地方局産業経済部農政普及課地域農業室地域営農係長
宇和島地方局宇和島中央地域農業改良普及センター鬼北普及室専門普及係長	宇和島地方局産業経済部農政普及課地域農業室担当係長
宇和島地方局宇和島中央地域農業改良普及センター鬼北普及室地域営農係長	宇和島地方局産業経済部農政普及課地域農業室担当係長
宇和島地方局宇和島中央地域農業改良普及センター御荘普及室専門普及係長	宇和島地方局産業経済部農政普及課地域農業室担当係長
宇和島地方局産業経済部土地改良課団体指導係長	宇和島地方局産業経済部農村整備課企画検査室団体指導係長
宇和島地方局産業経済部林業課治山係長	宇和島地方局産業経済部森林林業課治山林道係長
宇和島地方局御荘土木事務所建設課公園係長	宇和島地方局愛南土木事務所建設課公園・道路補修係長

○愛媛県規則第46号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第２条の表知事の事務部局の部本庁の項職の欄中「理事、」を削り、「事業管理監」の下に「、えひめブランド推進監」を加え、同部地方機関の項同欄中「次長」の下に「、保健統括監」を加え、「、主席工事検査専門員」を削り、「、課長補佐」の下に「、室長補佐」を、「技術課長補佐」の下に「、技術室長補佐」を加え、「事務長、市町村振興・合併推進班長」を「新まちづくり支援班長」に、「農業改良専門員、主席改良指導員」を「主席普及指導員」に改め、「医幹」の下に「、事務局次長、教授」を加え、「技術企画専門員」を「企画工事検査専門員」に改め、「科長」の下に「、助教授」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第47号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（愛媛県毒物劇物取扱者試験規則等の一部改正）

第１条　次に掲げる規則の規定中「松山中央保健所長」を「松山保健所長」に改める。

⑴　愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）第６条第１項

⑵　愛媛県覚せい剤取締法施行細則（昭和27年愛媛県規則第４号）第１条

⑶　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行細則（昭和31年愛媛県規則第57号）本則

⑷　薬事法施行細則（昭和36年愛媛県規則第44号）第２条

⑸　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和41年愛媛県規則第32号）第４条第２項及び第５条

⑹　愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）第69条第１項

（愛媛県庁舎管理規則の一部改正）

第２条　愛媛県庁舎管理規則（昭和34年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第16条第１項に次のただし書を加える。

ただし、愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）別表第２の右欄に掲げる地方機関の庁舎管理責任者については、知事の承認を要しない。

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第３条　児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項中「の各号」を削り、同項中第17号を第23号とし、第16号を第22号とし、第15号を第21号とし、第14号を削り、同項第13号中「町の区域内」を「市町立」に改め、同号を同項第20号とし、同項第12号中「町の区域内の」を削り、同号を同項第19号とし、同項中第11号を第17号とし、同号の次に次の１号を加える。

⒅　児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第38条の規定による市町立の児童福祉施設に対する実地検査に関すること。

第１条第２項中第10号を第16号とし、第６号から第９号までを６号ずつ繰り下げ、第５号を第10号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑾　法第59条第１項の規定による当該職員の証票の交付に関すること。

第１条第２項中第４号を第９号とし、第３号を第６号とし、同号の次に次の２号を加える。

⑺　法第46条第１項の規定による市町立の児童福祉施設の最低基準の実施の監督に関すること。

⑻　法第46条第３項の規定による市町立の児童福祉施設に対する改善勧告及び改善命令に関すること。

第１条第２項中第２号を第５号とし、第１号を第４号とし、同号の前に次の３号を加える。

⑴　法第21条の17第１項の規定による指定居宅支援事業者の指定の申請の受理に関すること。

⑵　法第21条の20の規定による指定居宅支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること。

⑶　法第21条の21第１項の規定による指定居宅支援事業者等に対する報告の命令等に関すること。

第１条第３項中「前項第15号」を「前項第21号」に、「前項第16号」を「前項第22号」に、「前項第17号」を「前項第23号」に改める。

第21条第１項中「児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

（愛媛県老人福祉法施行細則の一部改正）

第４条　愛媛県老人福祉法施行細則（昭和38年愛媛県規則第71号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（委任）

第２条　次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。

⑴　法第６条の３第１項の規定に基づく市町相互間の連絡調整等に関すること。

⑵　法第６条の３第２項の規定に基づく市町に対する助言に関すること。

⑶　法第18条第１項の規定に基づく市町が設置する老人デイサービスセンター等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

⑷　法第18条第２項の規定に基づく特別養護老人ホーム（市町が設置するものに限る。）及び養護老人ホームに対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

⑸　法第19条第１項の規定に基づく特別養護老人ホーム（市町が設置するものに限る。）及び養護老人ホームに対する改善及び事業の停止等の命令に関すること。

⑹　法第29条第３項の規定に基づく有料老人ホームに対する報告の徴収及び調査に関すること。

（愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部改正）

第５条　愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和39年愛媛県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「医療技術大学及び医療技術短期大学」

を「地方機関（地方局長が統轄する地方機関を除く。以下この項、第21条第２項及び第30条の３において同じ。）」に改め、「第13条第３項」の下に「、第21条第２項」を加え、「医療技術大学長」を「当該地方機関の長（１の庁舎に２以上の地方機関が所在する場合は、知事が指定する職にある者とする。第21条第２項及び第30条の３において同じ。）」に改める。

第21条第２項中「、地方局長」を「地方局長を、地方機関の所在する庁舎にあつては当該地方機関の長」に、「つど」を「都度」に改める。

第30条の３の見出しを「（地方機関の長への委任）」に改め、同条第１項中「医療技術大学及び医療技術短期大学」を「地方機関」に、「医療技術大学長（」を「当該地方機関の長（」に、「「学長」を「「地方機関の長」に、「医療技術大学事務局長」を「地方機関の公有財産主管課長（これに相当する職にある者を含む。）」に、「「医療技術大学長」を「「地方機関の長」に改め、同条第２項中「学長」を「地方機関の長」に改める。

（愛媛県茨の木水門操作規則の一部改正）

第６条　愛媛県茨の木水門操作規則（昭和56年愛媛県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第５条第２号中「西条地方局丹原土木事務所において測定した周桑地方の」を「周桑地方の雨量観測所において測定された」に改める。

（愛媛県農業改良資金貸付規則の一部改正）

第７条　愛媛県農業改良資金貸付規則（昭和60年愛媛県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第21条第１項中「、第16条第１項の規定により知事に提出する書類は当該書類を提出した者の所在地を管轄する地域農業改良普及センター所長を」を削り、同条第２項及び第３項を削る。

（愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正）

第８条　愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則（昭和60年愛媛県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

西条市丹原町池田1611番地 　　西条地方局丹原土木事務所内

」

を削り、「松山地方局久万土木事務所」を「松山地方局久万高原土木事務所」に改め、

「

伊予市米湊269番地１ 　　松山地方局伊予土木事務所内

」

を削り、「宇和島地方局御荘土木事務所」を「宇和島地方局愛南土木事務所」に改める。

（愛媛県執務時間規則の一部改正）

第９条　愛媛県執務時間規則（平成元年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「愛媛県大阪事務所」を「愛媛県大阪事務所　農林水産部森林局　森林整備課」に改める。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正）

第10条　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成14年愛媛県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表中４の項を削り、５の項を４の項とし、６の項を５の項とし、同表７の項中「愛媛県松山地方局久万土木事務所」を「愛媛県松山地方局久万高原土木事務所」に改め、同項を同表６の項とし、同表中８の項を削り、９の項を７の項とし、10の項から12の項までを２ずつ繰り上げ、同表13の項中「愛媛県宇和島地方局御荘土木事務所」を「愛媛県宇和島地方局愛南土木事務所」に改め、同項を同表11の項とする。

（愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部改正）

第11条　愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則（平成15年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表１の項中「西条市喜多川 796 番地１」を「西条市丹原町池田1161番地」に改め、同表６の項中「愛媛県宇和島地方局産業経済部御荘水産課」を「愛媛県宇和島地方局産業経済部愛南水産課」に改める。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正）

第12条　使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年愛媛県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「西条中央保健所長、今治中央保健所長、松山中央保健所長、八幡浜中央保健所又は宇和島中央保健所長」を「西条保健所長、今治保健所長、松山保健所長、八幡浜保健所長又は宇和島保健所長」に改め、「、新居浜保健所長又は大洲保健所長」を削る。

別表２の項を削り、同表３の項中「愛媛県西条中央保健所」を「愛媛県西条保健所」に改め、同項を同表２の項とし、同表４の項中「愛媛県今治中央保健所」を「愛媛県今治保健所」に改め、同項を同表３の項とし、同表５の項中「愛媛県松山中央保健所」を「愛媛県松山保健所」に改め、同項を同表４の項とし、同表６の項を削り、同表７の項中「愛媛県八幡浜中央保健所」を「愛媛県八幡浜保健所」に改め、同項を同表５の項とし、同表８の項中「愛媛県宇和島中央保健所」を「愛媛県宇和島保健所」に改め、同項を同表６の項とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第48号

地方公営企業法第39条第２項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第１項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

地方公営企業法第39条第２項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第１項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

（地方公営企業法第39条第２項の規定により知事が定める

職に関する規則の一部改正）

第１条　地方公営企業法第39条第２項の規定により知事が定める職に関する規則（昭和46年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

本則第２号中「次長、」を削る。

（地方公営企業法第15条第１項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正）

第２条　地方公営企業法第15条第１項ただし書に規定する主要な職員を定める規則（昭和46年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

本則第２号中「次長、」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○愛媛県告示第805号

農業指導班及び普及指導員の駐在所の名称、位置及び担当区域を次のように定め、改良普及員の駐在所の位置、名称及び担当区域の決定（昭和48年４月愛媛県告示第376号）は、廃止する。

平成17年４月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

名　　称	位　置	担当区域
1　西条地方局産業経済部農政普及課地域農業室四国中央農業指導班	四国中央市	四国中央市
2　今治地方局産業経済部農政普及課地域農業室しまなみ農業指導班	今治市	今治市のうち伯方町、吉海町、宮窪町、上浦町及び大三島町並びに越智郡
3　松山地方局産業経済部農政普及課地域農業室久万高原農業指導班	上浮穴郡久万高原町	上浮穴郡
4　松山地方局産業経済部農政普及課地域農業室伊予農業指導班	伊予市	伊予市及び伊予郡
5　八幡浜地方局産業経済部農政普及課地域農業室大洲農業指導班	大洲市	大洲市及び喜多郡
6　八幡浜地方局産業経済部農政普及課地域農業室西予農業指導班	西予市	西予市
7　宇和島地方局産業経済部農政普及課地域農業室鬼北農業指導班	北宇和郡鬼北町	北宇和郡のうち松野町及び鬼北町
8　宇和島地方局産業経済部農政普及課地域農業室愛南農業指導班	南宇和郡愛南町	南宇和郡
9　今治地方局産業経済部農政普及課地域農業室普及指導員岩城駐在所	越智郡上島町	越智郡
10　松山地方局産業経済部農政普及課地域農業室普及指導員中島駐在所	松山市	松山市のうち中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和及び吉木

○愛媛県告示第806号

愛媛県建設業者提出書類閲覧所の設置（昭和47年３月愛媛県告示第291号）の一部を次のように改正する。

平成17年４月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

表位置の欄中

「西条市　　西条地方局丹原土木事務所内」

を削り、「松山地方局久万土木事務所」を「松山地方局久万高原土木事務所」に改め、

「伊予市　　松山地方局伊予土木事務所内」

を削り、「宇和島地方局御荘土木事務所」を「宇和島地方局愛南土木事務所」に改める。

訓　令

○愛媛県訓令第２号

庁　中　一　般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第３条から第10条までを次のように改める。

第３条から第10条まで　削除

第11条の２第２項中「観光推進局長」を「観光国際局長」に、「観光推進局、」を「観光国際局、」に改める。

第12条に次の１項を加える。

５　えひめブランド推進監は、上司の命を受け、新しい愛媛ブランドの育成、販路開拓、食の安全・安心対策等に関する事務を調整し、整理するとともに、農産園芸課に係る当該事務を掌理し、同課の当該事務を担当する職員を指揮監督する。

第12条の４の見出しを「（課長補佐）」に改める。

第20条第２項中「理事、」を削り、「事業管理監」の下に「、えひめブランド推進監」を加える。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第３号

庁　中　一　般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように改める。

平成17年４月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「事業管理監」の下に「、えひめブランド推進監」を加える。

第５条第１項の表知事の権限に属する事務の部知事の項代決者の欄中「理事（担当部局に係る事務に限る。）及び」を削り、同部課長の項同欄中「事業管理監（担任事務に限る。）」の下に「、えひめブランド推進監（担任事務に限る。）」を加え、「及び」を「又は」に改め、同部原子力安全対策推進監、循環型社会推進監及び事業管理監の項決裁者の欄中「及び事業管理監」を「、事業管理監及びえひめブランド推進監」に改め、同項代決者の欄中「又は事業管理監」を「、事業管理監又はえひめブランド推進監」に改める。

別表第１　３の部１の項事項の欄中「第10条、第14条第３項」を「第11条、第15条第３項」に改め、同部２の項同欄中「第11条第２項、第12条」を「第12条第２項、第13条」に改め、同部３の項同欄中「第13条第１項」を「第14条第１項」に改め、同部４の項同欄中「第14条第１項」を「第15条第１項」に改め、同部５の項⑴同欄中「愛媛県公文書公開審査会」を「愛媛県情報公開・個人情報保護審査会又は愛媛県公文書公開審査会」に、「第17条、第18条」を「第18条、第19条」に改め、同項⑶同欄中「第14条第３項、第20条」を「第15条第３項、第21条」に改め、同表中20の部を22の部とし、16の部から19の部までを２ずつ繰り下げ、15の部を16の部とし、同部の次に次のように加える。

17　地方機関の庁舎の管理に関する事務	1　庁舎管理に関する事務の委任の承認（愛媛県庁舎管理規則第３条第３項）				○
	2　報告の徴収、調査及び措置の要求				○

別表第１中14の部を15の部とし、５の部から13の部までを１ずつ繰り下げ、同表４の部２の項事項の欄中「愛媛県個人情報保護審議会」を「愛媛県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同部３の項同欄中「削除」を「利用停止」に、「第20条、第23条第２項、第30条、第35条」を「第21条、第25条第３項、第32条、第39条」に改め、同部４の項同欄中「削除」を「利用停止」に、「第21条第２項、第22条、第31条第２項、第32条、第35条」を「第22条第２項、第23条、第33条第２項、第34条、第39条」に改め、同部８の項を削り、同部７の項⑴同欄中「愛媛県個人情報保護審議会」を「愛媛県情報公開・個人情報保護審査会」に、「第36条、第37条、第41条第３項」を「第40条、第41条」に改め、同項⑵同欄中「第23条第２項、第39条」を「第25条第３項、第43条」に改め、同項を同部８の項とし、同部６の項同欄中「第25条第１項」を「第27条第１項」に改め、同項を同部７の項とし、同部５の項同欄中「第23条第１項」を「第25条第１項、第２項」に改め、同項を同部６の項とし、同部４の項の次に次のように加える。

5　個人情報の開示及び訂正の請求に係る事案の移送（第24条第１項、第35条第１項）				○

別表第１中４の部を５の部とし、３の部の次に次のように加える。

4　個人情報保護法の施行に関する事務	1　事業者の支援に関すること（第12条）。				○
	2　個人情報取扱事業者に関すること。				
	⑴　報告の徴収（第32条、第51条、個人情報の保護に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第11条第１項）			○	
	⑵　助言（第33条、第51条、政令第11条第１項）			○	
	⑶　勧告及び命令（第34条、第51条、政令第11条第１項）		○		
	⑷　主務大臣への報告（政令第11条第４項）				○
	3　認定個人情報保護団体に関すること。				
	⑴　認定（第37条第１項、第51条、政令第11条第２項）			○	
	⑵　認定の公示（第37条第３項、第51条、政令第11条第２項）				○

	⑶　名称等の変更の届出の受理（政令第９条第３項、第11条第５項）				○
	⑷　認定業務の廃止の届出の受理（第40条、第51条、政令第11条第２項）				○
	⑸　報告の徴収（第46条、第51条、政令第11条第２項）			○	
	⑹　措置命令（第47条、第51条、政令第11条第２項）		○		
	⑺　認定の取消し（第48条第１項、第51条、政令第11条第２項）		○		
	⑻　取消しの公示（第48条第２項、第51条、政令第11条第２項）				○

別表第１備考１⑵中「５の部」を「６の部」に改め、同表備考１⑶中「７の部」を「８の部」に改め、同表備考１⑷中「10の部」を「11の部」に改め、同表備考２及び３中「５の部」を「６の部」に改める。

別表第２総務管理課の表中７の部を８の部とし、４の部から６の部までを１ずつ繰り下げ、３の部の次に次のように加える。

４　地方機関の庁舎の管理に関する事務	１　庁舎管理責任者の指定（愛媛県庁舎管理規則第３条第１項）				○

別表第２職員厚生室の表１の部１の項を次のように改める。

１　退職手当に関すること（愛媛県退職手当条例及び技能労務職員の退職手当に関する規程）。				
⑴　支給の決定				
ア　１件500万円以上			○	
イ　１件500万円未満				○
⑵　受給資格者の決定（勧奨退職者に係るものに限る。）		○		

別表第２市町村課の表組織名の欄中「市町村課」を「市町振興課」に改め、同表１の部３の項中⑹を⑺とし、⑴から⑸までを１ずつ繰り下げ、⑵の前に次のように加える。

⑴　協議会設置の勧告（第252条の２第４項）	○			

別表第２市町振興課の表２の部を次のように改める。

２　市町村の合併の特例等に関する法律の施行に関する事務	１　合併協議会設置の請求があつた場合の報告等の受理及び通知（第４条第２項、第４項、第８項から第10項まで、第13項、第16項、第20項、第５条第３項、第４項、第８項、第９項、第11項、第12項、第17項、第18項、第23項、第24項）			○	
	２　合併協議会設置の請求が同一の内容であることの確認（第５条第２項）			○	
	３　合併特例区の設置の認可（第28条第１項）	○			
	４　合併特例区の規約の変更の認可（第32条第４項）			○	
	５　合併特例区の規約の変更の届出の受理（第32条第５項）				○
	６　合併協議会設置の勧告を行おうとする場合における市町の意見の聴取（第61条第１項）			○	

	７　合併協議会設置の勧告を行つた場合の市町議会の審議結果等の報告の受理及び通知（第61条第４項、第５項、第７項、第８項、第13項、第14項、第19項、第20項）			○	
	８　市町の合併に関する協議の状況についての報告の徴収（第62条）				○
	９　市町の合併に関する協議の推進に関する勧告（第64条第１項、第２項）	○			
	10　市町が講じた措置についての報告の徴収（第64条第３項）				○

別表第２市町振興課の表中26の部を削り、27の部を26の部とする。

別表第２行政システム改革課の表中６の部及び７の部を削り、８の部を６の部とし、９の部から12の部までを２ずつ繰り上げ、10の項の次に次のように加える。

11　総務系業務の集中化及び効率化の推進に関する事務	１　総務系業務の集中化及び効率化の推進に関すること。	○			

別表第２企画調整課の表13の部事務の種類の欄中「国土総合開発事業調整費」を「社会資本整備事業調整費」に改め、同部１の項事項の欄中「調査事業調整費」を「社会資本整備事業調整費」に改め、同表中同部の次に次のように加える。

14　広域自治体の在り方に関する事務	１　広域自治体の在り方に関すること。	○			
15　科学技術の振興に関する事務	１　科学技術振興指針の策定及び変更	○			
	２　科学技術振興会議に関すること。		○		
	３　県立試験研究機関の評価に関する事務の総括に関すること。		○		
	４　その他科学技術の振興に関すること。				○
16　規制緩和に関する事務の総括に関する事務	１　規制緩和に係る総合調整に関すること。			○	

別表第２交通対策課の表５の部２の項事項の欄中「松山空港地域活性化連絡会議」を「松山空港地域活性化推進協議会」に改める。

別表第２国際交流課の表を削る。

別表第２県民生活課の表３の部事務の種類の欄中「愛媛県消費者保護条例」を「愛媛県消費生活条例」に改め、同部１の項事項の欄中「（第９条」を「及び消費者への周知（第15条第１項、第２項」に改め、同部２の項同欄中「第11条」を「第17条」に改め、同部３の項同欄中「第12条」を「第18条」に改め、同部４の項同欄中「（第15条第３項）」を「及び消費者への周知（第24条第３項、第５項」に改め、同部５の項同欄中「第16条、第17条」を「第26条、第27条」に改め、同部６の項同欄中「第18条」を「第28条」に改め、同部７の項同欄中「第19条第１項、第３項」を「第29条第１項、第３項」に改め、同部８の項同欄中「事業者」を「事業者等」に、「第21条」を「第32条」に改め、同項を同部９の項とし、同部７の項の次に次のように加える。

８　報告の徴収、立入調査及び商品等の提出の要求（第31条第１項）			○	

別表第２県民生活課の表３の部中９の項の次に次のように加える。

10　公表の通知（愛媛県消費生活条例施行規則（以下この部において「規則」という。）第23条第１項）			○	
11　処理の経過及び結果の通知（規則第24条第２項）			○	
12　申出に対する必要な調査（第33条第２項）			○	

13　申出の内容等の消費者への周知（第33条第３項）			○	
14　国の行政機関への意見提出及び措置要求（第34条第２項）	○			

別表第２県民生活課の表６の部２の項事項の欄中「第39条第１項」の下に「から第３項まで」を加え、同部３の項同欄中「第39条第２項」を「第39条第４項」に改める。

別表第２県民活動推進課の表10の部中５の項を６の項とし、４の項の次に次のように加える。

5　住民の支援に関すること（個人情報の保護に関する法律第12条）。				○

別表第２保健福祉課の表７の部事務の種類の欄中「社会福祉事業振興会業務方法書（昭和29年５月25日付け厚生大臣認可）」を「独立行政法人福祉医療機構業務方法書（平成16年４月１日付け厚生労働大臣認可）」に改め、同部１の項事項の欄中「第10条第３項」を「第21条」に改め、同表12の部中１の項及び２の項を削り、３の項を１の項とし、同表13の部を削り、同表14の部１の項から３の項までを削り、同部４の項中「旧規則」を「旧愛媛県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（以下この部において「旧規則」という。）」に改め、同項を同部１の項とし、同部中５の項を２の項とし、６の項から８の項までを３ずつ繰り上げ、９の項を削り、10の項を６の項とし、同部を同表13の部とし、同表中15の部を14の部とし、16の部を15の部とし、17の部を16の部とし、同部の次に次のように加える。

17　身体障害者福祉法の施行に関する事務	1　更生援護施設の監査の計画及び実施			○	
18　児童福祉法の施行に関する事務	1　児童福祉施設に関すること。				
	(1)　最低基準実施の監督（第46条第１項）				○
	(2)　改善勧告及び改善命令（第46条第３項）		○		
	(3)　事業停止命令（第46条第４項）		○		
	(4)　予算の変更及び職員の解職指示（第56条の２第２項）		○		
	(5)　実地検査（児童福祉法施行令第38条）				○
	(6)　最低基準向上の勧告（児童福祉施設最低基準第３条第１項）				○
19　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事務	1　報告の徴収及び立入検査（第50条の２の４）			○	
	2　改善及び事業の停止命令（第50条の２の５第１項）		○		
20　老人福祉法の施行に関する事務	1　市町以外の者が設置する特別養護老人ホームに関すること。				
	(1)　報告の徴収等（第18条第２項）				○
	(2)　改善又は事業の停止命令（第19条第１項）				○
21　介護保険法の施行に関する事務	1　市町以外の者が設置する指定介護老人福祉施設に対する報告の命令等（第90条第１項）				○

別表第２健康増進課の表２の部中４の項を５の項とし、１の項から３の項までを１ずつ繰り下げ、２の項の前に次のように加える。

1　予防計画に関すること。				
(1)　策定及び変更（第３条の４第１項、第３項）	○			
(2)　市町等の意見の聴取（第３条の４第４項）			○	
(3)　厚生労働大臣への提出及び公表（第３条の４第５項）				○

別表第２健康増進課の表２の部中５の項の次に次のように加える。

６　指定医療機関に対する診療報酬の支払差止等（第42条第２項）		○		

別表第２健康増進課の表10の部２の項を次のように改める。

２　健康診断の実施（第７条）				○

別表第２薬務衛生課の表１の部を次のように改める。

１　薬事法の施行に関する事務	１　卸売一般販売業に関すること。				
	⑴　許可（第24条第１項、薬事法施行令（以下この部において「政令」という。）第44条第１項、薬事法施行規則（以下この部において「省令」という。）第１条第３項、第 138 条第２項）				○
	⑵　許可の更新（第24条第２項、政令第44条第１項）				○
	⑶　管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第７条第３項ただし書、第27条）				○
	⑷　販売先等の変更の許可（第26条第３項ただし書）				○
	⑸　廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第10条、第38条、省令第16条第４項、第 141 条）				○
	⑹　構造設備の改善命令等（第72条第４項）		○		
	⑺　薬剤師の増員命令（第72条の２）		○		
	⑻　業務運営改善等の措置命令（第72条の３）		○		
	⑼　管理者の変更命令（第73条）		○		
	⑽　許可の取消し等（第75条第１項）		○		
	⑾　許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）		○		
	⑿　許可証の書換え交付（政令第45条第１項）				○
	⒀　許可証の再交付（政令第46条第１項）				○
	⒁　許可証の返納の受理（政令第46条第３項、第47条）				○
	⒂　許可台帳の備付け（政令第48条）				○
	⒃　販売先又は販売品目の変更又は追加の届出の受理（省令第 144 条）				○
	２　薬種商販売業に関すること。				
	⑴　許可（第24条第１項、第28条第１項、政令第44条第１項、省令第 146 条第３項）				○
	⑵　許可の更新（第24条第２項、政令第44条第１項）				○
	⑶　廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第10条、第38条、省令第16条第４項、第 153 条）				○
	⑷　構造設備の改善命令等（第72条第４項）		○		
	⑸　業務運営改善等の措置命令（第72条の３）		○		

⑹　許可の取消し等（第75条第１項）		○		
⑺　許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）		○		
⑻　許可証の書換え交付（政令第45条第１項）				○
⑼　許可証の再交付（政令第46条第１項）				○
⑽　許可証の返納の受理（政令第46条第３項、第47条）				○
⑾　許可台帳の備付け（政令第48条）				○
３　配置販売業に関すること。				
⑴　許可（第24条第１項、第30条第１項、政令第44条第１項）				○
⑵　許可の更新（第24条第２項、第30条第１項、政令第44条第１項）				○
⑶　配置販売品目の指定（第30条第１項）				○
⑷　配置従事の届出の受理（第32条、薬事法施行細則第４条）				○
⑸　配置従事者の身分証明書の交付、書換え交付及び再交付（第33条）				○
⑹　廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第10条、第38条）				○
⑺　構造設備の改善命令等（第72条第４項）		○		
⑻　業務運営改善等の措置命令（第72条の３）		○		
⑼　配置員の業務停止命令（第74条）		○		
⑽　許可の取消し等（第75条第１項）		○		
⑾　許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）		○		
⑿　許可証の書換え交付（政令第45条第１項）				○
⒀　許可証の再交付（政令第46条第１項）				○
⒁　許可証の返納の受理（政令第46条第３項、第47条）				○
⒂　許可台帳の備付け（政令第48条）				○
⒃　配置販売品目の変更又は追加の指定（省令第 159 条）				○
４　医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売業又は製造業に関すること。				
⑴　製造販売業の許可（第12条第１項、第81条、政令第４条第１項、第80条第２項、省令第19条第３項）				○
⑵　製造販売業の許可の更新（第12条第２項、第81条、政令第４条第１項、第80条第２項）				○
⑶　製造業の許可（第13条第１項、第５項、第81条、政令第11条第１項、第80条第２項、省令第25条第３項）				○
⑷　製造業の許可の更新（第13条第３項、第５項、第81条、政令第11条第１項、第80条第２項）				○

		⑸　製造業の許可区分の変更又は追加の許可（第13条第６項、第81条、政令第80条第２項）				○	
		⑹　製造販売の承認（第14条第１項、第81条、政令第80条第２項）				○	
		⑺　政令第21条で定める期間を経過するごとに行う製造管理及び品質管理の方法の基準適合性の調査（第14条第６項、第81条、政令第21条、第23条、第80条第２項）				○	
		⑻　製造販売の承認事項の変更の承認（第14条第９項、第81条、政令第80条第２項）				○	
		⑼　製造販売の承認事項の軽微な変更の届出の受理（第14条第10項、第81条、政令第80条第２項）				○	
		⑽　製造販売の承認の承継の届出の受理（第14条の８第３項、第81条、政令第80条第２項）				○	
		⑾　製造販売の届出及び変更届出の受理（第14条の９、第81条、政令第80条第２項）				○	
		⑿　製造管理者の製造所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第７条第３項ただし書、第17条第４項、第68条の２第２項、第81条、政令第80条第２項）				○	
		⒀　製造販売業の廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第19条第１項、第81条、政令第80条第２項、省令第16条第４項、第99条第３項）				○	
		⒁　製造業の製造所の廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第19条第２項、第81条、政令第80条第２項、省令第16条第４項、第 100 条第３項）				○	
		⒂　医薬品製造業の管理者の承認（第68条の２第１項、第81条、政令第80条第２項）				○	
		⒃　製造販売業者に対する検査命令（第71条）		○			
		⒄　製造販売業者に対する品質管理又は製造販売後安全管理の改善命令等（第72条第１項、第81条、政令第80条第２項）		○			
		⒅　製造販売業者又は輸出用製造業者に対する製造管理又は品質管理の改善命令等（第72条第２項、第81条、政令第80条第２項）		○			
		⒆　製造業者に対する構造設備の改善命令等（第72条第３項）		○			
		⒇　製造販売業者及び製造業者に対する業務運営改善等の措置命令（第72条の３、第81条、政令第80条第２項）		○			
		(21)　製造販売業又は製造業の管理者等の変更命令（第73条、第81条、政令第80条第２項）		○			

		㉒　製造販売の承認の取消し等（第74条の２第１項、第81条、政令第80条第２項）		○			
		㉓　製造販売の承認事項の変更命令（第74条の２第２項、第81条、政令第80条第２項）		○			
		㉔　製造販売の承認の取消し及び変更命令（第74条の２第３項、第81条、政令第80条第２項）		○			
		㉕　製造販売業又は製造業の許可の取消し等（第75条第１項、第81条、政令第80条第２項）		○			
		㉖　製造業に対する処分の具申（第75条第２項）		○			
		㉗　製造販売業又は製造業の許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）		○			
		㉘　回収の報告の受理（第77条の４の３、第81条、政令第80条第２項）		○			
		㉙　政令第71条で定める期間を経過するごとに行う製造管理及び品質管理の方法の基準適合性の調査（第80条第１項、第81条、政令第23条、第71条、第80条第２項）				○	
		㉚　製造販売業の許可証の書換え交付（第81条、政令第５条第１項、第80条第２項）				○	
		㉛　製造販売業の許可証の再交付（第81条、政令第６条第１項、第80条第２項）				○	
		㉜　製造販売業の許可証の返納の受理（第81条、政令第６条第４項、第７条第１項、第80条第２項）				○	
		㉝　製造販売業の許可台帳の備付け（第81条、政令第８条第１項、第80条第２項）				○	
		㉞　製造業の許可証の書換え交付（第81条、政令第12条第１項、第80条第２項）				○	
		㉟　製造業の許可証の再交付（第81条、政令第13条第１項、第80条第２項）				○	
		㊱　製造業の許可証の返納の受理（第81条、政令第13条第４項、第14条第１項、第80条第２項）				○	
		㊲　製造業の許可台帳の備付け（第81条、政令第15条第１項、第80条第２項）				○	
		㊳　承認台帳の備付け（第81条、政令第19条第１項、第80条第２項）				○	
		㊴　検定に係る試験品の送付等（第81条、政令第59条、第80条第２項）				○	
		㊵　製造販売承認に係る申請書記載事項の整備の届出の受理（薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第112号）附則第３条）				○	
		５　医療機器の修理業に関すること。					
		⑴　許可（第40条の２第１項、第81条、政令第11条第１項、第55条、第80条第２項、省令第180条第３項）				○	

	⑵　許可の更新（第40条の２第３項、第81条、政令第11条第１項、第55条、第80条第２項）				○
	⑶　修理区分の変更又は追加の許可（第40条の２第５項、第81条、政令第80条第２項）				○
	⑷　廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第19条第２項、第40条の３、政令第80条第２項、第81条、省令第16条第４項、第195条第３項）				○
	⑸　検査命令（第71条）		○		
	⑹　構造設備の改善命令等（第72条第３項）		○		
	⑺　業務運営改善等の措置命令（第72条の３、第81条、政令第80条第２項）		○		
	⑻　責任技術者の変更命令（第73条、第81条、政令第80条第２項）		○		
	⑼　許可の取消し等（第75条第１項、第81条、政令第80条第２項）		○		
	⑽　処分の具申（第75条第２項）		○		
	⑾　許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）		○		
	⑿　許可証の書換え交付（第81条、政令第12条第１項、第55条、第80条第２項）				○
	⒀　許可証の再交付（第81条、政令第13条第１項、第55条、第80条第２項）				○
	⒁　許可証の返納の受理（第81条、政令第13条第４項、第14条第１項、第55条、第80条第２項）				○
	⒂　許可台帳の備付け（第81条、政令第15条第１項、第55条、第80条第２項）				○

別表第２薬務衛生課の表３の部１の項事項の欄中「毒物劇物営業者に」を「毒物又は劇物の製造業又は輸入業に」に改め、同項⑴同欄中「毒物劇物営業の」を削り、「第４条」を「第４条第１項、第23条の３」に、「第36条の７」を「第36条の７第１項」に改め、同項⑵同欄中「毒物劇物営業の」を削り、「第４条、政令第36条の７」を「第４条第４項、第23条の３、政令第36条の７第１項」に改め、同項⑶同欄中「毒物劇物営業の」を削り、「再交付（）の下に「第23条の３、」を加え、「第36条の７」を「第36条の７第１項」に改め、同項⑷同欄中「製剤製造業者等の」を削り、「第９条、政令第36条の７」を「第９条第１項、第23条の３、政令第36条の７第１項」に改め、同項⑸同欄中「毒物劇物営業者の」を削り、「第10条、政令第36条の７」を「第10条第１項、第23条の３、政令第36条の７第１項」に改め、同項⑹同欄及び同項⑺同欄中「第７条、政令第36条の７」を「第７条第３項、第23条の３、政令第36条の７第１項」に改め、同部３の項を削り、同部４の項を同部３の項とし、同部５の項⑴中「毒物劇物営業」を「毒物又は劇物の製造業又は輸入業」に、「第19条、第23条の３、政令第36条の２、第36条の７」を「第19条第１項、第２項、第４項、第23条の３、政令第36条の２第１項、第３項、第36条の７第１項」に改め、同項⑷同欄中「第19条」を「第19条第５項」に改め、同項⑷を同項⑸とし、同項⑶同欄中「毒物劇物取扱責任者」を「毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者に対する毒物劇物取扱責任者」に、「第19条、第22条」を「第19条第３項、第23条の３、第36条の７第１項」に改め、同項⑶を同項⑷とし、同項⑵同欄中「毒物」を「毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は特定毒物研究者に対する毒物」に改め、「、第22条」を削り、同項⑵を同項⑶とし、同項⑴の次に次のように加える。

⑵　毒物又は劇物の製造業、輸入業又は特定毒物研究者に係る業務停止期間満了後の登録票又は許可証の交付（第23条の３、政令第36条の２第２項、第３項、第36条の７第１項）				○

別表第２薬務衛生課の表３の部中５の項を４の項とし、６の項を５の項とし、７の項を６の項とし、同表13の部中１の項を削り、２の項を１の項とし、３の項及び４の項を削り、同部５の項事項の欄中「登録」の下に「（松山市を所在地とする営業

所に限る。）」を加え、同項を同部２の項とし、同部６の項同欄中「取消し」の下に「（松山市を所在地とする営業所に限る。）」を加え、同項を同部３の項とし、同部７の項同欄中「立入検査」の下に「（松山市を所在地とする営業所に限る。）」を加え、同項を同部４の項とし、同表18の部中３の項を５の項とし、２の項を３の項とし、同項の次に次のように加える。

４　食品衛生推進員の委嘱（第61条第２項）			○	

別表第２薬務衛生課の表18の部１の項の次に次のように加える。

２　食品衛生管理者の設置及び変更の届出の受理（第48条第８項）				○

別表第２薬務衛生課の表19の部中２の項を削り、３の項を２の項とし、同項の次に次のように加える。

３　免許の取消し（第８条）		○		

別表第２薬務衛生課の表24の部中２の項及び３の項を削り、１の項を２の項とし、同項の前に次のように加える。

１　免許に関すること。				
⑴　免許及び再免許（第３条第１項、第７条第１項、第13条第３項）				○
⑵　免許証の再交付（第７条第２項）				○
⑶　免許の取消し（第13条第１項、第２項）		○		

別表第２子育て支援課の表13の部１の項中⑶を削り、⑷を⑶とし、⑸から⑽までを１ずつ繰り上げ、⑾から⒀までを削り、⒁を⑽とし、⒂を削り、⒃を⑾とし、⒄を⑿とし、同部を同表14の部とし、同表12の部を削り、同表11の部事務の種類の欄中「社会福祉事業振興会業務方法書（昭和29年５月25日付け厚生大臣認可）」を「独立行政法人福祉医療機構業務方法書（平成16年４月１日付け厚生労働大臣認可）」に改め、同部１の項事項の欄中「第10条第３項」を「第21条」に改め、同部を同表13の部とし、同表中10の部を12の部とし、９の部を11の部とし、同表８の部１の項⑴同欄及び⑵同欄中「市町村」を「市町」に改め、同項中⑷から⑹までを削り、⑺を⑷とし、⑻から⒇までを３ずつ繰り上げ、同部２の項⑴を削り、同項⑵同欄中「児童福祉施設入所措置費」の下に「（医療費に係るものを除く。）」を、「負担（」の下に「第50条及び」を加え、同項⑵を同項⑴とし、同項⑴の次に次のように加える。

⑵　医療費に係る児童福祉施設入所措置費（第50条）				○

別表第２子育て支援課の表８の部４の項中⑵を削り、⑶を⑵とし、同部を同表９の部とし、同部の次に次のように加える。

10　愛媛県産休代替職員制度実施要綱（昭和51年12月６日付け福祉部長通知）に関する事務	１　登録名簿の作成及び配布（第三の２）				○
	２　任用の承認及び変更承認（市町立の保育所及び母子生活支援施設並びにへき地保育所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係るものを除く。）（第四の５）				○
	３　雇用関係解消等の届出の受理（第四の６）				○

別表第２子育て支援課の表中７の部を８の部とし、６の部を７の部とし、３の部から５の部までを１ずつ繰り下げ、同表２の部１の項⑴同欄中「貸付け」の下に「（行う業務が２以上の地方局の管轄区域にわたる母子福祉団体に対する貸付けに限る。）」を加え、「第32条」を「第32条第１項、第３項、愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則（以下この部において「規則」という。）第４条から第６条まで、第24条第１項）」に改め、同項⑷同欄中「第16条」の下に「、第18条」を加え、同項⑻同欄中「愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則（以下この部において「規則」という。）」を「規則第４条から第６条第１項まで、」に改め、同項⑾の次に次のように加える。

⑿　貸付金に係る届出の受理（規則第18条、第24条第１項）				○

別表第２子育て支援課の表中２の部を３の部とし、１の部を２の部とし、同部の前に次のように加える。

１　次世代育成支援対策推進法の施行に関する事務	１　行動計画に関すること。				
	⑴　策定及び公表（第９条第１項、第４項）	○			
	⑵　措置の実施状況の公表（第９条第５項）			○	

	⑶　市町行動計画についての助言（第10条）			○	
	２　都道府県地域協議会の設置（第21条）		○		

別表第２障害福祉課の表１の部１の項中⑶を削り、⑷を⑶とし、⑸から⑽までを１ずつ繰り上げ、⑾から⒀までを削り、⒁を⑽とし、⒂を削り、⒃を⑾とし、⒄を⑿とし、同表２の部８の項⑵及び⑶を削り、同項⑷事項の欄中「第17条の29、」を削り、同項⑷を同項⑵とし、同項⑸を同項⑶とし、同部13の項同欄中「市町村」を「市町」に改め、同部中15の項を削り、16の項を15の項とし、同部17の項同欄中「市町村」を「市町」に改め、同項を同部16の項とし、同部18の項から23の項までを１ずつ繰り上げ、同表３の部２の項中⑵及び⑶を削り、⑷を⑵とし、⑸から⑺までを２ずつ繰り上げ、同表４の部２の項⑴同欄及び同項⑵同欄中「市町村」を「市町」に改め、同項中⑷から⑹までを削り、⑺を⑷とし、⑻から⒀までを３ずつ繰り上げ、同部３の項中⑵を⑶とし、⑴の次に次のように加える。

⑵　医療費及び治療用装具に係る児童福祉施設入所措置費の支弁（第50条）				○

別表第２障害福祉課の表８の部３の項事項の欄中「改善並びに事業の停止及び」を「事業の」に改め、同部を同表９の部とし、同表中７の部を８の部とし、６の部を７の部とし、５の部を６の部とし、４の部の次に次のように加える。

５　発達障害者支援法の施行に関する事務	１　発達障害者支援センターに関すること。				
	⑴　指定（第14条第１項）		○		
	⑵　報告の徴収及び立入調査（第16条第１項）				○
	⑶　改善命令（第17条）		○		
	⑷　指定の取消し（第18条）		○		

別表第２長寿介護課の表２の部１の項⑽事項の欄中「市町村」を「市町」に改め、同部２の項⑹同欄中「市町村」を「市町」に改め、「老人福祉施設」の下に「（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）」を加え、「、第２項」を削り、同項⑼同欄中「の運営の調査及び勧告（第29条第３項、第４項」を「に対する改善命令（第29条第４項」に改め、同項⑼を同項⑽とし、同項⑻を同項⑼とし、同項⑺同欄中「改善命令等及び」、「第18条の２第１項、」及び「第71条、」を削り、同項⑺を同項⑻とし、同項⑹の次に次のように加える。

⑺　老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）に対する改善命令等（第18条の２第１項、社会福祉法第71条、第72条）				○

別表第２長寿介護課の表４の部５の項中⑶を削り、⑷を⑶とし、⑸を⑷とし、同表５の部１の項中⑶を削り、⑷を⑶とし、⑸から⑽までを１ずつ繰り上げ、⑾から⒀までを削り、⒁を⑽とし、⒂を削り、⒃を⑾とし、⒄を⑿とする。

別表第２産業政策課の表中９の部の次に次のように加える。

10　自転車競技法施行規則の施行に関する事務	１　競技開催届等の進達（第２条）				○

別表第２企業立地推進室の表中５の部の次に次のように加える。

６　鉱業法の施行に関する事務	１　鉱業権設定出願の協議に対する回答（第24条）		○		

別表第２経営支援課の表中８の部及び９の部を削り、10の部を８の部とし、11の部から21の部までを２ずつ繰り上げ、同表22の部１の項⑴事項の欄中「第23条第１項」の下に「、第３項」を加え、同項⑶同欄中「第24条」を「第23条第３項、第24条」に改め、同項⑻同欄中「第24条」を「第23条第３項、第24条」に、「第４項、第６項」を「第５項」に改め、同部を同表20の部とし、同表中23の部から29の部までを２ずつ繰り上げ、30の部及び31の部を削り、32の部を28の部とし、33の部を29の部とする。

別表第２観光課の表組織名の欄中「観光課」を「観光交流課」に改め、同表中２の部から４の部までを削り、５の部を２の部とし、６の部を３の部とし、７の部を削り、８の部を４の部とし、９の部を５の部とし、10の部を６の部とし、同表11の部１の項事項の欄中「主催旅行」を「企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）」に、「第４

条第１項」を「第５条第１項」に改め、同部２の項⑴同欄中「第４条第１項」を「第５条第１項」に改め、同部３の項⑴同欄中「第４条第２項」を「第５条第２項」に改め、同項⑵同欄中「第４条第３項」を「第５条第３項」に改め、同部を同表７の部とし、同部の次に次のように加える。

８　総合保養地域整備法の施行に関する事務	１　基本構想の作成及び協議（第５条第１項）	○			
	２　関係市町に対する協議（第５条第３項、第６条第２項）			○	
	３　基本構想の公表（第５条第６項、第６条第２項）			○	
	４　基本構想の変更及び変更協議（第６条第１項）		○		

別表第２観光交流課の表中12の部を９の部とし、13の部を10の部とし、同部の次に次のように加える。

11　伝統的工芸品産業の振興に関する法律の施行に関する事務	１　伝統的工芸品の指定及び指定の変更の申出書の進達（第２条第３項、第７項）			○	
	２　振興計画の認定申請書の進達（第４条）			○	
	３　振興計画の変更認定申請書の進達（第５条第２項）			○	
	４　報告の徴収（第22条）			○	
12　えひめ伝統工芸士に関する事務	１　えひめ伝統工芸士の認定及び認定の取消し（えひめ伝統工芸士認定規程（昭和56年10月愛媛県告示第1254号）第２条第１項、第６条）	○			

別表第２観光交流課の表14の部を削る。

別表第２観光交流課の表の次に次の１表を加える。

組織名	事務の種類	事　　　項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
国際交流課	１　国際交流に関する事務	１　都道府県国際交流推進協議会に関すること。				○
		２　海外友好親善事業に関すること。			○	
		３　国際交流員に関すること。				
		⑴　受入方針に関すること。			○	
		⑵　その他国際交流員に関すること。			○	
		４　在県留学生に関すること。				○
	２　国際協力に関する事務	１　海外技術研修員の受入れに関すること。				
		⑴　受入方針に関すること。			○	
		⑵　その他海外技術研修員に関すること。			○	
		２　青年海外協力隊の募集・啓発事業の実施				○
	３　国際観光振興事業の実施に関する事務	１　国際観光振興事業の実施				○
	４　外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の施行に関する事務	１　外客来訪促進計画に関すること。				
		⑴　策定（第４条第１項）	○			
		⑵　変更（第４条第６項）		○		
		⑶　国土交通大臣への同意申請（第４条第２項、第６項）			○	
		⑷　関係市町との協議（第４条第４項、第６項）			○	
		⑸　公表（第４条第５項、第６項）			○	
		２　事業者に対する助言、指導等（第５条第１項）				○

５　通訳案内業法の施行に関する事務	１　免許及び免許証の交付（第３条、第７条）				○
	２　免許証の再交付及び書換え（第９条）				○
	３　営業停止命令及び免許の取消し（第14条第１項）				○
	４　免許証の返納の受理（通訳案内業法施行規則第17条）				○
６　国際観光ホテル整備法の施行に関する事務	１　必要な措置の指示（第12条第２項、第13条第２項、第18条第２項）			○	
	２　報告の徴収及び立入検査（第44条第１項、第３項）				○
７　海外移住に関する事務	１　海外移住に関すること。				○
８　旅券法の施行に関する事務	１　一般旅券の発給の申請の受理（第３条、旅券法施行規則（以下この部において「省令」という。）第３条第１項、第２項）				○
	２　一般旅券に係る申請を外務省で行う必要性の認定（第３条第１項、第８条第３項、第９条第４項、第10条第３項、第12条第３項）				○
	３　一般旅券の交付（第７条第１項、第２項、第８条第３項、第９条第４項、第10条第３項、第12条第３項、省令第６条第３項、第５項）				○
	４　一般旅券の交付を外務大臣が行う必要性の認定（第７条第１項、第８条第３項、第９条第４項、第10条第３項、第12条第３項）				○
	５　一般旅券の渡航先の追加の申請の受理（第３条第３項、第４項、第８条第１項、第３項、省令第３条第１項、第２項）				○
	６　一般旅券の記載事項の訂正（第３条第４項、第９条第１項、第４項、旅券法施行令（以下この部において「政令」という。）第４条第３号、省令第３条第１項、第２項、第５項）				○
	７　一般旅券の職権による作成又は訂正（第９条第３項、政令第４条第４号）				○
	８　一般旅券の再発給の申請の受理（第３条第３項、第４項、第10条第１項、第３項、省令第３条第１項、第２項）				○
	９　一般旅券の査証欄の増補（第３条第４項、第12条第１項、第３項、政令第４条第１項第６号、省令第３条第１項、第２項、第５項）				○
	10　一般旅券の発給をしない場合等の通知及び一般旅券の返納命令に係る書面の交付（第14条、第19条第４項、政令第４条第１項第７号）				○
	11　一般旅券の紛失又は焼失に係る届出の受理（第17条）				○
	12　返納された一般旅券の還付（第19条第６項）				○

別表第２町並博推進課の表及びイベント推進室の表を削る。

別表第２農政課の表19の部中１の項を削り、２の項を１の項とする。

別表第２農業経済課の表５の部事務の種類の欄中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に改める。

別表第２農業経営課の表２の部事務の種類の欄及び同部１の項事項の欄中「果樹及び」を削り、同表３の部中４の項及び５の項を削り、６の項を４の項とし、７の項を削り、同部８の項事項の欄中「改良普及職員」を「普及指導員」に改め、同項を同部５の項とし、同部中９の項を６の項とし、10の項から13の項までを３ずつ繰り上げ、同表５の部２の項事項の欄中「受理」の下に「（県外に住所を有する者に係るものに限る。５の項及び６の項において同じ。）」を加え、同部中６の項を削り、５の項を９の項とし、４の項の次に次のように加える。

５　特殊肥料の生産業者及び輸入業者の届出の受理（第22条）				○
６　販売業務についての届出の受理（第23条）				○
７　報告の徴収（第29条第１項、第３項）				○
８　立入検査、質問及び収去（第30条第１項、第３項、第５項、第６項）				○

別表第２農業経営課の表６の部事項の欄を次のように改める。

１　販売者の届出の受理（県外に住所を有する者に係るものに限る。）（第８条）
２　農薬に関する助言、指導等（第12条の４）
３　販売者及び農薬使用者に対する報告命令及び立入検査等（第13条）
４　販売者に対する農薬の販売の制限又は禁止（第14条第４項）

別表第２農産園芸課の表３の部２の項及び３の項を削り、同表５の部中６の項の次に次のように加える。

７　食品の表示に関する事務				○

別表第２農産園芸課の表18の部を削り、同表に備考として次のように加える。

備考　この表５の部から７の部まで及び９の部の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「えひめブランド推進監」とする。

別表第２畜産課の表26の部を次のように改める。

26　薬事法の施行に関する事務	１　進達に関すること。				
	⑴　医薬品等の製造販売業の許可申請（第12条第１項、第21条第１項）				○
	⑵　医薬品等の製造販売業の許可更新申請（第12条第２項、第21条第１項）				○
	⑶　医薬品等の製造販売業の廃止、休止及び再開並びに変更の届出（第19条第１項、第21条第１項）				○
	⑷　医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付（薬事法施行令（以下この部において「政令」という。）第５条第２項）				○
	⑸　医薬品等の製造販売業の許可証の再交付（政令第６条第２項）				○
	⑹　医薬品等の製造販売業の許可証の返納（政令第６条第４項、第７条第１項）				○
	⑺　医薬品等の製造業の許可申請（第13条第１項、第21条第２項）				○
	⑻　医薬品等の製造業の許可更新申請（第13条第３項、第21条第２項）				○
	⑼　医薬品等の製造業の廃止、休止及び再				

		開並びに変更の届出（第19条第２項、第21条第２項）				○	
		⑽　医薬品等の製造業の許可証の書換え交付（政令第12条第２項）				○	
		⑾　医薬品等の製造業の許可証の再交付（政令第13条第２項）				○	
		⑿　医薬品等の製造業の許可証の返納（政令第13条第４項、第14条第１項）				○	
		⒀　外国特例承認取得者の選任製造販売業者の変更の届出（第19条の３、第21条第３項）				○	
		⒁　生物由来製品の製造管理者の設置の承認申請（第21条第２項、第68条の２第１項）				○	
		⒂　医療機器修理業の許可証の書換え交付（政令第12条第２項、第55条）				○	
		⒃　医療機器修理業の許可証の再交付（政令第13条第２項、第55条）				○	
		⒄　医療機器修理業の許可証の返納（政令第13条第４項、第14条第１項、第55条）				○	
		⒅　医療機器修理業の廃止、休止及び再開並びに変更の届出（第19条第２項、第21条第２項、第40条の３）				○	
		２　一般販売業に関すること。					
		⑴　許可（第24条第１項、第26条第１項、政令第44条第１項）				○	
		⑵　許可の更新（第24条第２項、政令第44条第１項）				○	
		⑶　管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第７条第３項ただし書、第27条）				○	
		⑷　卸売一般販売業の販売先等の変更の許可（第26条第３項ただし書）				○	
		⑸　廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第10条、第38条）				○	
		⑹　薬剤師の増員命令（第72条の２）		○			
		⑺　管理者の変更命令（第73条）		○			
		３　薬種商販売業に関すること。					
		⑴　許可（第24条第１項、第28条第１項、政令第44条第１項）				○	
		⑵　許可の更新（第24条第２項、政令第44条第１項）				○	
		⑶　廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第10条、第38条）				○	
		４　配置販売業に関すること。					
		⑴　許可（第24条第１項、第30条第１項、政令第44条第１項）				○	
		⑵　許可の更新（第24条第２項、政令第44条第１項）				○	
		⑶　配置販売品目の指定（第30条第１項）				○	
		⑷　配置従事の届出の受理（第32条）				○	
		⑸　配置従事者の身分証明書の交付、書換え交付及び再交付（第33条）				○	

	⑹　廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第10条、第38条）				○
	⑺　配置員の業務停止命令（第74条）		○		
	⑻　配置販売品目の変更又は追加の指定（動物用医薬品等取締規則（以下この部において「省令」という。）第112条）				○
	５　特例販売業に関すること。				
	⑴　許可（第24条第１項、第35条、政令第44条第１項）				○
	⑵　許可の更新（第24条第２項、政令第44条第１項）				○
	⑶　特例販売品目の指定（第35条第１項）				○
	⑷　廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第10条、第38条）				○
	⑸　指定品目の変更又は追加（省令第112条）				○
	６　高度管理医療機器の販売業又は賃貸業に関すること。				
	⑴　許可（第39条第１項、政令第44条第１項）				○
	⑵　許可の更新（第39条第４項、政令第44条第１項）				○
	⑶　廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第10条、第40条第１項）				○
	⑷　管理者の変更命令（第73条）		○		
	７　管理医療機器の販売業又は賃貸業に関すること。				
	⑴　届出の受理（第39条の３第１項）				○
	⑵　廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理（第10条、第40条第２項）				○
	８　報告の徴収及び立入検査等（第69条）				○
	９　廃棄、回収等の措置命令等（第70条）		○		
	10　医薬品等の検査命令（第71条）				○
	11　構造設備の改善命令等（第72条第４項）		○		
	12　業務運営改善等の措置命令（第72条の３）		○		
	13　許可の取消し等（第75条第１項）		○		
	14　許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）		○		
	15　許可証の書換え交付（政令第45条第１項）				○
	16　許可証の再交付（政令第46条第１項）				○
	17　許可証の返納の受理（政令第46条第３項、第47条）				○
	18　許可台帳の備付け（政令第48条）				○

別表第２林業政策課の表１の部４の項⑴事項の欄中「第５の１、第５の３、第５の４」を「第４の１、第４の３、第４の４」に改め、同項⑵同欄中「第６の１」を「第５の１」に改め、同項⑶同欄中「第６の２」を「第５の２」に改め、同表２の部事務の種類の欄中「林業構造改善事業で導入した機械施設等の管理について」を「林業・木材産業構造改革事業で導入した機械施設等の管理について」に、「通達」を「通知」に改め、同表３の部同欄中「通達」を「通知」に改め、同部１の項事項の欄中「林業労働安全衛生総合対策事業」を「森林・林業雇用総合対策事業」に改め、同部２の項を削り、同表中17の部の次に次のように加える。

18　森林環境保全基金事業（林業に関する指定事業に限る。）に関する事務	１　指定事業の計画に関すること。			○	
	２　指定事業の実施に関すること。				○

別表第２森林整備課の表１の部中８の項を９の項とし、４の項から７の項までを１ずつ繰り下げ、３の項の次に次のように加える。

４　特定保安林に関すること。				
⑴　指定の申請及び解除の申請（第39条の３第２項、第５項）			○	
⑵　指定に係る協議（第39条の３第３項）			○	

別表第２森林整備課の表中５の部を削り、６の部を５の部とし、７の部から10の部までを１ずつ繰り上げ、同表11の部事務の種類の欄中「治山治水緊急措置法の施行」を「治山事業」に改め、同部を同表10の部とし、同表中12の部を11の部とし、13の部を12の部とし、14の部を13の部とし、15の部を削り、13の部の次に次のように加える。

14　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令の施行に関する事務（森林整備課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。）	１　災害報告（第５条）		○		
	２　国庫負担申請（第６条第１項）		○		
	３　設計単価及び歩掛についての主務大臣への協議（第６条第２項）				○
	４　設計の変更についての主務大臣への協議（第７条第２項）			○	
	５　事業の廃止報告（第７条第３項）			○	
	６　成功認定の申請（第11条）			○	
	７　国庫負担金交付の申請（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則第８条）			○	

別表第２森林整備課の表中16の部を15の部とし、17の部を16の部とし、同部の次に次のように加える。

17　森林環境保全基金事業に関する事務	１　指定事業に関すること（森林整備課以外の課で当該事務を処理する場合を除く。）。				
	⑴　事業計画に関すること。			○	
	⑵　事業の実施に関すること。				○
	２　公募事業に関すること。				
	⑴　事業計画に関すること。			○	
	⑵　事業の実施に関すること。				○
	３　森林環境保全基金の運営及び管理に関すること。		○		

別表第２漁政課の表５の部事務の種類の欄中「漁業近代化資金助成法」を「漁業近代化資金融通法」に改める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第４号

庁　中　一　般
各　地　方　機　関

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出し中「総務福祉部」を「総務県民部」に改め、同条第１項第４号中「地方機関」を「地方局に属する機関（行政組織規則第23条の４に規定する地方局に属する機関をいう。以下同じ。）」に改め、同項第５号中「地方機関」を「地方局に属する機関」に改め、同項第９号の２中「局内各課」を「局内各課室」に改め、同項第11号中「広域市町村圏」を「広域行政圏」に改め、同項第19号の２を次のように改める。

⒆の２　過疎地域及び離島の振興に関すること。

第2条第1項第19号の2の次に次の1号を加える。
⒆の3　地域環境整備事業の推進及び調整に関すること。
第2条第1項第21号及び第22号中「局内各課」を「局内各課室」に改め、同項第23号中「課」を「課室」に改め、同条第2項中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第24号までを2号ずつ繰り上げ、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を削る。
第3条の見出し中「保健部」を「健康福祉環境部」に改め、同条第1項中「保健企画課」を「企画課、地域福祉課」に改め、同条第2項中「保健企画課」を「企画課」に改める。
第4条の見出し中「各課」を「各課室」に改め、同条第2項中「農政課」を「農政普及課」に改め、同項に次の後段を加える。
この場合において、第23号から第28号までの事務は地域農業室が、第29号から第32号までの事務は産地育成室が所掌する。
第4条第2項第10号を次のように改める。
⑽　食品の表示に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
第4条第2項第12号から第14号までを次のように改める。
⑿　農薬の販売及び使用に関する指導及び取締りに関すること。
⒀　肥料の生産、輸入及び販売に関する指導及び取締りに関すること。
⒁　農業及び農村における体験学習に関すること。
第4条第2項第21号中「部内各課」を「部内各課室」に改め、同項に次の10号を加える。
㉓　地域農業の担い手の確保及び育成に関すること。
㉔　地域農業推進に係る事業の普及指導に関すること。
㉕　特定する担当地域の普及指導計画の策定及び推進に関すること。
㉖　特定する担当地域の農業者組織の育成及び活動の助長に関すること。
㉗　特定する担当地域の農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導に関すること。
㉘　特定する担当地域の農業経営又は農村生活の改善に関する情報の収集及び提供に関すること。
㉙　農業の専門技術分野における普及指導計画の策定及び推進に関すること。
㉚　農業者組織の専門技術分野に係る普及指導に関すること。
㉛　農業の専門技術分野における農業経営又は農村生活の改善に関する情報の収集及び提供に関すること。
㉜　特産地の育成及び新技術の普及指導に関すること。
第4条第3項中「土地改良課の」を「農村整備課の」に改め、同項ただし書を削り、同項第11号中「部内各課」を「部内各課室」に改め、同条第4項中「林業課の」を「森林林業課の」に改め、同項ただし書中「四国中央林業課、丹原林業課、久万林業課、大洲林業課、西予林業課及び御荘林業課」を「久万高原林業課」に改め、同項第20号及び第21号を次のように改める。
⒇　森林環境保全基金事業に関すること。
㉑　削除
第4条第5項ただし書中「御荘水産課」を「愛南水産課」に改め、同項中第9号を削り、第9号の2を第9号とし、同条第6項中「第一土地改良課及び第二土地改良課」を「農村整備第一課及び農村整備第二課」に、「土地改良課の」を「農村整備課の」に改め、同項ただし書中「第一土地改良課」を「農村整備第一課」に改める。
第5条第1項に次の1号を加える。
⑺　第7項に規定する建築指導課の事務に関すること（今治地方局に限る。）。
第5条第3項を次のように改める。
3　建設企画課の所掌事務は、次のとおりとする。
⑴　地方生活圏の整備に係る総合計画及び調査に関すること。
⑵　地方局管内の土木事業に係る企画に関すること。
⑶　地方局管内の土木事業に係る予算要求の総合調整に関すること。
⑷　土木事業の進行管理の総合調整に関すること。
⑸　土木工事等の設計審査及び検査並びに成績評定に関すること。
⑹　高速道路の建設推進及び連絡調整に関すること（八幡浜地方局を除く。）。
⑺　部内各課の土木技術に係る事務の総合調整及び連絡調整に関すること。
第5条第5項中「建設第一課、建設第二課及び建設第三課」を「道路第一課及び道路第二課」に、「第3項」を「第5項」に、「建設課」を「道路課」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、同項第1号中「道路事業」とあるのは、「道路事業（街路事業及び地域高規格道路事業を除く。）」とする。
第5条中第5項を第9項とし、第4項を第7項とし、同項の次に次の1項を加える。
8　河川砂防課においては、第4項に規定する河川港湾課の事務を所掌する。この場合において、同項第1号中「河川、港湾、海岸及び砂防」とあるのは、「河川及び砂防」とする。
第5条第3項の次に次の3項を加える。
4　河川港湾課の所掌事務は、次のとおりとする。
⑴　河川、港湾、海岸及び砂防の事業に関すること。
⑵　その他工務に関すること。
5　道路課の所掌事務は、次のとおりとする。
⑴　道路事業に関すること。
⑵　道路の直営舗装工事に関すること。
⑶　都市公園事業に関すること（宇和島地方局に限る。）。
⑷　その他工務に関すること。
6　特定事業課の所掌事務は、次のとおりとする。
⑴　港湾及び海岸の事業に関すること。
⑵　街路事業に関すること。
⑶　地域高規格道路事業に関すること。
⑷　鉄道高架事業に関すること。
⑸　都市公園事業に関すること。

⑹　その他工務に関すること。

第８条第１項第９号の２中「逓送員」を「逓送車に乗車し、逓送の業務に従事する職員（以下「逓送員」という。）」に改め、「四国中央土木事務所」の下に「及び宇和島地方局愛南土木事務所」を加え、同項の表建設課の項を次のように改める。

建設課

⑴　河川、港湾、海岸及び砂防の事業に関すること。

⑵　道路事業に関すること。

⑶　道路の直営舗装工事に関すること。

⑷　高速道路の建設推進及び連絡調整に関すること（西条地方局四国中央土木事務所に限る。）。

⑸　都市公園事業に関すること（宇和島地方局愛南土木事務所に限る。）。

⑹　その他工務に関すること。

第８条第１項の表に次のように加える。

河川港湾課

⑴　河川、港湾、海岸及び砂防の事業に関すること。

⑵　所内各課の土木技術に係る事務の総合調整及び連絡調整に関すること。

⑶　その他工務に関すること。

道路課

⑴　道路事業に関すること。

⑵　道路の直営舗装工事に関すること。

⑶　高速道路の建設推進及び連絡調整に関すること（松山地方局久万高原土木事務所を除く。）。

⑷　その他工務に関すること。

第８条第３項を次のように改める。

３　河川砂防課においては、第１項に規定する河川港湾課の事務を所掌する。この場合において、同項の表河川港湾課の項第１号中「河川、港湾、海岸及び砂防」とあるのは、松山地方局久万高原土木事務所にあつては「河川及び砂防」と、八幡浜地方局西予土木事務所にあつては「河川、海岸及び砂防」とする。

第12条中第27項を第32項とし、第17項から第26項までを５項ずつ繰り下げ、第16項を削り、同条第15項中「主席改良指導員」を「主席普及指導員」に、「林業改良指導員」を「農業又は林業の普及指導員」に改め、同項を同条第20項とし、同項の次に次の１項を加える。

21　企画工事検査専門員は、上司の命を受け、工事の技術面の企画及び総合調整並びに工事の設計審査及び検査に関する事務を処理する。

第12条中第14項を第19項とし、第13項を第18項とし、第12項を第17項とし、同条第11項中「市町村振興・合併推進班長」を「新まちづくり支援班長」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第10項を第15項とし、第９項を第13項とし、同項の次に次の１項を加える。

14　技術室長補佐は、所管の技術に関して、室長を補佐する。

第12条中第８項を第11項とし、同項の次に次の１項を加える。

12　室長補佐は、室長を補佐する。

第12条中第７項を削り、第６項を第10項とし、第５項を第９項とし、同条第４項中「（出納室長を含む。）」及び「（出納室務を含む。）」を削り、同項を同条第６項とし、同項の次に次の２項を加える。

７　技幹は、上司の特命に係る技術を処理する。

８　室長は、上司の命を受け、室務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第12条中第３項を第５項とし、第２項の次に次の２項を加える。

３　保健統括監は、上司の命を受け、保健所の所管に属する事務を統括する。

４　医監は、上司の命を受け、高度の医療等に係る事務を処理する。

第13条第１項中「の各号」を削り、同項第３号中「第17条第３項、第18条第３項及び第18条の２第３項」を「第13条第３項、第14条第３項及び第24条第３項」に、「第17条第６項」を「第13条第６項」に、「第18条第６項」を「第14条第６項」に、「第18条の２第６項」を「第24条第６項」に、「第20条第１項」を「第26条第１項」に改め、同項第４号中「第12条第４項」を「第14条第４項」に、「第14条第１項」を「第25条第１項」に改め、同条第２項ただし書中「総務福祉部」を「総務県民部」に改め、「の各号」を削り、同項第19号の４中「第66条第１項」の下に「から第３項まで」を加え、「及び立入検査」を「、立入検査及び資料の提出の要求」に改め、同号を同項第19号の５とし、同項中第19号の３を第19号の４とし、第19号の２の次に次の１号を加える。

⒆の３　特定商取引に関する法律第６条の２、第34条の２、第36条の２、第43条の２、第44条の２、第52条の２及び第54条の２の規定に基づく資料の提出の要求に関すること。

第13条第２項第20号中「愛媛県消費者保護条例第12条第２項」を「愛媛県消費生活条例第18条第２項」に改め、「及び当該指導に係る調査等を行う者の身分証明書の交付」を削り、同項第21号中「愛媛県消費者保護条例第15条第２項」を「愛媛県消費生活条例第24条第２項」に改め、同項第22号中「愛媛県消費者保護条例第19条第２項」を「愛媛県消費生活条例第29条第２項」に改め、「及び同条第４項の規定に基づく調査、資料の提出又は説明の要求」を削り、同項第23号中「愛媛県消費者保護条例第20条」を「愛媛県消費生活条例第30条」に改め、同号の次に次の４号を加える。

㉓の２　愛媛県消費生活条例第31条第１項の規定に基づく報告の徴収、立入調査及び商品等の提出の要求に関すること。

㉓の３　愛媛県消費生活条例第31条第２項の規定に基づく立入調査を行う職員の身分証明書の交付に関すること。

㉓の４　愛媛県消費生活条例第33条第２項の規定に基づく調査に関すること。

㉓の５　個人情報の保護に関する法律第13条の規定に基づく苦情の処理のあつせん等に関すること。

第13条第２項中第71号から第73号の３までを削り、第73号の４を第71号とし、第74号から第76号までを２号ずつ繰り上げ、第77号から第85号までを削り、同条第３項中「保健部」を「健康福祉環境部」に改め、「の各号」を削り、同項中第27号を第77号とし、第26号を第76号とし、第24号を第75号と

し、第23号を第73号とし、同号の次に次の１号を加える。
⒁ 結核予防法第32条第２項の規定に基づく立入調査員の証の交付に関すること。
第13条第３項中第22号及び第22号の２を削り、第21号を第71号とし、同号の次に次の１号を加える。
⑿ 旅館業法第３条第４項の規定による意見の徴収に関すること。
第13条第３項中第20号を第70号とし、第19号の４を第69号とし、第19号の３を第68号とし、第19号の２を第67号とし、第19号を第66号とし、第15号から第18号までを47号ずつ繰り下げ、第14号を第17号とし、同号の次に次の44号を加える。
⒅ 福祉事業に伴う非常勤嘱託医の任免に関すること。
⒆ 社会福祉法第70条の規定に基づく報告の徴収及び立入調査に関すること（軽費老人ホーム並びに市町が設置する身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設及び老人福祉センターに係るものに限る。）。
⒇ 公職選挙法施行令第59条の２第１号に規定する身体障害者等の証明に関すること。
㉑ 身体障害者福祉法第10条第１項第１号の規定に基づく市町村相互間の連絡調整等（同法第17条の３第１項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は同法第18条第３項の措置に係るものを除く。）に関すること。
㉒ 身体障害者福祉法第10条第２項の規定に基づく市町村に対する助言に関すること。
㉓ 身体障害者福祉法第15条第１項の規定に基づく身体障害者手帳の交付の申請の受理に関すること。
㉔ 身体障害者福祉法第16条第１項及び第２項の規定に基づく身体障害者手帳の返還の受理に関すること。
㉕ 身体障害者福祉法施行令第９条第２項及び第４項の規定に基づく居住地等の変更の届出の受理に関すること。
㉖ 身体障害者福祉法施行令第10条第１項の規定に基づく身体障害者手帳の再交付の申請の受理に関すること。
㉗ 身体障害者福祉法第17条の17第１項の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定の申請の受理に関すること。
㉘ 身体障害者福祉法第17条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること。
㉙ 身体障害者福祉法第17条の21第１項の規定に基づく指定居宅支援事業者等に対する報告の命令等に関すること。
㉚ 身体障害者福祉法第17条の27の規定に基づく指定身体障害者更生施設等の変更の届出の受理に関すること。
㉛ 身体障害者福祉法第17条の28第１項の規定に基づく指定身体障害者更生施設等の設置者等に対する報告の命令等に関すること。
㉜ 身体障害者福祉法第17条の29の規定に基づく指定身体障害者更生施設等の指定の辞退の申出の受理に関すること。
㉝ 知的障害者福祉法第11条第１項第１号の規定に基づく市町村相互間の連絡調整等（同法第15条の４第１項の規定によるあつせん、調整若しくは要請又は同法第16条第１項第２号の措置に係るものを除く。）に関すること。
㉞ 知的障害者福祉法第15条の17第１項の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定の申請の受理に関すること。
㉟ 知的障害者福祉法第15条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること。
㊱ 知的障害者福祉法第15条の21第１項の規定に基づく指定居宅支援事業者等に対する報告の命令等に関すること。
㊲ 知的障害者福祉法第15条の27の規定に基づく指定知的障害者更生施設等の変更の届出の受理に関すること。
㊳ 知的障害者福祉法第15条の28第１項の規定に基づく指定知的障害者更生施設等の設置者等に対する報告の命令等に関すること。
㊴ 知的障害者福祉法第15条の29の規定に基づく指定知的障害者更生施設等の指定の辞退の申出の受理に関すること。
㊵ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の規定に基づく障害児福祉手当の支給に関すること。
㊶ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第24条第１項の規定に基づく障害児福祉手当の不正利得の徴収に関すること。
㊷ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条において準用する同法第11条（第３号を除く。）の規定に基づく障害児福祉手当の支給の制限に関すること。
㊸ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条において準用する同法第12条の規定に基づく障害児福祉手当の支払の一時差止めに関すること。
㊹ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の２の規定に基づく特別障害者手当の支給に関すること。
㊺ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の５において準用する同法第24条第１項の規定に基づく特別障害者手当の不正利得の徴収に関すること。
㊻ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の５において準用する同法第11条（第３号を除く。）の規定に基づく特別障害者手当の支給の制限に関すること。
㊼ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の５において準用する同法第12条の規定に基づく特別障害者手当の支払の一時差止めに関すること。
㊽ 介護保険法第41条第１項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請の受理に関すること。
㊾ 介護保険法第46条第１項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請の受理に関すること。
㊿ 介護保険法第48条第１項第１号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の申請の受理に関すること。
(51) 介護保険法第48条第１項第３号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の申請の受理に関すること。
(52) 介護保険法第75条の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること。
(53) 介護保険法第76条第１項の規定に基づく居宅サービス事業者等に対する報告の命令等に関すること。
(54) 介護保険法第82条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること。

(55)　介護保険法第83条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者等に対する報告の命令等に関すること。
(56)　介護保険法第90条第1項の規定に基づく市町が設置する指定介護老人福祉施設等に対する報告の命令等に関すること。
(57)　介護保険法第108条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請の受理に関すること。
(58)　介護保険法第197条第1項の規定に基づく市町に対する事業の実施状況に関する報告の徴収に関すること。
(59)　介護保険法施行令第3条第1項第2号の規定に基づく訪問介護員養成研修事業者の指定に関すること。
(60)　介護保険法施行令第3条第2項第2号ロの規定に基づく訪問介護員養成研修事業者の指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理に関すること。
(61)　介護保険法施行令第3条第2項第2号ハの規定に基づく訪問介護員養成研修事業者に対する必要な指示に関すること。

第13条第3項中第13号を第16号とし、第5号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第4号の2を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の3を削り、第2号の2を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の2を第2号とし、同条第4項中「の各号」を削り、同項第25号の次に次の1号を加える。

(25)の2　森林法第39条の5の規定に基づく要整備森林に係る施業の勧告等に関すること。

第13条第4項第33号から第36号まで、第38号の4、第38号の5及び第38号の7から第38号の10までの規定中「林業課」を削り、同条第5項中「の各号」を削り、同項第73号の2中「第31条の2第2項第12号ハ、第62条の3第4項第12号ハ」を「第31条の2第2項第13号ハ、第62条の3第4項第13号ハ」に改め、同項第74号中「第31条の2第2項第13号ニ、第62条の3第4項第13号ニ」を「第31条の2第2項第14号ニ、第62条の3第4項第14号ニ」に改める。

第14条第1項中「の各号」を削り、同項第4号の2中「地方機関」を「地方局に属する機関」に改め、同項第6号の2中「局内各課」を「局内各課室」に改め、同項第6号の3中「、地域農業改良普及センター」を削り、同項第6号の4中「局内各課」を「局内各課室」に改め、同項第6号の5中「局内各課」を「局内各課室」に、「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同項第8号中「管内の地方機関」を「局長及び職員並びに管内の地方局に属する機関」に改め、同項第9号中「管内の地方機関」を「局内各課室及び管内の地方局に属する機関」に改め、同条第2項中「総務福祉部」を「総務県民部」に改め、「の各号」を削り、同条第3項中「保健部」を「健康福祉環境部」に改め、「の各号」を削り、同項中第15号を第23号とし、第7号から第14号までを8号ずつ繰り下げ、第6号を削り、第5号を第14号とし、第1号から第4号までを9号ずつ繰り下げ、第10号の前に次の9号を加える。

(1)　母子及び寡婦福祉法第13条（同法第32条第1項において準用する場合を含む。）及び第14条（同法第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付けの決定に関すること（行う事業が2以上の地方局の管轄区域にわたる母子福祉団体に対する貸付けを除く。第9号までにおいて同じ。）。
(2)　母子及び寡婦福祉法施行令第11条から第13条まで（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づく貸付金の交付の停止及び減額に関すること。
(3)　母子及び寡婦福祉法施行令第16条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づく貸付金の一時償還の請求に関すること。
(4)　母子及び寡婦福祉法施行令第17条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づく違約金の徴収に関すること。
(5)　母子及び寡婦福祉法施行令第19条（同令第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づく償還金の支払猶予に関すること。
(6)　愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則第8条（同規則第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく貸付金の増額に関すること。
(7)　愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則第9条（同規則第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく継続貸付けの決定に関すること。
(8)　愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則第10条（同規則第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく貸付けの辞退及び貸付金の減額の申出の受理に関すること。
(9)　愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則第11条（同規則第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく繰上償還の申出の受理に関すること。

第14条第5項中「の各号」を削り、同項第8号及び第9号を次のように改める。

(8)　農薬取締法第8条の規定に基づく販売者の届出の受理に関すること（県外に住所を有する者に係るものを除く。）。
(9)　農薬取締法第12条の4の規定に基づく農薬に関する助言及び指導等に関すること。

第14条第5項第9号の次に次の10号を加える。

(9)の2　農薬取締法第13条の規定に基づく販売者及び農薬使用者に対する報告命令及び立入検査等に関すること。
(9)の3　肥料取締法第16条の2の規定に基づく指定配合肥料の生産業者の届出の受理に関すること（県外に住所を有する者に係るものを除く。）。
(9)の4　肥料取締法第22条の規定に基づく特殊肥料の生産業者及び輸入業者の届出の受理に関すること（県外に住所を有する者に係るものを除く。）。
(9)の5　肥料取締法第23条の規定に基づく販売業務についての届出の受理に関すること（県外に住所を有する者に係るものを除く。）。
(9)の6　肥料取締法第29条第1項及び第3項の規定に基づく報告の徴収に関すること。
(9)の7　肥料取締法第30条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づく立入検査、質問及び収去に関するこ

と。

⑼の８　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第４条の規定に基づく就農計画の認定に関すること。

⑼の９　就農支援資金（就農施設等資金）に係る資金利用計画の承認に関すること。

⑼の10　就農支援資金（就農施設等資金）の貸付決定に関すること（融資機関が貸し付けるものに限る。）。

⑼の11　主要農作物種子法第４条及び第５条の規定に基づくほ場審査及び生産物審査並びにほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付に関すること（松山地方局に限る。）。

第14条第５項中第31号を削り、第31号の２を第31号とし、同条第７項中「の各号」を削り、同項第１号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、同条第９項中「の各号」を削る。

第16条第１項中「の各号」を削り、同項第２号の５中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同項第２号の６中「四国中央土木事務所」の下に「及び宇和島地方局愛南土木事務所」を加え、同項第２号の11ア中「100万円」を「200万円」に改め、同項第５号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、同項第14号中「第31条の２第２項第12号ハ、第62条の３第４項第12号ハ」を「第31条の２第２項第13号ハ、第62条の３第４項第13号ハ」に改め、同項第14号の２中「第31条の２第２項第13号ニ、第62条の３第４項第13号ニ」を「第31条の２第２項第14号ニ、第62条の３第４項第14号ニ」に改め、同条第３項中「の各号」を削り、同項第４号の４中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同項第６号ア中「100万円」を「200万円」に改める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第５号

各地方機関

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「課長（」を「部長、課長（」に改め、「以下同じ。）」の下に「又は地域農業室長、産地育成室長若しくは企画検査室長（以下「室長」という。）」を加える。

第５条第１項の表局長の権限に属する事務の部部長の項代決者の欄及び同部課長の項同欄中「課長補佐」の下に「、室長補佐、技術課長補佐」を加え、同部中同項の次に次のように加える。

室長	技術室長補佐又は室長が指定した職員	

第５条第１項の表土木事務所長の権限に属する事務の部土木事務所長の項代決者の欄中

「

課長

」を「

課長又は課長補佐

」に改める。

別表第１　２の部１の項事項の欄中「第10条、第14条第３項」を「第11条、第15条第３項」に改め、同部２の項同欄中「第11条第２項、第12条」を「第12条第２項、第13条」に改め、同部３の項同欄中「第13条第１項」を「第14条第１項」に改め、同部４の項同欄中「第14条第１項」を「第15条第１項」に改め、同表３の部２の項同欄中「削除」を「利用停止」に、「第20条、第23条第２項、第30条、第35条」を「第21条、第25条第３項、第32条、第39条」に改め、同部３の項同欄中「削除」を「利用停止」に、「第21条第２項、第22条、第31条第２項、第32条、第35条」を「第22条第２項、第23条、第33条第２項、第34条、第39条」に改め、同部６の項を削り、同部５の項同欄中「第25条第１項」を「第27条第１項」に改め、同項を同部６の項とし、同部４の項同欄中「第23条第１項」を「第25条第１項、第２項」に改め、同項を同部５の項とし、同部中３の項の次に次のように加える。

４　個人情報の開示及び訂正の請求に係る事案の移送（第24条第１項、第35条第１項）		○	

別表第１　４の部１の項⑴イ事項の欄中「、地域農業改良普及センター所長」を削り、同項⑴ウ同欄中「及び主席工事検査専門員」を「、室長及び技幹」に改め、同項⑴オを削り、同項⑴カ同欄中「オ」を「エ」に改め、同項⑴カを同項⑴オとし、同項⑶同欄中「局内各課」を「局内各課室」に改め、同部３の項中⑴を削り、⑵を⑴とし、⑶を⑵とし、⑷を⑶とし、同表８の部２の項⑵同欄及び同項⑶同欄中「10万円」を「200万円」に改め、同表備考１中「並びに３の部１の項から４の項まで及び６の項」を「及び３の部１の項から５の項まで」に改め、同表備考２中「４の部３の項⑷」を「４の部３の項⑶」に、「総務福祉部長」を「総務県民部長」に改め、同表備考に次のように加える。

３　地域農業室、産地育成室又は企画検査室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決

裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

⑴　１の部３の項から５の項まで

⑵　４の部１の項⑴オ

⑶　５の部３の項

⑷　６の部１の項

別表第２総務調整課の表１の部中１の項を削り、２の項を１の項とし、３の項から７の項までを１ずつ繰り上げ、同表６の部事務の種類の欄中「広域市町村圏」を「広域行政圏」に改め、同部１の項事項の欄中「広域市町村圏計画及び新広域市町村圏計画」を「広域行政圏計画」に改め、同表15の部を次のように改める。

15　地域環境整備事業の推進及び調整に関する事務	１　地域環境整備事業（水道を除く。）の箇所調整に関すること。	○		

別表第２県民生活課の表７の部２の項事項の欄中「第66条第１項」の下に「から第３項まで」を加え、同項を同部３の項とし、同部１の項同欄中「特定商取引に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）」を「政令」に改め、同項を同部２の項とし、同部中同項の前に次のように加える。

１　資料提出要求（第６条の２、第34条の２、第36条の２、第43条の２、第44条の２、第52条の２、第54条の２、第68条、特定商取引に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第18条）		○	

別表第２県民生活課の表８の部を次のように改める。

８　愛媛県消費生活条例の施行に関する事務	１　愛媛県商品表示基準適合義務に対する指導（第18条第２項）		○	
	２　消費者苦情の処理に必要な資料提出の指示又は要請（第24条第２項）		○	
	３　地区物価対策県民会議の運営（第28条第２項）	○		
	４　指定商品の物価監視（第29条第２項）	○		
	５　指定商品の物価監視の結果に基づく必要な措置の指導又は勧告（第30条）		○	
	６　報告の徴収、立入調査及び商品等の提出の要求（第31条第１項）		○	
	７　身分証明書の交付（第31条第２項）		○	
	８　処理の経過及び結果の通知（愛媛県消費生活条例施行規則第24条第２項）		○	
	９　申出に対する必要な調査（第33条第２項）		○	

別表第２県民生活課の表中17の部を削り、16の部を17の部とし、９の部から15の部までを１ずつ繰り下げ、８の部の次に次のように加える。

９　個人情報の保護に関する法律の施行に関する事務	１　苦情の処理のあっせん等（第13条）		○	

別表第２地域福祉課の表及び御荘福祉課の表を削る。

別表第２保健企画課の表組織名の欄中「保健企画課」を「企画課」に改め、同表中４の部を削り、５の部から17の部までを１ずつ繰り上げる。

別表第２企画課の表の次に次の１表を加える。

組織名	事務の種類	事　項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域	１　社会福祉法の施行に関す	１　社会福祉法人の指導に関すること。	○		
		２　社会福祉事業の指導に関すること。		○	

福祉課	る事務	3　市町が設置する身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設及び老人福祉センターに関すること。			
		⑴　報告の徴収及び立入調査（第70条）			○
		⑵　改善命令等（第71条、第72条）	○		
		4　軽費老人ホームに関すること。			
		⑴　報告の徴収及び立入調査（第70条）			○
		⑵　改善命令等（第71条、第72条）	○		
	2　生活保護法の施行に関する事務	1　保護の開始及び変更に伴う保護の種類、程度及び方法に関すること（第24条、第25条、第30条から第37条まで）。			○
		2　保護の停止、廃止及び却下（第24条、第26条）			○
		3　要（被）保護者に対する指導指示及び調査等（第27条から第29条まで、第62条第３項及び第４項）			○
		4　検診命令（第28条、保護の実施要領（昭和38年４月１日付け厚生省社会局長通達）第９の４）			○
		5　保護費の支給事務に関すること（第30条から第37条まで）。			○
		6　市町が設置する保護施設に対する報告の徴収及び立入検査（第44条）			○
		7　保護費の費用返還及び徴収に関すること（第63条、第77条第２項、第78条、第80条）。			○
		8　保護施設の施設整備計画の指導に関すること。			○
		9　被保護者の遺留金品の処分（第76条第１項）			○
		10　被保護者の後見人選任の請求（第81条）			○
		11　施設事務費の支払			○
		12　医療扶助に係る各要否意見書及び各給付券の発行（医療扶助運営要領（昭和36年９月30日付け厚生省社会局長通達。以下この部において「運営要領」という。）第３）			○
		13　非指定医療機関との委託契約（運営要領第３）			○
		14　医療扶助に関する本庁協議及び審査（運営要領第３）			○
		15　診察料、検査料及び診療報酬以外の費用の支払（運営要領第５）			○
		16　指定医療機関に対する一般指導の実施（運営要領第６）			○
	3　身体障害者福祉法の施行に関する事務	1　市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助（第10条第１項第１号）			○
		2　市町に対する必要な助言（第10条第２項）			○
		3　身体障害者（児）の手帳に関すること。			
		⑴　交付の申請の受理（第15条第１項）			○
		⑵　返還の受理（第16条第１項、第２項）			○
		⑶　居住地等の変更の届出の受理（身体障害者福祉法施行令（以下この部において「政令」という。）第９条第２項、第４項）			○

	⑷　再交付の申請の受理（政令第10条第１項）			○
	４　指定居宅支援事業者に関すること。			
	⑴　指定の申請の受理（第17条の17第１項）			○
	⑵　指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理（第17条の20）			○
	⑶　報告の命令等（第17条の21第１項）		○	
	５　指定身体障害者更生施設等に関すること。			
	⑴　変更の届出の受理（第17条の27）			○
	⑵　報告の命令等（第17条の28第１項）		○	
	⑶　指定の辞退の申出に係る措置（第17条の29）			○
	６　市町が設置する身体障害者更生援護施設の長に対する報告の徴収等（第39条第２項）			○
	７　更生援護施設の監査の計画及び実施		○	
４　特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事務	１　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給決定（第17条、第20条から第22条まで、第26条の２、第26条の５）			○
	２　障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給資格の認定（第５条第２項、第19条、第26条、第26条の５）			○
	３　特別障害者手当の支給の調整（第26条の４）			○
	４　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給の制限（第11条（第３号を除く。）、第12条、第26条、第26条の５）			○
	５　障害児福祉手当及び特別障害者手当の不正利得の徴収（第24条、第26条の５）			○
	６　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支払の調整（第16条、第26条、第26条の５、児童扶養手当法第31条）			○
	７　障害児福祉手当及び特別障害者手当に関する届出の受理（第35条）			○
	８　障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給資格者に対する提出命令、受診命令等（第36条）			○
	９　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給状況に係る資料の提供等の要求（第37条）			○
５　知的障害者福祉法の施行に関する事務	１　市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助（第11条第１項第１号）			○
	２　指定居宅支援事業者に関すること。			
	⑴　指定の申請の受理（第15条の17第１項）			○
	⑵　指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理（第15条の20）			○
	⑶　報告の命令等（第15条の21第１項）		○	
	３　指定知的障害者更生施設等に関すること。			

			⑴　変更の届出の受理（第15条の27）			○
			⑵　報告の命令等（第15条の28第１項）		○	
			⑶　指定の辞退の申出に係る措置（第15条の29）			○
			４　療育手帳（療育手帳交付要綱（昭和48年11月13日制定）第５）			○
		６　児童福祉法の施行に関する事務	１　児童等の福祉に関すること。			
			⑴　児童及び妊産婦の福祉に関すること（第18条の２）。			○
			⑵　助産施設における助産の実施（第22条）			○
			⑶　母子生活支援施設における母子保護の実施（第23条）			○
			⑷　児童の措置（第25条の２）			○
			２　指定居宅支援事業者に関すること。			
			⑴　指定の申請の受理（第21条の17第１項）			○
			⑵　指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理（第21条の20）			○
			⑶　報告の命令等（第21条の21第１項）		○	
			３　市町立の児童福祉施設に関すること。			
			⑴　最低基準実施の監督（第46条第１項）			○
			⑵　改善勧告及び改善命令（第46条第３項）			○
			⑶　旅館業法第３条第４項の規定による意見の徴収			○
			⑷　報告の徴収又は立入調査等（第59条第１項）			○
			⑸　当該職員の証票の交付（第59条第１項）		○	
			⑹　施設の設備の改善等の勧告（第59条第３項、第７項）		○	
			⑺　認可外保育施設の設置等の届出の処理（第59条の２）			○
			⑻　施設の運営状況の報告の受理（第59条の２の５第１項）			○
			⑼　報告事項の市町長への通知（第59条の２の５第２項）			○
			⑽　実地検査（児童福祉法施行令第38条）			○
			⑾　変更届の受理（児童福祉法施行規則第37条第４項、第５項）			○
			４　福祉の措置に関すること。			
			⑴　費用の徴収（第56条第２項、第６項）			○
		７　母子及び寡婦福祉法の施行に関する事務	１　母子家庭及び寡婦の福祉に関すること（第９条）。			○
			２　母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金（行う事業が２以上の地方局の管轄区域にわたる母子福祉団体に対する貸付金を除く。）に関すること。			
			⑴　資金の貸付けの決定（第13条、第14条、第32条第１項、第３項、愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則（以下この部において「規則」という。）第４条から第６			○

			条まで、第24条第１項）			
			⑵　貸付金の交付の停止及び減額（母子及び寡婦福祉法施行令（以下この部において「政令」という。）第11条から第12条まで、第38条）			○
			⑶　貸付金の一時償還の請求（政令第16条、第18条、第38条）			○
			⑷　違約金の徴収（政令第17条、第38条）			○
			⑸　償還金の支払猶予（政令第19条、第38条）			○
			⑹　貸付金の増額（規則第４条から第６条第１項まで、第８条、第24条第１項）			○
			⑺　継続貸付の決定（規則第９条、第24条第１項）			○
			⑻　貸付けの辞退及び貸付金の減額の申出の受理（規則第10条、第24条第１項）			○
			⑼　繰上償還の申出の受理（規則第11条、第24条第１項）			○
			⑽　貸付金に係る届出の受理（規則第18条、第24条第１項）			○
			３　母子家庭児童等の身元保証事務に関すること。			○
			４　母子家庭の技能修得事業に関すること。			○
		８　老人福祉法の施行に関する事務	１　市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助（第６条の３第１項第１号）			○
			２　市町が行う老人居宅生活支援事業並びに市町が設置する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設に対する報告の徴収及び立入検査（第18条第１項）			○
			３　特別養護老人ホーム（市町が設置するものに限る。）及び養護老人ホームに関すること。			
			⑴　報告の徴収及び立入検査（第18条第２項）			○
			⑵　改善及び事業の停止等の命令（第19条第１項）	○		
			４　有料老人ホームに対する報告の徴収及び調査（第29条第３項）			○
		９　愛媛県産休等代替職員制度実施要綱（昭和51年12月６日付け部長通知）に関する事務	１　産休等代替職員の任用の承認及び変更承認（市町立の保育所及び母子生活支援施設並びにへき地保育所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに係るものに限る。）（第四の５）			○
			２　雇用関係解消等の届出の受理（第四の６）			○
		10　公職選挙法施行令第59条の２第１号に関する事務	１　身体障害者等の証明			○
		11　非常勤嘱託医に関する事務	１　非常勤嘱託医の任免		○	
		12　社会福祉関	１　社会福祉関係団体の指導に関すること。			

係団体に関する事務			○	
13　愛媛県生活安定福祉基金に関する事務	1　生活安定資金の償還指導に関すること。			○
14　公益法人に関する事務	1　公益法人の指導に関すること。		○	
15　民生（児童）委員に関する事務	1　民生（児童）委員の指導訓練に関すること。			○
16　社会福祉統計調査に関する事務	1　社会福祉統計に関すること。			○
	2　その他社会福祉調査等に関すること。			○
17　児童の健全育成に関する事務	1　児童の健全育成に関すること。			○
18　女性の保護に関する事務	1　女性の保護に関すること。			○
19　災害救助に関する事務	1　救助の実施に関すること。	○		
	2　被災者の援護に関すること。		○	
20　福祉ボランティアの振興に関する事務	1　福祉ボランティアの振興に関すること。			○
21　児童扶養手当に関する事務	1　児童扶養手当に係る生死不明及び遺棄の証明に関すること。			○
22　父子福祉に関する事務	1　父子家庭の福祉に関すること。			○
23　介護保険法の施行に関する事務	1　指定居宅サービス事業者に関すること。			
	⑴　指定の申請の受理（第41条第１項）			○
	⑵　指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理（第75条）			○
	⑶　報告の命令等（第76条第１項）		○	
	2　指定居宅介護支援事業者に関すること。			
	⑴　指定の申請の受理（第46条第１項）			○
	⑵　指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理（第82条）			○
	⑶　報告の命令等（第83条第１項）		○	
	3　指定介護老人福祉施設に関すること。			
	⑴　指定の申請の受理（第48条第１項第１号）			○
	⑵　報告の命令等（市町が設置する指定介護老人福祉施設に限る。）（第90条第１項）			○
	4　指定介護療養型医療施設に関すること。			
	⑴　指定の申請の受理（第48条第１項第３号）			○
	⑵　指定の変更の申請の受理（第108条第１項）			○
	5　市町に対する事業の実施状況に関する報告の徴収（第197条第１項）		○	

		６　訪問介護員養成研修事業者に関すること。			
		⑴　指定（介護保険法施行令（以下この部において「政令」という。）第３条第１項第２号）		○	
		⑵　指定に係る事項の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理（政令第３条第２項第２号）			○
		⑶　事業に関する必要な指示（政令第３条第２項第２号）			○

別表第２健康増進課の表中４の部から６の部までを削り、７の部を４の部とし、８の部を５の部とし、同部の次に次のように加える。

６　結核予防法の施行に関する事務	１　当該職員の証票の交付（第32条第２項）		○	

別表第２環境保全課の表９の部決裁区分の欄を次のように改める。

		○
		○
		○
		○
		○
		○
	○	
	○	

別表第２農政課の表組織名の欄中「農政課」を「農政普及課」に改め、同表２の部中２の項を削り、３の項を２の項とし、同項の次に次のように加える。

３　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第４条の規定に基づく就農計画の認定に関すること。		○	

別表第２農政普及課の表５の部１の項事項の欄中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に改め、同部中５の項の次に次のように加える。

６　就農支援資金（就農施設等資金）に関すること。			
⑴　資金利用計画の承認		○	
⑵　貸付決定			○

別表第２農政普及課の表９の部を次のように改める。

９　食品の表示に関する事務	１　食品の表示に関する調査			○

別表第２農政普及課の表中14の部を15の部とし、11の部から13の部までを１ずつ繰り下げ、10の部３の項を削り、同部の次に次のように加える。

11　主要農作物種子法の施行に関する事務	１　ほ場審査及び生産物審査（第４条）			○
	２　ほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付（第５条）			○

別表第２農政普及課の表中15の部の次に次のように加える。

16　農業及び農村における体験学習に関する事務	１　食農教育に関すること。			○
	２　農業及び農村における体験学習に関すること。			○

17　農薬取締法の施行に関する事務	1　販売者の届出の受理（第８条）			○
	2　農薬に関する助言及び指導等（第12条の４）			○
	3　報告命令及び立入検査等（第13条）		○	
18　肥料取締法の施行に関する事務	1　指定配合肥料の生産業者の届出の受理（第16条の２）			○
	2　特殊肥料の生産業者及び輸入業者の届出の受理（第22条）			○
	3　販売業務についての届出（第23条）			○
	4　報告の徴収（第29条）		○	
	5　立入検査、質問及び収去（第30条）		○	

別表第２農政普及課の表の次に次の２表を加える。

組織名	事務の種類	事　　項	決裁区分		
			局長	専決権者	
				部長	室長
地域農業室	1　特定する担当地域の協同農業普及事業に関する事務	1　協同農業普及事業の連絡調整に関すること。		○	
		2　特定する担当地域の協同農業普及事業に関すること。			○

組織名	事務の種類	事　　項	決裁区分		
			局長	専決権者	
				部長	室長
産地育成室	1　農業の専門技術分野における協同農業普及事業に関する事務	1　農業の専門技術分野における協同農業普及事業に関すること。			○

別表第２土地改良課の表組織名の欄中「土地改良課」を「農村整備課」に改め、同表２の部中８の項を削り、９の項を８の項とし、10の項から14の項までを１ずつ繰り上げ、同表４の部を削り、同表５の部10の項及び11の項を削り、同部12の項中「、第３条及び第４条」を「及び第３条」に改め、同項を同部10の項とし、同部中13の項を11の項とし、14の項を12の項とし、同部を同表４の部とする。

別表第２農村整備課の表の次に次の１表を加える。

組織名	事務の種類	事　　項	決裁区分		
			局長	専決権者	
				部長	室長
企画検査室	1　土地改良事業に関する事務	1　１件の設計金額が3,000万円未満の県営農業土木工事の調査、測量及び設計の委託に関すること。			
		(1)　１件の設計金額が300万円以上のもの		○	
		(2)　１件の設計金額が300万円未満のもの			○
		2　団体営農業土木工事の検査に関すること。			○
	2　県単事業の箇所調整に関する事務	1　県単独土地改良事業費補助金に係る箇所調整に関すること。	○		
		2　県単独小農道整備事業費補助金に係る箇所調整に関すること。	○		

	３　その他の事務	１　農地、農業用施設災害復旧事業に関すること。			
		⑴　工事の着手又は完了の届出の受理（農地、農業用施設災害復旧事業補助金交付規程（昭和37年３月愛媛県告示第255号。以下この項において「規程」という。）第５条）			○
		⑵　事業状況報告書の受理（規程第７条）			○
		⑶　事業成績書の受理（規程第９条）			○
		⑷　事業計画の軽微な変更及び指令前着工の承認			○
		２　農業用施設災害関連事業に関すること。			
		⑴　工事の着手又は完了の届出の受理（農地整備関連災害防止施設事業補助金交付規程（昭和31年11月愛媛県告示第775号。以下この項において「規程」という。）第５条）			○
		⑵　事業遂行状況報告書の受理（規程第７条）			○
		⑶　実績報告書の受理（規程第８条）			○
		⑷　事業計画の軽微な変更及び指令前着工の承認		○	
		３　愛媛県土地改良法施行細則第４条の届出（工事の完了の届出を除く。）の受理		○	

別表第２林業課の表組織名の欄中「林業課」を「森林林業課」に改め、同表３の部中13の項を14の項とし、12の項の次に次のように加える。

13　要整備森林に関する施業の勧告（第39条の５）	○		

別表第２森林林業課の表10の部中４の項を削り、５の項を４の項とし、６の項を５の項とし、７の項を６の項とし、同部を同表11の部とし、同表９の部の次に次のように加える。

10　森林環境保全基金事業に関する事務	１　指定事業の実施に関すること。			○
	２　公募事業の実施に関すること（２以上の地方局の管轄区域にわたるものを除く。）。			○

別表第２水産課の表中９の部を削り、10の部を９の部とし、11の部から16の部までを１ずつ繰り上げる。

別表第２建設課の表組織名の欄中「建設課」を「建設企画課」に改め、同表２の部１の項事項の欄中「、待避所設置工事」を削る。

別表第２建築指導課の表13の部１の項事項の欄中「第31条の２第２項第12号ハ、第62条の３第４項第12号ハ」を「第31条の２第２項第13号ハ、第62条の３第４項第13号ハ」に改め、同部２の項同欄中「第31条の２第２項第13号ニ、第62条の３第４項第13号ニ」を「第31条の２第２項第14号ニ、第62条の３第４項第14号ニ」に改め、同表備考２を削り、同表備考３中「第一土地改良課及び第二土地改良課」を「農村整備第一課及び農村整備第二課」に、「、土地改良課」を「、農村整備課」に改め、同表備考３を同表備考２とし、同表備考４を削り、同表備考５中「四国中央林業課、丹原林業課、久万林業課、大洲林業課、西予林業課又は御荘林業課」を「久万高原森林林業課」に、「林業課の」を「森林林業課の」に、「「林業課」を「「森林林業課」に、「それぞれ「四国中央林業課」、「丹原林業課」、「久万林業課」、「大洲林業課」、「西予林業課」又は「御荘林業課」を「「久万高原森林林業課」に改め、同表備考５を同表備考３とし、同表備考６中「御荘水産課」を「愛南水産課」に改め、同表備考６を同表備考４とし、同表備考４の次に次のように加える。

５　今治地方局においては、建築指導課の表に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建築指導課」とあるのは、「管理課」として、同表の規定を適用する。

６　河川港湾課、河川砂防課、道路課、道路第一課、道路第二課又は特定事業課においては、建設企画課の表に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設企画課」とあるのは、それぞれ「河川港湾課」、「河川砂防課」、「道路課」、「道路第一課」、「道路第二課」又は「特定事業課」として、同表の規定を適用する。

別表第２備考７を削る。

別表第３　２の部１の項事項の欄中「第10条、第14条第３項」を「第11条、第15条第３項」に改め、同部２の項同欄中「第11条第２項、第12条」を「第12条第２項、第13条」に改め、同部３の項同欄中「第13条第１項」を「第14条第１項」に改め、同部４の項同欄中「第14条第１項」を「第15条第１項」に改め、同表３の部２の項同欄中「削除」を「利用停止」に、「第20条、第23条第２項、第30条、第35条」を「第21条、第25条第３項、第32条、第39条」に改め、同部３の項同欄中「削除」を「利用停止」に、「第21条第２項、第22条、第31条第２項、第32条、第35条」を「第22条第２項、第23条、第33条第２項、第34条、第39条」に改め、同部５の項を削り、同部４の項同欄中「第23条第１項」を「第25条第１項、第２項」に改め、同項を同部５の項とし、同部３の項の次に次のように加える。

４　個人情報の開示及び訂正の請求に係る事案の移送（第24条第１項、第35条第１項）	○	

別表第４用地管理課の表１の部１の項⑴事項の欄中「100万円未満」を「200万円未満」に改め、同表３の部事務の種類の欄中「四国中央土木事務所」の下に「及び宇和島地方局愛南土木事務所」を加え、同表35の部１の項事項の欄中「第31条の２第２項第12号ハ、第62条の３第４項第12号ハ」を「第31条の２第２項第13号ハ、第62条の３第４項第13号ハ」に改め、同部２の項同欄中「第31条の２第２項第13号ニ、第62条の３第４項第13号ニ」を「第31条の２第２項第14号ニ、第62条の３第４項第14号ニ」に改める。

別表第４建設課の表２の部１の項事項の欄中「、待避所設置工事」を削る。

別表第４備考２を次のように改める。

２　河川港湾課、河川砂防課又は道路課においては、建設課の表に掲げる事務については、同表組織名の欄中「建設課」とあるのは、それぞれ「河川港湾課」、「河川砂防課」又は「道路課」として、同表の規定を適用する。

別表第５管理課の表１の部１の項⑴事項の欄中「100万円未満」を「200万円未満」に改める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第６号

庁　中　一　般
各　地　方　機　関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

（愛媛県保健所処務規程の一部改正）

第１条　愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第１条に見出しとして「（趣旨）」を付する。

第２条に見出しとして「（分掌事務）」を付し、同条第１項中「中央保健所（愛媛県保健所設置条例（昭和51年愛媛県条例第８号）別表第１号に定める中央保健所をいう。以下同じ。）」を「保健所（四国中央保健所を除く。）の」に改め、同項ただし書を削り、同項の表保健企画課の項中「保健企画課」を「企画課」に改め、同表健康増進課の項第13号中「前６号」を「第７号から前号まで」に改め、同表環境保全課の項第７号中「八幡浜中央保健所」を「八幡浜保健所」に改め、同条第２項中「一般保健所」を「四国中央保健所の」に改め、同項の表保健課の項中第１号から第19号までを削り、第20号を第１号とし、第21号を第２号とし、第22号を第３号とし、第23号を削り、第24号を第４号とし、第25号から第32号までを20号ずつ繰り上げ、同項第33号中「前６号」を「第７号から前号まで」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第34号から第38号までを20号ずつ繰り上げ、第39号を削り、同項の前に次のように加える。

企画課

⑴　公印の管理に関すること。
⑵　文書の取扱いに関すること。
⑶　所内各課の予算の経理その他の会計事務に関すること。
⑷　所務の企画に関すること。
⑸　地域保健に関する情報の収集、整理及び活用に関すること。
⑹　地域保健に関する調査及び研究に関すること。
⑺　保健・医療・福祉の連携の推進に関すること。
⑻　地域保健と学校保健及び職域保健との連携の推進に関すること。
⑼　地域保健に関する総合相談に関すること。
⑽　災害救護に関すること。

⑾　人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
⑿　地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
⒀　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、母体保護法、医療法、医師法、歯科医師法、歯科衛生士法、保健師助産師看護師法、死体解剖保存法、診療放射線技師法、歯科技工士法、臓器の移植に関する法律、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法及び柔道整復師法に関すること。
⒁　薬事法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法、あへん法及び毒物及び劇物取締法に関すること。
⒂　医薬品その他衛生資材に関すること。
⒃　有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
⒄　温泉に関すること。
⒅　献血事業に関すること。
⒆　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に関すること。
⒇　原子爆弾被爆者の医療等に関すること。
(21)　その他他の主管に属しないこと。

第２条第３項を削る。

第３条に見出しとして「（職務）」を付し、同条中第８項を削り、第９項を第８項とし、第10項から第15項までを１項ずつ繰り上げる。

第４条を次のように改める。

（事務の委任）

第４条　所長に委任する事務は、別に定めるものを除くほか、別表に掲げる事務とする。

２　松山市の区域における次に掲げる事務は、松山保健所長に委任する。
⑴　別表企画課の表２の部に掲げる大麻取締法の施行に関する事務
⑵　別表企画課の表６の部に掲げる毒物及び劇物取締法の施行に関する事務（同部３の項の報告の徴収及び立入検査等に限る。）
⑶　別表企画課の表８の部に掲げる覚せい剤取締法の施行に関する事務
⑷　別表企画課の表９の部に掲げる麻薬及び向精神薬取締法の施行に関する事務
⑸　別表企画課の表11の部に掲げる安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関する事務
⑹　別表企画課の表13の部に掲げる薬事法の施行に関する事務（同部７の項の報告の徴収及び立入検査等並びに同部８の項の廃棄、回収等の措置命令等に限る。）
⑺　別表健康増進課の表１の部に掲げる精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の施行に関する事務
⑻　別表環境保全課の表１の部に掲げる水道法（昭和32年法律第177号）の施行に関する事務
⑼　別表環境保全課の表６の部に掲げる浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関する事務（同部３の項第11号の報告の徴収及び立入検査に限る。）

３　第１項の規定にかかわらず、四国中央市の区域における次に掲げる事務は、西条保健所長に委任する。
⑴　別表生活衛生課の表１の部に掲げる食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行に関する事務（同部３の項の報告の徴収及び臨検検査等に限る。）
⑵　別表生活衛生課の表11の部に掲げる動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する事務（同部２の項第８号の危険な動物等の捕獲等及び第９号の野犬等の捕獲及び収容に限る。）
⑶　別表環境保全課の表３の部に掲げる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務（同部５の項の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関するものに限る。）
⑷　別表環境保全課の表７の部に掲げる使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の施行に関する事務

３　第１項の規定にかかわらず、別表環境保全課の表６の部３の項に掲げる浄化槽保守点検業者の登録に関する事務は、浄化槽保守点検業者の主たる営業所の所在地を管轄する保健所長（松山市の区域内に主たる営業所を設置し、かつ、同市以外の市町の区域を営業区域とする浄化槽保守点検業者に係るものについては、松山保健所長）に委任する。

第５条及び第６条を削る。

第７条に見出しとして「（所長の専決事項）」を付し、同条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第８号中「（中央保健所長にあつては、キに掲げるものを除く。）」を削り、同号キ中「事務」の下に「（四国中央保健所に限る。）」を加え、同条を第５条とし、同条の次に次の２条を加える。

（決裁）

第６条　所長の権限に属する事務の決裁については、別表の決裁区分の欄に○印をもつて示すところにより行うものとする

。ただし、重要又は異例と認められるものについては、特に上司の決裁又は指揮を受けなければならない。

２　臨時的な事務、新たな事務等で、別表に掲げられていないものの決裁については、保健所長が定める。

（代決）

第７条　保健所においては、次に掲げる者が代決する。

⑴　所長が不在のときは、企画課長

⑵　所長及び企画課長が不在のときは、主務課長

第９条に見出しとして「（細則）」を付し、同条中「第７条各号に規定する」を「この訓令に定める」に改め、同条を第11条とする。

第８条に見出しとして「（報告）」を付し、同条第２項を削り、同条を第10条とする。

第７条の次に次の２条を加える。

（代決の制限）

第８条　前条の場合において、ことの重要又は異例に属する事案については、代決することができない。ただし、あらかじめ処理方針を示された事案及び急施を要する事案については、この限りでない。

（代決した事案の処理）

第９条　代決した事案で上司の閲覧に供する必要があると認められるものについては、代決者においてその文書に「後閲」と明記し、上司登庁の際、直ちに閲覧に供しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第４条、第６条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	課長
企画課	１　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の施行に関する事務	１　施術所等に関すること。		
		⑴　開設及び変更の届出の受理（第９条の２第１項、第12条の２第２項）		○
		⑵　休止、廃止及び再開の届出の受理（第９条の２第２項、第12条の２第２項）		○
		⑶　出張専門業務の開始、休止、廃止及び再開の届出の受理（第９条の３、第12条の２第２項）		○
		⑷　区域外に滞在して業務を行うときの届出の受理（第９条の４、第12条の２第２項）		○
		２　報告の徴収及び臨検検査（第10条第１項）	○	
	２　大麻取締法（昭和23年法律第124号）の施行に関する事務	１　報告の徴収及び立入検査等（第21条第１項）	○	
	３　温泉法（昭和23年法律第125号）の施行に関する事務	１　温泉成分分析を行う者に対する報告の徴収及び立入検査（第24条第１項）	○	
		２　土地の掘削者等に対する報告の徴収（第30条第１項）	○	
		３　温泉利用施設等に対する立入検査（第31条第１項）	○	
		４　現地調査（温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号）第20条）	○	
	４　医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する事務	１　往診のみの診療従事医師等に対する報告命令等（第５条第２項）	○	
		２　診療所及び助産所に関すること。		
		⑴　開設の許可（第７条第１項）	○	

		⑵　開設許可事項の変更の許可（第７条第２項）	○	
		⑶　開設の届出の受理（第８条、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この部において「政令」という。）第４条の２第１項）		○
		⑷　休止又は再開の届出の受理（第８条の２第２項）		○
		⑸　廃止の届出の受理（第９条第１項）		○
		⑹　開設者の死亡等の届出の受理（第９条第２項）		○
		⑺　開設者の管理免除等の許可（第12条第１項ただし書、第２項）	○	
		⑻　開設許可事項の変更の届出の受理（政令第４条第１項）		○
		⑼　開設届出事項の変更の届出の受理（政令第４条第３項、第４条の２第２項）		○
		３　エックス線装置の届出の受理（第15条第３項）		○
		４　病院の医師の宿直の免除の許可（第16条ただし書）	○	
		５　薬剤師設置の免除の許可（第18条ただし書）	○	
		６　病院、診療所及び助産所に関すること。		
		⑴　施設の使用の制限等の命令（第24条）	○	
		⑵　報告の徴収及び立入検査（第25条第１項）	○	
		⑶　物件の提出命令（第25条第２項）	○	
		⑷　構造設備の検査（第27条）	○	
		⑸　管理者の変更命令（第28条）	○	
		７　医療法人の決算の届出の受理（第51条第１項）		○
	５　死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の施行に関する事務	１　死体の保存の許可（第19条第１項）	○	
	６　毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の施行に関する事務	１　毒物又は劇物の販売業に関すること。		
		⑴　販売業者の登録（第４条第１項、毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この部において「政令」という。）第33条）	○	
		⑵　登録の更新（第４条第４項、政令第33条）		○
		⑶　登録簿の備付け（政令第36条の３第１項）	○	
		⑷　毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理（第７条第３項）		○
		⑸　氏名等の変更又は営業の廃止等の届出の受理（第10条第１項）		○
		⑹　回収等の措置命令（第15条の３）	○	
		⑺　設備の改善命令等（第19条第１項）	○	
		⑻　措置命令違反に対する登録の取消し（第19条第２項）	○	

	⑼　毒物劇物取扱責任者の変更命令（第19条第３項）	○		
	⑽　登録の取消し又は業務の停止命令（第19条第４項）	○		
	⑾　弁明等の機会の付与（第20条）	○		
	⑿　登録が失効した場合等の届出の受理（第21条第１項、第４項）	○		
	⒀　登録票の書換え交付（政令第35条第１項）		○	
	⒁　登録票の再交付（政令第36条第１項）		○	
	⒂　登録票の返納の受理（政令第36条の２第１項）		○	
	⒃　業務停止期間満了後の登録票の交付（政令第36条の２第２項）	○		
	⒄　報告の徴収及び立入検査等（第17条第２項）	○		
	２　毒物又は劇物の業務上取扱者に関すること。			
	⑴　業務上取扱者の届出の受理（第22条第１項）	○		
	⑵　業務上取扱者に該当することとなつた者の届出の受理（第22条第２項）	○		
	⑶　事業の廃止等の届出の受理（第22条第３項）		○	
	⑷　業務上取扱者に係る毒物劇物取扱責任者の設置又は変更の届出の受理（第７条第３項、第22条第４項）		○	
	⑸　回収等の措置命令（第15条の３、第22条第４項）	○		
	⑹　業務上取扱者に係る毒物劇物取扱責任者の変更命令（第19条第３項、第22条第４項）	○		
	⑺　措置命令（第20条、第22条第６項）	○		
	⑻　弁明等の機会の付与（第20条、第22条第７項）	○		
	⑼　報告の徴収及び立入検査等（第17条第２項、第22条第４項、第５項）	○		
	３　毒物又は劇物の製造業又は輸入業及び特定毒物研究者に関すること。			
	⑴　報告の徴収及び立入検査等（第17条第１項、第２項、第23条の３、政令第36条の７第１項）	○		
７　診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）の施行に関する事務	１　照射録の徴収及び立入検査（第28条第２項）	○		
８　覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）の施行に関する事務	１　報告の徴収（第31条）	○		
	２　立入検査等（第32条第１項、第２項）	○		
９　麻薬及び向	１　報告の徴収及び立入検査等（第50条の38			

精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の施行に関する事務	第１項、第２項）	○		
10　歯科技工士法（昭和30年法律第168号）の施行に関する事務	1　歯科技工所に関すること。			
	⑴　開設及び変更の届出の受理（第21条第１項）		○	
	⑵　休止、廃止又は再開の届出の受理（第21条第２項）		○	
	⑶　報告の徴収及び立入検査（第27条第１項）	○		
11　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）の施行に関する事務	1　報告の徴収及び立入検査（第23条第１項）	○		
12　臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の施行に関する事務	1　衛生検査所に関すること。			
	⑴　登録に関する検査（第20条の３第１項）	○		
	⑵　登録の変更に関する検査（第20条の４第１項）	○		
	⑶　廃止、休止、再開等の届出の受理（第20条の４第３項）	○		
	⑷　報告の徴収及び立入検査（第20条の５第１項）	○		
13　薬事法（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	1　薬局に関すること。			
	⑴　開設の許可（第４条第１項、薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この部において「政令」という。）第44条第１項、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第１号。以下この部において「省令」という。）第１条第３項）	○		
	⑵　開設の許可の更新（第４条第２項、政令第44条第１項）		○	
	⑶　薬局の管理者の薬局以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第７条第３項ただし書）	○		
	⑷　廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、省令第16条第４項）		○	
	⑸　構造設備の改善命令等（第72条第４項）	○		
	⑹　薬剤師の増員命令（第72条の２）	○		
	⑺　業務運営改善等の措置命令（第72条の３）	○		
	⑻　管理者の変更命令（第73条）	○		
	⑼　許可の取消し等（第75条第１項）	○		
	⑽　許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）	○		
	⑾　取扱処方せん数の届出の受理（政令第２条）		○	

		⑿　許可証の書換え交付（政令第45条第１項）		○	
		⒀　許可証の再交付（政令第46条第１項）	○		
		⒁　許可証の返納の受理（政令第46条第３項、第47条）	○		
		⒂　許可台帳の備付け（政令第48条）	○		
		２　薬局製造販売医薬品に関すること。			
		⑴　製造販売業の許可（第12条第１項、第81条、政令第４条第１項、第80条第１項、省令第19条第３項）	○		
		⑵　製造販売業の許可の更新（第12条第２項、第81条、政令第４条第１項、第80条第１項）		○	
		⑶　製造業の許可（第13条第１項、第５項、第81条、政令第11条第１項、第80条第１項、省令第25条第３項）	○		
		⑷　製造業の許可の更新（第13条第３項、第５項、第81条、政令第11条第１項、第80条第１項）		○	
		⑸　製造販売の承認（第14条第１項、第81条、政令第80条第１項）	○		
		⑹　製造販売の承認事項の変更の承認（第14条第９項、第81条、政令第80条第１項）	○		
		⑺　製造販売の承認事項の軽微な変更の届出の受理（第14条第10項、第81条、政令第80条第１項）		○	
		⑻　製造販売の承認の承継の届出の受理（第14条の８第３項、第81条、政令第80条第１項）		○	
		⑼　製造販売の届出又は変更の届出の受理（第14条の９、第81条、政令第80条第１項）	○		
		⑽　製造管理者の製造所以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第７条第３項ただし書、第17条第４項、第81条、政令第80条第２項）	○		
		⑾　製造販売業の廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第19条第１項、第81条、政令第80条第１項、省令第16条第４項、第99条第３項）		○	
		⑿　製造業の製造所の廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第19条第２項、第81条、政令第80条第１項、省令第16条第４項、第 100 条第３項）		○	
		⒀　製造販売業者に対する検査命令（第71条）	○		
		⒁　製造販売業者に対する製造管理又は品質管理の改善命令等（第72条第２項、第81条、政令第80条第２項）	○		
		⒂　製造業者に対する構造設備の改善命令等（第72条第３項）	○		
		⒃　製造販売業者及び製造業者に対する業務運営改善等の措置命令（第72条の３、第81条、政令第80条第１項）	○		

⒄　製造販売業又は製造業の管理者等の変更命令（第73条、第81条、政令第80条第１項）	○	
⒅　製造販売の承認の取消し等（第74条の２第１項、第81条、政令第80条第１項）	○	
⒆　製造販売の承認事項の変更命令（第74条の２第２項、第81条、政令第80条第１項）	○	
⒇　製造販売の承認の取消し及び変更命令（第74条の２第３項、第81条、政令第80条第１項）	○	
(21)　製造販売業又は製造業の許可の取消し等（第75条第１項、第81条、政令第80条第１項）	○	
(22)　製造販売業又は製造業の許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）	○	
(23)　回収の報告の受理（第77条の４の３、第81条、政令第80条第１項）	○	
(24)　製造販売業の許可証の書換え交付（第81条、政令第５条第１項、第80条第１項）		○
(25)　製造販売業の許可証の再交付（第81条、政令第６条第１項、第80条第１項）		○
(26)　製造販売業の許可証の返納の受理（第81条、政令第６条第４項、第７条第１項、第80条第１項）		○
(27)　製造販売業の許可台帳の備付け（第81条、政令第８条第１項、第80条第１項）	○	
(28)　製造業の許可証の書換え交付（第81条、政令第12条第１項、第80条第１項）		○
(29)　製造業の許可証の再交付（第81条、政令第13条第１項、第80条第１項）		○
(30)　製造業の許可証の返納の受理（第81条、政令第13条第４項、第14条第１項、第80条第１項）		○
(31)　製造業の許可台帳の備付け（第81条、政令第15条第１項、第80条第１項）	○	
(32)　承認台帳の備付け（第81条、政令第19条第１項、第80条第１項）	○	
(33)　製造販売承認に係る申請書記載事項の整備の届出の受理（薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第112号）附則第３条）		○
３　一般販売業（卸売一般販売業及び動物用医薬品等に係るものを除く。）に関すること。		
⑴　許可（第24条第１項、政令第44条第１項、省令第１条第３項、第138条第２項）	○	
⑵　許可の更新（第24条第２項、政令第44条第１項）		○
⑶　管理者の店舗以外の場所で薬事に関する実務に従事する場合の許可（第７条第３項ただし書、第27条）	○	

		⑷　廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、第38条、省令第16条第４項、第 141 条）		○	
		⑸　構造設備の改善命令等（第72条第４項）	○		
		⑹　薬剤師の増員命令（第72条の２）	○		
		⑺　業務運営改善等の措置命令（第72条の３）	○		
		⑻　管理者の変更命令（第73条）	○		
		⑼　許可の取消し等（第75条第１項）	○		
		⑽　許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）	○		
		⑾　許可証の書換え交付（政令第45条第１項）		○	
		⑿　許可証の再交付（政令第46条第１項）		○	
		⒀　許可証の返納の受理（政令第46条第３項、第47条）		○	
		⒁　許可台帳の備付け（政令第48条）	○		
		４　特例販売業（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること。			
		⑴　許可（第24条第１項、第35条、政令第44条第１項）	○		
		⑵　許可の更新（第24条第２項、政令第44条第１項）		○	
		⑶　特例販売品目の指定（第35条）	○		
		⑷　廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、第38条）		○	
		⑸　構造設備の改善命令等（第72条第４項）	○		
		⑹　業務運営改善等の措置命令（第72条の３）	○		
		⑺　許可の取消し等（第75条第１項）	○		
		⑻　許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）	○		
		⑼　許可証の書換え交付（政令第45条第１項）		○	
		⑽　許可証の再交付（政令第46条第１項）		○	
		⑾　許可証の返納の受理（政令第46条第３項、第47条）		○	
		⑿　許可台帳の備付け（政令第48条）	○		
		⒀　特例販売品目の変更又は追加の指定（省令第 159 条）	○		
		５　高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業（動物用医療機器に係るものを除く。）に関すること。			
		⑴　許可（第39条第１項、政令第44条第１項、省令第 160 条第３項）	○		
		⑵　許可の更新（第39条第４項、政令第44条第１項）		○	
		⑶　廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、第40条第１項、省令第 174 条第４項）		○	

			⑷　構造設備の改善命令等（第72条第４項）	○	
			⑸　業務運営改善等の措置命令（第72条の３）	○	
			⑹　管理者の変更命令（第73条）	○	
			⑺　許可の取消し等（第75条第１項）	○	
			⑻　許可の更新を拒否する場合の弁明等の機会の付与（第76条）	○	
			⑼　許可証の書換え交付（政令第45条第１項）		○
			⑽　許可証の再交付（政令第46条第１項）		○
			⑾　許可証の返納の受理（政令第46条第３項、第47条）		○
			⑿　許可台帳の備付け（政令第48条）	○	
			６　管理医療機器の販売業又は賃貸業（動物用医療機器に係るものを除く。）に関すること。		
			⑴　届出の受理（第39条の３第１項、薬事法施行細則（昭和36年愛媛県規則第44号。以下この部において「細則」という。）第７条）		○
			⑵　廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、第40条第２項）		○
			⑶　構造設備の改善命令等（第72条第４項）	○	
			⑷　業務運営改善等の措置命令（第72条の３）	○	
			⑸　管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証の書換え交付（細則第８条）		○
			⑹　管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証の再交付（細則第９条）		○
			７　報告の徴収及び立入検査等（動物用医薬品等に係るものを除く。）（第69条）	○	
			８　廃棄、回収等の措置命令等（動物用医薬品等に係るものを除く。）（第70条）	○	
		14　柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の施行に関する事務	１　施術所の開設及び変更の届出の受理（第19条第１項）		○
			２　施術所の休止、廃止及び再開の届出の受理（第19条第２項）		○
			３　報告の徴収及び立入検査（第21条第１項）	○	
		15　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）の施行に関する事務	１　家庭用品の回収等の措置命令（第６条）	○	
			２　報告の徴収及び立入検査等（第７条第１項）	○	
		16　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117	１　健康管理に関すること。		
			⑴　健康診断の実施（第７条）		○
			⑵　健康診断の記録の作成等（第８条）		○
			⑶　健康診断の結果に基づく指導（第９条）		○

	号）の施行に関する事務	2　被爆者の氏名及び居住地の変更の届出の受理（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成７年厚生省令第33号。以下この部において「省令」という。）第７条第１項、第３項、附則第５条第１項）		○
		3　医療特別手当受給権者等の氏名及び居住地の変更の届出の受理（国内に居住地及び現在地を有しない場合の氏名の変更並びに都道府県の区域を越えて居住地を移した場合の居住地の変更に係るものを除く。）（省令第34条、第35条第１項、第36条、第46条、第50条、第54条、第63条第１項）		○
	17　保健所使用料条例（昭和23年愛媛県条例第38号）の施行に関する事務	1　使用料の後納及び分納の承認（第３条）	○	
		2　使用料の減免（第４条）	○	

組織名	事務の種類	事　　項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の施行に関する事務	1　入院措置（第29条の２第１項）	○	
		2　措置入院者の仮退院の許可（第40条）	○	
		3　費用の徴収（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和41年愛媛県規則第32号）第11条）	○	
	2　結核予防法（昭和26年法律第96号）の施行に関する事務	1　定期外の健康診断の勧告（第５条第１項）	○	
		2　定期外の健康診断の措置（第５条第２項）	○	
		3　定期外の予防接種の実施（第14条）	○	
		4　消毒等の実施の措置命令等（第30条）	○	
		5　物件の消毒又は廃棄命令等（第31条第１項）	○	
		6　立入調査（第32条第１項）	○	
		7　医療費負担等の決定（第34条第１項、第３項、第35条第１項第６号、第35条第２項）	○	
		8　報告の徴収及び診療録等の検査（第42条）	○	
		9　医療機関の変更届の受理（結核予防法施行規則（昭和26年厚生省令第26号）第23条第５項、第24条第３項）	○	
	3　母子保健法（昭和40年法律第141号）の施行に関する事務	1　低体重児の届出の受理（第18条）		○
	4　感染症の予防及び感染症	1　患者等の診断の届出の受理（第12条第１項、第13条第１項）	○	

	の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	2　五類感染症患者等についての届出の受理（第14条第２項）	○	
		3　質問及び調査の実施（第15条第１項、第15条の２第１項）	○	
		4　健康診断の勧告（第17条第１項）	○	
		5　健康診断の措置（第17条第２項）	○	
		6　患者等への通知（第18条第１項）	○	
		7　対象者でなくなつたことの確認（第18条第４項）	○	
		8　入院の勧告（第19条第１項、第20条第１項、第26条、第46条第１項）	○	
		9　入院の措置（第19条第２項、第４項、第20条第２項、第３項、第26条、第46条第２項、第３項）	○	
		10　入院の期間の延長の決定（第20条第４項、第26条、第46条第４項）	○	
		11　感染症診査協議会の意見聴取（第20条第５項、第26条）	○	
		12　患者の移送（第21条、第26条）	○	
		13　退院の措置（第22条、第26条）	○	
		14　消毒の命令等（第27条、第50条第１項）	○	
		15　駆除の命令等（第28条、第50条第１項）	○	
		16　必要な措置等の命令等（第29条、第50条第１項）	○	
		17　死体の移動制限等（第30条第１項、第50条第１項）	○	
		18　埋葬の許可（第30条第２項ただし書、第50条第１項）	○	
		19　給水制限の命令等（第31条、第50条第１項）	○	
		20　立入調査（第35条第１項、第50条第１項）	○	
		21　医療費の負担の決定（第37条第１項）	○	
		22　新感染症に係る健康診断の勧告（第45条第１項）	○	
		23　新感染症に係る健康診断の措置（第45条第２項）	○	
		24　新感染症の所見がある者の移送（第47条）	○	
		25　新感染症の所見がある者の退院の措置（第48条）	○	
	5　健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	1　特定給食施設に関すること。		
		⑴　設置及び変更の届出の受理（第20条）		○
		⑵　指導及び助言（第22条）	○	
		⑶　勧告及び措置命令（第23条）	○	
		⑷　報告の徴収及び立入検査（第24条第１項）	○	
		⑸　再開の届出の受理（健康増進法施行細則（平成15年愛媛県規則第46号。以下この部において「規則」という。）第５条）		○
		⑹　給食状況の報告の受理（規則第６条）		○

組織名	事務の種類	事項	決裁区分 所長	決裁区分 課長
生活衛生課	１　食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行に関する事務	１　食品、添加物等の検査（第25条第１項）	○	
		２　検査命令に関すること。		
		⑴　製品の検査命令（第26条第１項）	○	
		⑵　検査申請書の受理及び検査（食品衛生法施行令（昭和28年政令第239号）第５条第３項）		○
		⑶　検査の結果の経由時の確認（第26条第５項）		○
		３　報告の徴収及び臨検検査等（と畜場及び食鳥処理場（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成２年法律第70号）第16条第２項に規定する認定小規模食鳥処理業者（以下この部において「認定小規模食鳥処理業者」という。）に係るものを除く。）並びにこれらの附属施設に係るものを除く。）（第28条第１項）		○
		４　営業の許可に関すること。		
		⑴　営業の許可（第52条、食品衛生法施行細則（昭和23年愛媛県規則第62号。以下この部において「細則」という。）第７条第１項）		○
		⑵　許可営業者の地位の承継の届出の受理（第53条第２項）		○
		⑶　氏名等の変更の届出の受理及び営業許可証の書換え交付（食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第71条、細則第９条第２項）		○
		⑷　営業許可証の再交付（細則第７条第３項）		○
		⑸　廃業、休業又は復業の届出の受理（細則第10条）		○
		⑹　営業者の死亡等の届出の受理（細則第12条）		○
		５　廃棄等の措置命令（と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。）並びにこれらの附属施設に係るものを除く。）（第54条）	○	
		６　許可の取消し又は営業の禁止等（第55条第１項）	○	
		７　施設の改善命令及び許可の取消し等（第56条）	○	
		８　死体の解剖（第59条第１項、第２項）	○	
		９　集団給食開始等の報告の受理（食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）第５条）		○
	２　理容師法（昭和22年法律第234号）の施行に関する事務	１　理容師に関すること。		
		⑴　業務の停止及び免許証の領置（第10条第２項、理容師法施行規則（平成10年厚生省令第４号）第７条第３項）	○	
		２　理容所に関すること。		

		⑴　開設の届出の受理（第11条第１項）		○	
		⑵　変更又は廃止の届出の受理（第11条第２項）		○	
		⑶　構造設備の検査及び確認（第11条の２、理容師法施行条例（平成12年愛媛県条例第14号。以下この部において「条例」という。）第２条の２第１項）		○	
		⑷　開設者の地位の承継の届出の受理（第11条の３第２項）		○	
		⑸　立入検査（第13条第１項）		○	
		⑹　閉鎖命令（第14条）	○		
		⑺　衛生上必要な指示（条例第２条第７号、第３条第９号）		○	
		⑻　検査済証の再交付（理容師法施行細則（昭和31年愛媛県規則第44号）第２条第２項）		○	
	３　興行場法（昭和23年法律第137号）の施行に関する事務	１　興行場の営業に関すること。			
		⑴　許可（第２条）		○	
		⑵　営業者の地位の承継の届出の受理（第２条の２第２項）		○	
		⑶　報告の徴収及び立入検査（第５条第１項）		○	
		⑷　許可の取消し又は停止命令（第６条）	○		
		⑸　構造設備の基準の緩和等（興行場の構造設備の基準等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第20号）第20条）		○	
		⑹　許可証の再交付（興行場法施行細則（昭和25年愛媛県規則第27号。以下この部において「規則」という。）第４条第３項）		○	
		⑺　変更の届出の受理（細則第７条第１項）		○	
		⑻　営業の停止又は廃止の届出の受理（細則第７条第２項）		○	
		⑼　許可証の返納の受理（細則第８条第１項）		○	
		⑽　再開の届出の受理（細則第８条第２項）		○	
	４　旅館業法（昭和23年法律第138号）の施行に関する事務	１　旅館業の営業に関すること。			
		⑴　許可（第３条第１項、第５項、第６項、旅館業法施行細則（昭和32年愛媛県規則第50号。以下この部において「細則」という。）第１条）		○	
		⑵　学校等の意見聴取（第３条第４項）		○	
		⑶　営業者の地位の承継の承認（第３条第１項、第４項から第６項まで、第３条の２、第３条の３第１項、第３項、細則第５条）		○	
		⑷　宿泊者名簿の提出要求（第６条第１項）		○	
		⑸　報告の徴収及び立入検査（第７条第１項）		○	
		⑹　措置命令（第７条の２）		○	

		⑺　許可の取消し又は営業の停止命令（第８条）	○	
		⑻　国立大学の学長等の意見の受理（第８条の２）		○
		⑼　変更等の届出の受理（旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第４条）		○
		⑽　水質基準に適合しない届出の受理（旅館業法施行条例（昭和32年愛媛県条例第44号。以下この部において「条例」という。）第４条の表第３の項第14号）		○
		⑾　指示（条例第４条の表第６の項第８号）		○
		⑿　許可証の再交付（細則第３条第３項）		○
		⒀　許可証の返納の受理（細則第３条第４項）		○
		⒁　代理人に関する届出の受理（細則第８条）		○
	５　公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の施行に関する事務	１　公衆浴場の営業に関すること。		
		⑴　許可（第２条第１項、第２項、第４項、公衆浴場法施行細則（昭和23年愛媛県規則第67号。以下この部において「細則」という。）第２条第１項）		○
		⑵　地位の承継の届出の受理（第２条の２第２項）		○
		⑶　入浴の許可（第４条ただし書）	○	
		⑷　報告の徴収及び立入検査（第６条第１項）		○
		⑸　許可の取消し又は営業の停止命令（第７条第１項）	○	
		⑹　届出事項の変更、営業の停止又は廃止の届出の受理（公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）第４条）		○
		⑺　配置の基準の特例（公衆浴場設置等の基準に関する条例（昭和25年愛媛県条例第24号。以下この部において「条例」という。）第３条第３号）		○
		⑻　水質基準に適合しない旨の届出の受理（条例第５条第１項第18号）		○
		⑼　特別の措置命令（条例第６条）		○
		⑽　構造設備に係る規定の適用のしんしやく（条例第７条）		○
		⑾　許可証の再交付（細則第２条第２項）		○
		⑿　許可証の返納の受理（細則第２条第３項）		○
	６　化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）の施行に関する事務	１　死亡獣畜に関すること。		
		⑴　解体の特例許可（第２条第２項ただし書）		○
		⑵　発掘の特例許可（化製場等の構造設備の基準等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第21号。以下この部において「条例」という。）第３条の２第２項第５号ただし書）		○
		２　化製場等の設置に関すること。		

			⑴　設置の許可（第３条第１項）	○	
			⑵　構造設備等の変更の届出の受理（第３条第２項、第８条）		○
			⑶　報告の徴収及び立入検査（第６条第１項）		○
			⑷　措置命令（第６条の２）	○	
			⑸　許可の取消し又は施設の使用制限等（第７条、第８条）	○	
			⑹　管理者からの届出の受理（条例第３条の２第２項第１号）		○
			⑺　許可申請書記載事項の変更の届出の受理（化製場等に関する法律施行細則（昭和59年愛媛県規則第54号。以下この部において「細則」という。）第５条、第９条）		○
			⑻　経営の停止又は廃止の届出の受理（細則第６条、第９条）		○
		７　クリーニング業法（昭和25年法律第２07号）の施行に関する事務	１　クリーニング所又は無店舗取次店の営業の届出の受理（第５条第１項、第２項）		○
			２　クリーニング所又は無店舗取次店の変更又は廃止の届出の受理（第５条第３項）		○
			３　クリーニング所の検査及び確認（第５条の２、クリーニング業法施行条例（平成14年愛媛県条例第55号）第３条第１項）		○
			４　営業者の地位の継承の届出の受理（第５条の３第２項）		○
			５　業務の停止の命令（第９条）	○	
			６　クリーニング所又は業務用車両の立入検査（第10条第１項）		○
			７　措置命令（第10条の２）		○
			８　営業の停止命令等（第11条）	○	
		８　狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の施行に関する事務	１　捕獲人の指定（第６条第２項）	○	
			２　捕獲人の指定の取消し（狂犬病予防法施行細則（昭和25年愛媛県規則第84号）第９条第３項）	○	
		９　美容師法（昭和32年法律第163号）の施行に関する事務	１　美容師に関すること。		
			⑴　業務の停止命令及び免許証の領置（第10条第２項、美容師法施行規則（平成10年厚生省令第７号）第７条第３項）	○	
			２　美容所に関すること。		
			⑴　開設の届出の受理（第11条第１項）		○
			⑵　変更又は廃止の届出の受理（第11条第２項）		○
			⑶　構造設備の検査及び確認（第12条、美容師法施行条例（平成12年愛媛県条例第15号。以下この部において「条例」という。）第２条の２第１項）		○
			⑷　開設者の地位の承継の届出の受理（第12条の２第２項）		○
			⑸　立入検査（第14条第１項）		○
			⑹　閉鎖命令（第15条）	○	
			⑺　衛生上必要な指示（条例第２条第７号、第３条第10号）		○

		⑻　検査済証の再交付（美容師法施行細則（昭和32年愛媛県規則第65号）第２条第２項）		○
	10　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の施行に関する事務	１　特定建築物に関すること。		
		⑴　届出の受理（第５条第１項）		○
		⑵　変更の届出の受理（第５条第３項）		○
		⑶　通知（第５条第４項）		○
		⑷　報告の徴収及び立入検査（第11条第１項）		○
		⑸　維持管理の方法の改善等必要な措置命令並びに使用の停止及び制限（第12条）	○	
		⑹　国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物の維持管理の方法の改善等の勧告（第13条）	○	
		２　建築物における衛生的環境の確保に関する事業に関すること。		
		⑴　登録（第12条の２）		○
		⑵　登録の取消し（第12条の４）	○	
		⑶　報告の徴収及び立入検査（第12条の５）		○
	11　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の施行に関する事務	１　動物取扱業に関すること。		
		⑴　動物取扱業の届出の受理（第８条第１項）		○
		⑵　変更等の届出の受理（第９条第１項、第２項）		○
		⑶　動物取扱業者の地位の承継の届出の受理（第10条第２項）		○
		⑷　施設の構造等の改善勧告及び措置命令（第12条）	○	
		⑸　報告の徴収及び立入検査（第13条第１項）		○
		⑹　必要な措置の勧告及び措置命令等（第15条）	○	
		２　動物の飼養及び保管に関すること。		
		⑴　飼養又は保管の許可（愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年愛媛県条例第12号。以下この部において「条例」という。）第10条第１項）		○
		⑵　国又は地方公共団体からの協議及び変更協議への同意（条例第10条第２項）		○
		⑶　変更の許可（条例第13条第１項）		○
		⑷　変更等の届出の受理（条例第14条）		○
		⑸　許可の取消し（条例第18条）	○	
		⑹　公示及び通知（条例第18条の３第１項、第20条）	○	
		⑺　緊急時の通報の受理（条例第19条第１項）		○
		⑻　危険な動物等の捕獲等（条例第19条第２項）		○
		⑼　野犬等の捕獲及び収容（条例第19条第３項）		○
		⑽　事故時の報告の受理及び指示（条例第21条第１項）		○

	⑾　事故時の通報の受理（条例第21条第２項）		○
	⑿　指導及び勧告（条例第23条）	○	
	⒀　必要な措置の指導、勧告及び命令（条例第24条）	○	
	⒁　報告の徴収及び立入検査（条例第25条第１項）		○
	⒂　届出書の受理（愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年愛媛県規則第21号。以下この部において「規則」という。）第10条第４項）		○
	⒃　輸送又は管理の届出の受理（規則第10条第５項）		○
12　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成２年法律第70号）の施行に関する事務	１　認定小規模食鳥処理業者に関すること。		
	⑴　事業の許可（第３条）		○
	⑵　食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可（第６条第１項）		○
	⑶　変更の届出の受理（第６条第３項）		○
	⑷　地位の承継の届出の受理（第７条第２項）		○
	⑸　許可の取消し又は事業の停止命令（第８条）	○	
	⑹　設備の改善命令又は許可の取消し等（第９条）	○	
	⑺　食鳥処理衛生管理者の設置及び変更の届出の受理（第12条第６項）		○
	⑻　食鳥処理衛生管理者の解任命令（第13条）	○	
	⑼　食鳥処理場の廃止、休止又は再開の届出の受理（第14条）		○
	⑽　確認規程の認定（第16条第１項）		○
	⑾　確認規程の変更の認定（第16条第２項）		○
	⑿　食鳥処理衛生管理者の解任命令（第16条第６項）	○	
	⒀　確認の状況の報告の受理（第16条第７項）		○
	⒁　確認規程の廃止の届出の受理等（第16条第８項）		○
	⒂　技術的な指導及び助言（第16条第９項）		○
	⒃　公衆衛生上必要な措置（第20条）		○
	⒄　報告の徴収（第37条第１項）		○
	⒅　立入検査等（第38条第１項）		○
	⒆　許可証等の再交付（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成４年愛媛県規則第１号）第４条）		○
	２　届出食肉販売業者についての届出の受理（第17条第１項第４号）		○
13　食品行商条例（昭和27年愛媛県条例第62号）の施行	１　行商の許可に関すること。		
	⑴　許可（第３条、第５条）		○
	⑵　許可証の書換え交付及び再交付（第６条）		○

	に関する事務	⑶　廃業の届出の受理（第７条）		○
		⑷　報告の徴収及び検査（第11条）		○
		⑸　処置命令及び許可の取消し（第12条）	○	
	14　ふぐ取扱者条例（昭和27年愛媛県条例第63号）の施行に関する事務	1　死亡の届出の受理（第10条）		○
		2　立入検査（第11条第１項）		○
		3　必要な措置の指示（第12条）		○
		4　業務の停止処分（第13条第２項）	○	
	15　愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例（昭和52年愛媛県条例第37号）の施行に関する事務	1　食品衛生法の規定による許可を要する自動販売機に関すること。		
		⑴　指示及び勧告（第14条第１項）	○	
		⑵　報告の徴収及び立入調査（第16条第１項）		○

組織名	事務の種類	事　　項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1　水道法（昭和32年法律第177号）の施行に関する事務	1　給水開始前の届出の受理（第13条第１項、第46条第１項、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下この部において「政令」という。）第14条第１項）		○
		2　料金変更の届出の受理（第14条第５項、第46条第１項、政令第14条第１項）		○
		3　施設の改善の指示（第36条第１項、第46条第１項、政令第14条第１項）	○	
		4　水道技術管理者の変更の勧告（第36条第２項、第46条第１項、政令第14条第１項）	○	
		5　給水の停止命令（第37条、第46条第１項、政令第14条第１項）	○	
		6　報告の徴収及び立入検査（第39条第１項、第46条第１項、政令第14条第１項）	○	
	2　大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の施行に関する事務	1　ばい煙発生施設に関すること。		
		⑴　設置の届出の受理（第６条第１項）	○	
		⑵　使用の届出の受理（第７条第１項）		○
		⑶　構造等の変更の届出の受理（第８条第１項）	○	
		⑷　計画の変更又は廃止の命令（第９条）	○	
		⑸　実施の制限期間の短縮の承認（第10条第２項）	○	
		⑹　氏名等の変更又は使用の廃止の届出の受理（第11条）		○
		⑺　地位の承継の届出の受理（第12条第３項）		○
		2　一般粉じん発生施設に関すること。		
		⑴　設置の届出の受理（第18条第１項）	○	
		⑵　構造等の変更の届出の受理（第18条第３項）	○	

	⑶　使用の届出の受理（第18条の２第１項）		○
	⑷　氏名等の変更又は使用の廃止の届出の受理（第11条、第18条の13第２項）		○
	⑸　地位の承継の届出の受理（第12条第３項、第18条の13第２項）		○
	３　特定粉じん発生施設に関すること。		
	⑴　設置の届出の受理（第18条の６第１項）	○	
	⑵　構造等の変更の届出の受理（第18条の６第３項）	○	
	⑶　使用の届出の受理（第18条の７第１項）		○
	⑷　計画の変更又は廃止の命令（第18条の８）	○	
	⑸　実施の制限期間の短縮の承認（第10条第２項、第18条の13第１項）	○	
	⑹　氏名等の変更又は使用の廃止の届出の受理（第11条、第18条の13第２項）		○
	⑺　地位の承継の届出の受理（第12条第３項、第18条の13第２項）		○
	４　特定粉じん排出等作業に関すること。		
	⑴　実施の届出の受理（第18条の15第１項、第２項）	○	
	⑵　計画の変更の命令（第18条の16）	○	
	５　報告の徴収及び立入検査（第26条第１項）	○	
３　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務	１　許可を受けた一般廃棄物処理施設に関すること。		
	⑴　変更又は廃止、休止若しくは再開の届出の受理（第９条第３項）		○
	⑵　埋立処分終了の届出の受理（第９条第４項）	○	
	⑶　最終処分場の廃止の確認（第９条第５項）	○	
	⑷　地位の承継に関する届出の受理（第９条の７第２項）		○
	２　市町の設置に係る一般廃棄物処理施設に関すること。		
	⑴　設置の届出の受理（第９条の３第１項）	○	
	⑵　計画の変更又は廃止の命令（第９条の３第３項、第８項）	○	
	⑶　届出の内容が相当であると認める旨の通知（第９条の３第４項ただし書、第８項）	○	
	⑷　変更届出の受理（第９条の３第７項）		○
	⑸　改善又は使用の停止命令（第９条の３第９項）	○	
	⑹　変更又は廃止、休止若しくは再開の届出の受理（第９条第３項、第９条の３第10項）		○
	⑺　埋立処分終了の届出の受理（第９条第４項、第９条の３第10項）	○	

		⑻　最終処分場の廃止の確認（第９条第５項、第９条の３第10項）	○		
		３　産業廃棄物処理施設に関すること。			
		⑴　産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出の受理（第15条の２の４）	○		
		⑵　変更又は廃止、休止若しくは再開の届出の受理（第９条第３項、第15条の２の５第３項）		○	
		⑶　埋立処分終了の届出の受理（第９条第４項、第15条の２の５第３項）	○		
		⑷　最終処分場の廃止の確認（第９条第５項、第15条の２の５第３項）	○		
		⑸　地位の承継に関する届出の受理（第９条の７第２項、第15条の４）		○	
		⑹　最終処分場台帳の調整及び閲覧（第19条の10第１項、第３項）		○	
		４　産業廃棄物管理票に関すること。			
		⑴　管理票に関する報告書の受理（第12条の３第６項）		○	
		⑵　情報処理センターからの報告の受理（第12条の５第８項）		○	
		⑶　必要な措置の勧告（第12条の６）	○		
		５　産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること。			
		⑴　許可（第14条第１項、第14条の４第１項）	○		
		⑵　許可の更新（第14条第２項、第14条の４第２項）	○		
		⑶　変更の許可（第14条の２第１項、第14条の５第１項）	○		
		⑷　廃止又は住所等の変更の届出の受理（第７条の２第３項、第14条の２第３項、第14条の５第３項）		○	
		⑸　警察本部長の意見聴取（第23条の３）		○	
		６　報告の徴収（第18条）	○		
		７　立入検査（第19条第１項）	○		
	４　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の施行に関する事務	１　特定施設等に関すること。			
		⑴　特定施設の設置の届出の受理（第５条第１項）	○		
		⑵　有害物質使用特定施設の設置の届出の受理（第５条第２項）	○		
		⑶　特定施設の使用の届出の受理（第６条第１項）		○	
		⑷　指定地域特定施設の使用の届出の受理（第６条第２項）		○	
		⑸　排出水の汚染状態及び量の届出の受理（第６条第３項）		○	
		⑹　構造等の変更の届出の受理（第７条）	○		
		⑺　計画の変更又は廃止の命令（第８条）	○		
		⑻　汚水等の処理の方法の改善等の命令（第８条の２）	○		

	⑼　実施の制限期間の短縮の承認（第９条第２項）	○	
	⑽　氏名等の変更又は使用の廃止の届出の受理（第10条）		○
	⑾　地位の承継の届出の受理（第11条第３項）		○
	2　指導、助言及び勧告（第13条の３）	○	
	3　汚濁負荷量の測定手法又は変更の届出の受理（第14条第３項）		○
	4　事故時の措置の届出の受理（第14条の２第１項、第２項）	○	
	5　特定事業場設置者等に対する報告の徴収及び立入検査（第22条第１項）	○	
	6　指定地域の排出者に対する報告の徴収（第22条第２項）	○	
5　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の施行に関する事務	1　公害防止統括者の選任等の届出の受理（第３条第３項）		○
	2　公害防止管理者の選任等の届出の受理（第３条第３項、第４条第３項）		○
	3　公害防止主任管理者の選任等の届出の受理（第３条第３項、第５条第３項）		○
	4　公害防止統括者等の代理者の選任等の届出の受理（第３条第３項、第６条第２項）		○
	5　地位の承継の届出の受理（第６条の２第２項）		○
6　浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関する事務	1　浄化槽の設置に関すること。		
	⑴　設置又は変更の届出の受理及び特定行政庁への送付（第５条第１項）		○
	⑵　勧告（第５条第２項）	○	
	⑶　届出の内容が相当であると認める旨の通知（第５条第４項ただし書）		○
	2　浄化槽管理者等に関すること。		
	⑴　報告書の受理（第10条の２）		○
	⑵　助言、指導又は勧告（第12条第１項）	○	
	⑶　改善措置又は使用の停止の命令（第12条第２項）	○	
	3　浄化槽保守点検業者の登録に関すること。		
	⑴　登録（愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年愛媛県条例第13号。以下この部において「条例」という。）第３条第１項、第５条第２項、第６条第２項）	○	
	⑵　登録の更新（条例第３条第３項）	○	
	⑶　登録簿の閲覧（条例第５条第３項）		○
	⑷　変更の登録（条例第５条第２項、第７条第１項）		○
	⑸　変更の届出の受理（条例第８条第１項）		○
	⑹　登録証の書換え交付（条例第９条）		○
	⑺　登録証の再交付（条例第10条第１項）		○
	⑻　登録証の返納の受理（条例第10条第２項）		○

		⑼　廃業等の届出の受理（条例第11条）		○
		⑽　登録の抹消（条例第12条）	○	
		⑾　報告の徴収及び立入検査（条例第17条第１項）	○	
		⑿　市町からの申出の受理（第48条第４項）	○	
		４　浄化槽管理者、浄化槽清掃業者及び指定検査機関に対する報告の徴収及び立入検査（第53条第１項、第２項）	○	
	７　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の施行に関する事務	１　関連事業者等に対する指導等に関すること。		
		⑴　再資源化等に係る指導及び助言（第19条）	○	
		⑵　再資源化等に係る措置の勧告及び命令（第20条第１項、第３項）	○	
		⑶　フロン類回収業者に対する勧告及び措置命令（第20条第２項、第３項）	○	
		⑷　移動報告等に係る措置の勧告及び命令（第90条第１項、第３項）	○	
		⑸　報告の徴収（第130条第１項）	○	
		⑹　情報管理センターからの報告の徴収（第130条第２項）	○	
		⑺　立入検査（第131条第１項）	○	
		２　引取業者の登録に関すること。		
		⑴　登録（第42条第１項、第44条第２項、第45条第２項）	○	
		⑵　登録の更新（第42条第２項）	○	
		⑶　変更の届出の受理（第44条第２項、第46条第１項、第３項）		○
		⑷　登録簿の閲覧（第47条）		○
		⑸　廃業等の届出の受理（第48条第１項）		○
		⑹　登録の抹消（第49条）	○	
		⑺　登録の取消し又は事業の停止命令（第45条第２項、第51条）	○	
		３　フロン類回収業者の登録に関すること。		
		⑴　登録（第53条第１項、第55条第２項、第56条第２項）	○	
		⑵　登録の更新（第53条第２項）	○	
		⑶　変更の届出の受理（第55条第２項、第57条第１項、第３項）		○
		⑷　登録の取消し又は事業の停止命令（第56条第２項、第58条）	○	
		⑸　登録簿の閲覧（第47条、第59条）		○
		⑹　廃業等の届出の受理（第48条第１項、第59条）		○
		⑺　登録の抹消（第49条、第59条）	○	
		４　解体業の許可に関すること。		
		⑴　許可（第60条第１項、第62条第２項）	○	
		⑵　許可の更新（第60条第２項）	○	
		⑶　変更の届出の受理（第63条第１項）		○
		⑷　廃業等の届出の受理（第64条）		○

		⑸　県警察本部長の意見聴取（第125条第１項）		○
		5　破砕業の許可に関すること。		
		⑴　許可（第67条第１項、第69条第２項）	○	
		⑵　許可の更新（第67条第２項）	○	
		⑶　事業の範囲の変更の許可（第69条第２項、第70条）	○	
		⑷　変更の届出の受理（第71条第１項）		○
		⑸　廃業等の届出の受理（第64条、第72条）		○
		⑹　県警察本部長の意見聴取（第125条第１項）		○
		6　関係行政機関等への照会等（第127条）		○
	8　愛媛県公害防止条例（昭和44年愛媛県条例第23号）の施行に関する事務	1　ばい煙発生施設に関すること。		
		⑴　設置の届出の受理（第16条第１項）	○	
		⑵　使用の届出の受理（第17条第１項）		○
		⑶　構造等の変更の届出の受理（第18条第１項）	○	
		⑷　計画の変更又は廃止の命令（第19条）	○	
		⑸　実施の制限期間の短縮の承認（第20条第２項）	○	
		⑹　氏名等の変更又は使用の廃止の届出の受理（第21条）		○
		⑺　地位の承継の届出の受理（第22条第３項）		○
		2　粉じん発生施設に関すること。		
		⑴　設置の届出の受理（第28条第１項）	○	
		⑵　使用の届出の受理（第29条第１項）		○
		⑶　構造等の変更の届出の受理（第30条）	○	
		⑷　氏名等の変更又は使用の廃止の届出の受理（第21条、第33条）		○
		⑸　地位の承継の届出の受理（第22条第３項、第33条）		○
		3　排水施設に関すること。		
		⑴　設置の届出の受理（第36条）	○	
		⑵　使用の届出の受理（第37条）		○
		⑶　構造等の変更の届出の受理（第38条）	○	
		⑷　計画の変更又は廃止の命令（第39条）	○	
		⑸　実施の制限期間の短縮の承認（第40条第２項）	○	
		⑹　氏名等の変更又は使用の廃止の届出の受理（第21条、第45条）		○
		⑺　地位の承継の届出の受理（第22条第３項、第45条）		○
		4　報告の徴収及び立入検査（ばい煙、粉じん又は汚水等に関する規制に係るものに限る。）（第85条第１項）	○	
		5　公害防止責任者の設置又は変更の届出の受理（第86条第２項）		○

備考　四国中央保健所においては、健康増進課の表組織名の欄中「健康増進課」とあるのは「保健課」とし、生活衛生課の表組織名の欄中「生活衛生課」とあり、及び環境保全課の表組織名の欄中「環境保全課」とあるのは「衛生環境課」として、同表の規定を適用する。

（愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正）

第２条　愛媛県立衛生環境研究所処務規程（昭和28年愛媛県訓令第９号）の一部を次のように改正する。

第２条の表総務課の部庶務係の項第６号を次のように改める。

⑹　財産の管理及び所内取締りに関すること。

第５条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第５条第５号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第７号中「（所長の県外出張を除く。）」を削る。

第６条中「松山地方局長」を「知事」に改める。

（愛媛県研修所規程の一部改正）

第３条　愛媛県研修所規程（昭和30年愛媛県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第２条の表総務課の項第５号を次のように改める。

⑸　財産の管理及び所内取締りに関すること。

第６条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第６条第５号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削る。

（愛媛県報発行規程の一部改正）

第４条　愛媛県報発行規程（昭和31年愛媛県訓令第６号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項第１号中「西条地方局四国中央土木事務所及び丹原土木事務所、松山地方局総務福祉部久万福祉課及び伊予土木事務所」を「西条地方局産業経済部農政普及課及び四国中央土木事務所、松山地方局久万高原土木事務所」に、「宇和島地方局総務福祉部御荘福祉課」を「宇和島地方局愛南土木事務所」に改める。

（愛媛整肢療護園処務規程の一部改正）

第５条　愛媛整肢療護園処務規程（昭和31年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第２条中第12項を第15項とし、第７項から第11項までを３項ずつ繰り下げ、同条第６項中「園長」を「上司」に改め、同項を同条第９項とし、同条第５項中「事務長及び」を削り、「園長」を「上司」に改め、同項を同条第８項とし、同条第４項中「園長」を「上司」に改め、同項を同条第６項とし、同項の次に次の１項を加える。

７　事務局次長は、事務局長を補佐する。

第２条第３項の次に次の２項を加える。

４　参事は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。

５　事務局長は、上司の命を受け、園の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第３条の表庶務係の項第７号中「、園内取締」を「及び園内取締り」に改め、同表生活指導係の項及び機能回復訓練係の項を削る。

第４条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第４条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第６号中「（園長の県外出張を除く。）」を削る。

第５条第２項中「事務長」を「事務局長」に改める。

第６条中「松山地方局長」を「知事」に改める。

（愛媛県婦人相談所処務規程の一部改正）

第６条　愛媛県婦人相談所処務規程（昭和32年愛媛県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第２条中第７項を第８項とし、第６項を第７項とし、第５項を第８項とし、同条第４項中「所長」を「上司」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「所長」を「上司」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　次長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代行する。

第３条中「あらかじめ所長の指定した係長」を「次長」に改める。

第４条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第４条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第５号中「（所長の県外出張を除く。）」を削る。

第６条中「松山地方局長」を「知事」に改める。

（愛媛県計量検定所処務規程の一部改正）

第７条　愛媛県計量検定所処務規程（昭和33年愛媛県訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第３条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第３条第３号中「（所長の県外出張を除く。）」を削り、同条第14号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削る。

（愛媛県県立高等技術専門校処務規程の一部改正）

第８条　愛媛県県立高等技術専門校処務規程（昭和33年愛媛県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第４条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第４条第５号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第６号中「（校長の県外出張を除く。）」を削る。

（愛媛県公印規程の一部改正）

第９条　愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「理事印」を削る。

第５条第１項の表知事印知事職務代理者印副知事印理事印県印の項公印名の欄中「理事印」を削る。

別表１第二寸法の表職印の項中「｜理事印｜20｜」を削る。

別表２知事印の部西条地方局の項中「１｜高圧ガス容器許可用」を「１｜高圧ガス容器許可用
１｜母子寡婦福祉資金用」に、「１｜土地改良登記用」を「１｜就農計画認定用
１｜就農支援資金用
１｜土地改良登記用」に改め、「、小型船舶船籍票交付」を削り、「３」を「２」に改め、同部今治地方局の項中「１｜地方債許可用」を「１｜地方債許可用
１｜母子寡婦福祉資金用」に、「２｜土地改良登記用」を「１｜就農計画認定用
１｜就農支援資金用
１｜土地改良登記用」に改め、「、小型船舶船籍票交付」を削り、同部松山地方局の項、八幡浜地方局の項及び宇和島地方局の項中「１｜地方債許可用」を「１｜地方債許可用
１｜母子寡婦福祉資金用」に、「１｜土地改良登記用」を「１｜就農計画認定用
１｜就農支援資金用
１｜土地改良登記用」に改め、「、小型船舶船籍票交付」を削り、同部西条地方局丹原土木事務所の項を削り、同部松山地方局久万土木事務所の項管守場所の欄中「久万土木事務所」を「久万高原土木事務所」に改め、同部松山地方局伊予土木事務所の項を削り、同部宇和島地方局御荘土木事務所の項同欄中「御荘土木事務所」を「愛南土木事務所」に改め、同表知事職務代理者印の部西条地方局丹原土木事務所の項を削り、同部松山地方局久万土木事務所の項同欄中「久万土木事務所」を「久万高原土木事務所」に改め、同部松山地方局伊予土木事務所の項を削り、同部宇和島地方局御荘土木事務所の項同欄中「御荘土木事務所」を「愛南土木事務所」に改める。

（愛媛県知的障害者更生相談所処務規程の一部改正）

第10条　愛媛県知的障害者更生相談所処務規程（昭和35年愛媛県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

第４条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第４条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第５号中「（所長の県外出張を除く。）」を削る。

第７条中「松山地方局長」を「知事」に改める。

（水産試験場処務規程の一部改正）

第11条　水産試験場処務規程（昭和36年愛媛県訓令第９号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項の表総務課の項第５号を次のように改める。

⑸　財産の管理に関すること。

第３条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第３条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第５号中「（場長の県外出張を除く。）」を削る。

第４条第２号中「（分場長の県外出張を除く。）」を削る。

（愛媛県児童相談所処務規程の一部改正）

第12条　愛媛県児童相談所処務規程（昭和36年愛媛県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「及び指導係」を「、指導係及び判定係」に改める。

第４条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第４条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第６号中「（所長の県外出張を除く。）」を削る。

第６条中「前５条」を「前各条」に、「地方局長」を「知事」に改める。

（愛媛県工業技術センター処務規程の一部改正）

第13条　愛媛県工業技術センター処務規程（昭和36年愛媛県訓令第31号）の一部を次のように改正する。

第４条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第４条第５号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第６号中「（所長の県外出張を除く。）」を削る。

（愛媛県繊維産業試験場処務規程の一部改正）

第14条　愛媛県繊維産業試験場処務規程（昭和37年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第４条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第４条第５号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第６号中「（場長の県外出張を除く。）」を削る。

（愛媛県建設研究所処務規程の一部改正）

第15条　愛媛県建設研究所処務規程（昭和38年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第２条の表総務課の項第３号中「管理」の下に「並びに所内の取締り」を加える。

第４条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第４条第１号中「（所長の県外出張を除く。）」を削り、同条第６号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削る。

（愛媛県立保育専門学校処務規程の一部改正）

第16条　愛媛県立保育専門学校処務規程（昭和39年愛媛県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第３条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第３条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第６号中「（校長の県外出張を除く。）」を削る。

第４条中「松山地方局長」を「知事」に改める。

（愛媛県紙産業研究センター処務規程の一部改正）

第17条　愛媛県紙産業研究センター処務規程（昭和39年愛媛県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第２条の表総務課の項第６号中「試験研究用以外の」を削る。

第４条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第４条第５号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第６号中「（所長の県外出張を除く。）」を削る。

（愛媛県窯業試験場処務規程の一部改正）

第18条　愛媛県窯業試験場処務規程（昭和39年愛媛県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第４条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第４条第５号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第６号中「（場長の県外出張を除く。）」を削る。

（愛媛県大阪事務所処務規程の一部改正）

第19条　愛媛県大阪事務所処務規程（昭和39年愛媛県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

第３条第５号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削る。

（官報報告規程の一部改正）

第20条　官報報告規程（昭和39年愛媛県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第２条の表５の項第１号左欄の欄中「、理事」を削る。

（愛媛県立さつき寮処務規程の一部改正）

第21条　愛媛県立さつき寮処務規程（昭和39年愛媛県訓令第47号）の一部を次のように改正する。

第３条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第３条第５号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第６号中「（寮長の県外出張を除く。）」を削る。

（愛媛県身体障害者更生相談所処務規程の一部改正）

第22条　愛媛県身体障害者更生相談所処務規程（昭和39年愛媛県訓令第46号）の一部を次のように改正する。

第３条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第３条第５号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第６号中「（所長の県外出張を除く。）」を削る。

（愛媛県家畜保健衛生所処務規程の一部改正）

第23条　愛媛県家畜保健衛生所処務規程（昭和40年愛媛県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第６条第５号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削る。

（愛媛県東京事務所処務規程の一部改正）

第24条　愛媛県東京事務所処務規程（昭和42年愛媛県訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第５号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削る。

（愛媛県立えひめ学園処務規程の一部改正）

第25条　愛媛県立えひめ学園処務規程（昭和45年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第５条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第５条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第６号中「（園長の県外出張を除く。）」を削る。

第７条中「前６条」を「前各条」に、「西条地方局長」を「知事」に改める。

（愛媛県立歯科技術専門学校処務規程の一部改正）

第26条　愛媛県立歯科技術専門学校処務規程（昭和46年愛媛県訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第３条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第３条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第５号中「（校長の県外出張を除く。）」を削り、同条中第７号を第10号とし、第６号の次に次の３号を加える。

⑺　職員の事務分掌に関すること。

⑻　1,000万円未満の税外収入（寄附の受入れの決定を除く。）の徴収に関すること。

⑼　１件500万円未満の支出を伴う事件（工事を除く。）の決定及びその執行に関すること。

第５条中「松山地方局長」を「、知事」に改める。

（愛媛県立農業大学校処務規程の一部改正）

第27条　愛媛県立農業大学校処務規程（昭和46年愛媛県訓令第９号）の一部を次のように改正する。

第２条の表総務課の項第７号を次のように改める。

⑺　財産の管理及び校内取締りに関すること。

第２条の表教務課の項及び研修課の項を削る。

第３条中第11項を第12項とし、第８項から第10項までを１項ずつ繰り下げ、第７項を削り、第６項を第７項とし、同項の次に次の１項を加える。

８　助教授は、教授の職務を助ける。

第３条第５項の次に次の１項を加える。

６　教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第４条第１項ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第４条第１項第５号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同項第６号中「（校長の県外出張を除く。）」を削り、同項中第10号を第11号とし、第９号を第10号とし、第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

⑻　1,000万円未満の税外収入（寄附の受入れの決定を除く。）の徴収に関すること。

第５条第２項中「課長」の下に「又は教授」を加える。

第６条中「松山地方局長」を「知事」に改める。

（愛媛県病害虫防除所処務規程の一部改正）

第28条　愛媛県病害虫防除所処務規程（昭和46年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。
　第３条第１項ただし書を次のように改める。
　　ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
　第３条第１項第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同項第６号中「（所長の県外出張を除く。）」を削り、同条第２項第３号中「（支所長の県外出張を除く。）」を削る。
　第７条中「地方局長」を「知事」に改める。
（愛媛県生活センター処務規程の一部改正）
第29条　愛媛県生活センター処務規程（昭和47年愛媛県訓令第４号）の一部を次のように改正する。
　第２条の表普及啓発係の項中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。
　⑻　財産の管理及びセンター内取締りに関すること。
　第３条中第７項を第８項とし、第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、同項第４項中「所長」を「上司」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「所長」を「上司」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。
３　次長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代行する。
　第４条ただし書を次のように改める。
　　ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
　第４条第５号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第６号中「（所長の県外出張を除く。）」を削り、同条第９号中「こと」の下に「（愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則（昭和39年愛媛県規則第49号）第29条及び第30条に規定する知事の権限に関する事項を除く。）」を加える。
　第５条第１項中「あらかじめ所長の指定した係長」を「次長」に改める。
　第７条中「松山地方局長」を「知事」に改める。
（愛媛県精神保健福祉センター処務規程の一部改正）
第30条　愛媛県精神保健福祉センター処務規程（昭和47年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。
　第３条ただし書を次のように改める。
　　ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
　第３条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第６号中「（所長の県外出張を除く。）」を削る。
　第５条中「松山地方局長」を「知事」に改める。
（愛媛県農業試験場処務規程の一部改正）
第31条　愛媛県農業試験場処務規程（昭和50年愛媛県訓令第１号）の一部を次のように改正する。
　第２条の表総務課の項第６号中「試験研究用以外の」を削り、同条の表企画調整室の項第２号中「地域農業改良普及センター」を「地方局産業経済部農政普及課」に改め、同項第３号中「農業技術情報」を「農業関係試験研究成果情報」に改め、同項の次に次のように加える。
　普及情報室
　⑴　農業に関する普及指導に関すること。
　⑵　試験研究の総合調整及び研究成果の普及に関すること。
　⑶　関係機関及び関係団体との連携に関すること。
　第３条中第10項を第11項とし、第９項を第10項とし、第８項を第９項とし、第７項の次に次の１項を加える。
８　担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。
　第４条ただし書を次のように改める。
　　ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
　第４条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第５号中「（場長の県外出張を除く。）」を削る。
　第７条中「松山地方局長」を「知事」に改める。
（愛媛県立果樹試験場処務規程の一部改正）
第32条　愛媛県立果樹試験場処務規程（昭和50年愛媛県訓令第２号）の一部を次のように改正する。
　第２条の表総務課の項第６号中「試験研究用以外の」を削る。
　第４条第１項ただし書を次のように改める。
　　ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
　第４条第１項第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同項第５号中「（場長の県外出張を除く。）」を削り、同条

第２項第２号中「（分場長の県外出張を除く。）」を削る。
第７条中「松山地方局長」を「知事」に改める。
（愛媛県畜産試験場処務規程の一部改正）
第33条　愛媛県畜産試験場処務規程（昭和50年愛媛県訓令第４号）の一部を次のように改正する。
第２条の表総務課の項第６号中「試験研究用以外の」を削る。
第４条ただし書を次のように改める。
ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
第４条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第５号中「（場長の県外出張を除く。）」を削る。
第６条中「八幡浜地方局長」を「知事」に改める。
（愛媛県養鶏試験場処務規程の一部改正）
第34条　愛媛県養鶏試験場処務規程（昭和50年愛媛県訓令第５号）の一部を次のように改正する。
第２条の表総務課の項第６号中「試験研究用以外の」を削る。
第４条ただし書を次のように改める。
ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
第４条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第５号中「（場長の県外出張を除く。）」を削る。
第６条中「西条地方局長」を「知事」に改める。
（愛媛県林業技術センター処務規程の一部改正）
第35条　愛媛県林業技術センター処務規程（昭和50年愛媛県訓令第６号）の一部を次のように改正する。
第２条の表総務課の項第６号中「試験研究用以外の」を削り、同条の表に次のように加える。
普及情報室
⑴　林業及び森林に関する普及指導に関すること。
⑵　林業及び森林に関する技術情報の収集及び活用に関すること。
⑶　林業及び森林に関する試験研究の総合調整及び研究成果の普及に関すること。
⑷　林業後継者対策その他林業の担い手対策に関すること。
⑸　林業労働に係る労働災害の防止に関すること。
第４条ただし書を次のように改める。
ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
第４条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第５号中「（所長の県外出張を除く。）」を削る。
第６条中「松山地方局長」を「知事」に改める。
（愛媛県健康増進センター処務規程の一部改正）
第36条　愛媛県健康増進センター処務規程（昭和50年愛媛県訓令第25号）の一部を次のように改正する。
第２条の表総務課の項第９号を次のように改める。
⑼　財産の管理に関すること。
第３条中第12項を第13項とし、第６項から第11項までを１項ずつ繰り下げ、同条第５項中「所長」を「上司」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「所長」を「上司」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。
４　次長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代行する。
第４条ただし書を次のように改める。
ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
第４条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第５号中「（所長の県外出張を除く。）」を削る。
第５条第１項中「総務課長」を「次長」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「、総務課長及び健康推進課長」を「及び次長」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項中「前各項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とする。
第７条中「松山地方局長」を「知事」に改める。
（愛媛県下請企業指導班規程の一部改正）
第37条　愛媛県下請企業指導班規程（昭和54年愛媛県訓令第18号）の一部を次のように改正する。
第３条中「中小企業診断係」を「経営革新係」に改める。
（栽培漁業センター処務規程の一部改正）
第38条　栽培漁業センター処務規程（昭和55年愛媛県訓令第３号）の一部を次のように改正する。
第３条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並び

に個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第５号中「（所長の県外出張を除く。）」を削る。

（愛媛県魚病指導センター処務規程の一部改正）

第39条　愛媛県魚病指導センター処務規程（昭和56年愛媛県訓令第31号）の一部を次のように改正する。

第３条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第５号中「（所長の県外出張を除く。）」を削る。

（愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱の一部改正）

第40条　愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱（昭和56年愛媛県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

様式第１号（その１）中

「

決裁欄	局　長	部　長	課　長	課長補佐	係　長	係
	土木事務所	所　長	課　長	課長補佐	係　長	係

」

を

「

決裁欄	局　長	部　長	建設企画課長	技術課長補佐	課　長	係　長	係
		土木事務所	所　長	企画工事検査専門員	課　長	係　長	係
		合 議 先		課　長	課長補佐	係　長	係

」

に改め、同様式（その２）中

「

決裁欄	局　長	部　長	課　長	課長補佐	係　長	係
	土木事務所	所　長	課　長	課長補佐	係　長	係

」

を

「

決裁欄	局　長	部　長	建設企画課長	技術課長補佐	課　長	係　長	係
		土木事務所	所　長	企画工事検査専門員	課　長	係　長	係

」

に、

「

その他		
	入札日時	年　月　日　時　分
	入札場所	
	設計書閲覧場所	
	設計書閲覧期間	月　　日から 月　　日まで

」

を

「

その他		

」

に改める。

様式第７号（その１）中

「

決裁欄	局　長	部　長	課　長	課長補佐	係　長	係

土木事務所	所　長	課　長	課長補佐	係　長	係

」

を

「

決裁欄	局　長	部　長	建設企画課長	技術課長補佐	課　長	係　長	係

土木事務所	所　長	企画工事検査専門員	課　長	係　長	係

」

に改める。

（愛媛県地方局男女共同参画推進班規程の一部改正）

第41条　愛媛県地方局男女共同参画推進班規程（昭和59年愛媛県訓令第８号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第３条中「地方局総務福祉部」を「地方局総務県民部」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第３条関係）

1　地方局総務県民部総務調整課調整管理係長
2　地方局総務県民部県民生活課交通消防係長
3　地方局健康福祉環境部地域福祉課福祉推進係長（今治地方局にあつては、福祉推進・生活保護係長）
4　地方局健康福祉環境部健康増進課健康づくり推進係長
5　地方局健康福祉環境部健康増進課精神保健係長
6　地方局健康福祉環境部健康増進課感染症対策係長
7　地方局健康福祉環境部健康増進課難病・母子保健係長
8　地方局産業経済部商工労政課商工労政係長
9　地方局産業経済部農政普及課地域農業室担い手支援係長
10　地方局産業経済部農政普及課地域農業室担当係長（地方局長が指定する者に限る。）
11　地方局産業経済部森林林業課森づくり係長
12　地方局産業経済部水産課水産係長
13　婦人相談所指導係長（松山地方局に限る。）
14　高等技術専門校教務主任（地方局長が指定する者に限る。）
15　教育事務所社会教育課長

（愛媛県立医療技術短期大学処務規程の一部改正）

第42条　愛媛県立医療技術短期大学処務規程（昭和63年愛媛県訓令第７号）の一部を次のように改正する。

第６条第５号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削る。

（愛媛県リゾート班規程の一部改正）

第43条　愛媛県リゾート班規程（平成２年愛媛県訓令第６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「観光推進局観光課」を「観光国際局観光交流課」に改める。

第３条中「観光推進局観光課しまなみ海道係」を「観光国際局観光交流課観光まちづくり係」に改める。

第４条第１項中「観光推進局観光課長補佐」を「観光国際局観光交流課長補佐」に改める。

（愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正）

第44条　愛媛県男女共同参画推進本部規程（平成２年愛媛県訓令第７号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「県民環境部の所掌事務を担任する」を削る。

（愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程の一部改正）

第45条　愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程（平成３年愛媛県訓令第６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「総務福祉部」を「総務県民部」に改める。

第５条中「地方局総務福祉部」を「地方局総務県民部」に改める。

第６条第１項中「総務福祉部長」を「総務県民部長」に改め、同条第２項及び第３項中「地方局総務福祉部」を「地方局総務県民部」に改める。

（愛媛県文書管理規程の一部改正）

第46条　愛媛県文書管理規程（平成４年愛媛県訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第12条第１項第３号中「、副知事又は理事」を「又は副知事」に改める。

第27条、第42条第４号、第43条第１号及び第３号並びに第46条第１項第２号ただし書及び第３号中「理事、」を削る。

様式第４号甲（表）中

「

副知事	出納長

」を「

出納長	

」に改める。

（愛媛県ＦＡＺ整備推進班規程の一部改正）

第47条　愛媛県ＦＡＺ推進班規程（平成５年愛媛県訓令第７号）の一部を次のように改正する。

別表４の項中「市町村課長」を「市町振興課長」に改め、同表中７の項を削り、８の項を７の項とし、９の項を８の項とし、８の項の次に次のように加える。

９　経済労働部観光国際局国際交流課長

別表10の項中「農産園芸課長」を「えひめブランド推進監」に改める。

（愛媛県花き総合指導センター処務規程の一部改正）

第48条　愛媛県花き総合指導センター処務規程（平成４年愛媛県訓令第９号）の一部を次のように改正する。

第４条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第４条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第５号中「（所長の県外出張を除く。）」を削る。

第７条中「松山地方局長」を「知事」に改める。

（愛媛県地方局県民情報室規程の一部改正）

第49条　愛媛県地方局県民情報室規程（平成５年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第１条中「地方局総務福祉部」を「地方局総務県民部」に、「丹原庁舎、久万庁舎」を「西条第二庁舎、久万高原庁舎」に、「御荘庁舎」を「愛南庁舎」に改める。

別表第１西条地方局県民情報室の項所管区域の欄及び同表丹原庁舎地方局県民情報室の項名称の欄中「丹原庁舎」を「西条第二庁舎」に改め、同表久万庁舎地方局県民情報室の項同欄中「久万庁舎」を「久万高原庁舎」に改め、同表御荘庁舎地方局県民情報室の項同欄中「御荘庁舎」を「愛南庁舎」に改める。

別表第２　１の項中「地方局総務福祉部」を「地方局総務県民部」に改める。

（愛媛県農業総合対策推進班規程の一部改正）

第50条　愛媛県農業総合対策推進班規程（平成６年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表21の項中「専門技術員（農林水産部長が指定するものに限る。）」を「普及指導係長」に改め、同表中24の項を削り、25の項を24の項とし、同項の次に次のように加える。

25　農林水産部農業振興局農産園芸課えひめブランド推進係長

別表26の項中「食糧係長」を「流通対策係長」に改め、同表中32の項を33の項とし、27の項から31の項までを１ずつ繰り下げ、26の項の次に次のように加える。

27　農林水産部農業振興局農産園芸課消費安全係長

（愛媛県地方局農業総合対策推進班規程の一部改正）

第51条　愛媛県地方局農業総合対策推進班規程（平成６年愛媛県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「農政課長」を「農政普及課長」に改める。

第６条中「農政課」を「農政普及課」に改める。

別表２の項中「農政課長」を「農政普及課長」に改め、同表３の項及び４の項を次のように改める。

３　地方局産業経済部農村整備課長（松山地方局及び八幡浜地方局にあっては、農村整備第一課長及び農村整備第二課長）

４　地方局産業経済部森林林業課長（松山地方局にあっては、久万高原森林林業課長を含む。）

別表中６の項及び７の項を削り、８の項を６の項とする。

（愛媛県立看護専門学校処務規程の一部改正）

第52条　愛媛県立看護専門学校処務規程（平成９年愛媛県訓令第７号）の一部を次のように改正する。

第２条の表庶務係の項第５号中「管理」の下に「及び校内取締り」を加える。

第４条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第４条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第５号中「（校長の県外出張を除く。）」を削る。

（愛媛県市町村合併推進本部規程の一部改正）

第53条　愛媛県市町村合併推進本部規程（平成13年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第７条第３項中「総務福祉部長」を「総務県民部長」に改める。

第８条第１項中「市町村課合併推進室」を「市町振興課合併推進室」に改め、同条第２項中「市町村課合併推進室長」を「市町振興課合併推進室長」に改める。

別表１中４の項を削り、５の項を４の項とし、６の項から17の項までを１ずつ繰り上げる。

別表２　４の項中「市町村課長」を「市町振興課長」に改め、同表５の項中「市町村課合併推進室長」を「市町振興課合併推進室長」に改め、同表14の項中「西条地方局総務福祉部」を「西条地方局総務県民部」に改め、同表15の項中「今治地方局総務福祉部」を「今治地方局総務県民部」に改め、同表16の項中「松山地方局総務福祉部」を「松山地方局総務県民部」に改め、同表17の項中「八幡浜地方局総務福祉部」を「八幡浜地方局総務県民部」に改め、同表18の項中「宇和島地方局総務福祉部」を「宇和島地方局総務県民部」に改める。

（愛媛県食肉衛生検査センター処務規程の一部改正）

第54条　愛媛県食肉衛生検査センター処務規程（平成14年愛媛県訓令第９号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第４条第１項第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同項第５号中「（所長の県外出張を除く。）」を削り、同条第２項第２号中「（支所長の県外出張を除く。）」を削り、同項第３号中「、私事旅行（支所長の県外私事旅行を除く。）」を削る。

第６条中「八幡浜地方局長」を「知事」に改める。

（愛媛県動物愛護センター処務規程の一部改正）

第55条　愛媛県動物愛護センター処務規程（平成14年愛媛県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第４条ただし書を次のように改める。

ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第４条第４号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同条第５号中「（所長の県外出張を除く。）」を削る。

第６条中「松山地方局長」を「知事」に改める。

（愛媛県立医療技術大学処務規程の一部改正）

第56条　愛媛県立医療技術大学処務規程（平成16年愛媛県訓令第８号）の一部を次のように改正する。

第７条第５号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削る。

（保健所長に対する事務委任規程等の廃止）

第57条　次に掲げる訓令は、廃止する。

⑴　保健所長に対する事務委任規程（昭和30年愛媛県訓令第８号）

⑵　愛媛県地域農業改良普及センター処務規程（昭和53年愛媛県訓令第19号）

⑶　愛媛県農業専門技術班規程（平成元年愛媛県訓令第12号）

⑷　愛媛県林業専門技術班規程（平成７年愛媛県訓令第９号）

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第７号

総　　務　　部

愛媛県県有財産管理班規程を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

愛媛県県有財産管理班規程

（設置）

第１条　遊休県有地等の処分を促進し、歳入を確保するとともに、県有財産を適切に管理するため、総務部管理局総務管理課に県有財産管理班（以下「班」という。）を設置する。

（任務）

第２条　班は、次に掲げる事項を処理する。

⑴　公有財産の取得、管理及び処分の総合調整及び推進に関すること。

⑵　公有財産の取得、管理及び処分に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

（組織）

第３条　班は、総務部管理局総務管理課財産係及び財産処分係に属する職員並びに同課に属するその他の職員のうちから総務部長が指名する者をもって組織する。

（班長）

第４条　班に班長を置き、総務部管理局総務管理課長補佐の職にある者のうちから、知事が命ずる。

２　班長は、上司の命を受け、班員を指揮監督し、班の事務を統轄する。

（雑則）

第５条　この訓令に定めるもののほか、班に関し必要な事項は、班長が定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第８号

総　　務　　部

愛媛県財政改革推進班規程を次のように公布する。

平成17年４月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

愛媛県財政改革推進班規程

（設置）

第１条　財政改革を強力に推進し、実効ある取組を短期間で実施できる体制を構築するため、総務部管理局財政課に財政改革推進班（以下「班」という。）を設置する。

（任務）

第２条　班は、次に掲げる事項を処理する。

⑴　財政改革の総合企画、総合調整及び推進に関すること。

⑵　財政改革に係る関係機関との連絡調整に関すること。

⑶　その他財政改革のために必要な事項

（組織）

第３条　班は、総務部管理局財政課の職員のうちから総務部長が指名する者をもって組織する。

（班長）

第４条　班に班長を置き、総務部管理局財政課長補佐の職にある者のうちから、知事が命ずる。

２　班長は、上司の命を受け、班員を指揮監督し、班の事務を統轄する。

（雑則）

第５条　この訓令に定めるもののほか、班に関し必要な事項は、班長が定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第９号

総　　務　　部

地方税滞納整理機構設立準備班規程を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

地方税滞納整理機構設立準備班規程

（設置）

第１条　県と市町が協働して地方税の税収確保を図ることを目的として愛媛地方税滞納整理機構（以下「機構」という。）を設立するため、総務部管理局税務課に地方税滞納整理機構設立準備班（以下「班」という。）を設置する。

（任務）

第２条　班は、次に掲げる事項を処理する。

⑴　機構の設立許可申請に関すること。

⑵　機構の諸規程の整備に関すること。

⑶　機構設立に係る市町支援及び関係機関等との連絡調整に関すること。

⑷　その他機構の設立準備に関すること。

（組織）

第３条　班は、総務部管理局税務課直税係長、同課税務調査係及び機構設立準備係に属する職員並びに同部新行政推進局市町振興課税政係長をもって組織する。

（班長）

第４条　班に班長を置き、総務部管理局税務課長補佐の職にある者のうちから、知事が命ずる。

２　班長は、上司の命を受け、班員を指揮監督し、班の事務を統轄する。

（雑則）

第５条　この訓令に定めるもののほか、班に関し必要な事項は、班長が定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第10号

保 健 福 祉 部

愛媛県福祉指導監査班規程を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

愛媛県福祉指導監査班規程

（設置）

第１条　社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査（以下「指導監査」という。）を一元化し、指導監査機能を強化するため、保健福祉部に福祉指導監査班（以下「監

査班」という。）を設置する。

（任務）

第２条　監査班は、次に掲げる事項を処理する。

⑴　指導監査の総合企画、総合調整及び推進に関すること。

⑵　指導監査の実施に関すること。

⑶　指導監査の実施のために必要な調査、情報の収集及び提供に関すること。

⑷　その他指導監査に関し必要な事項

（組織）

第３条　監査班は、別表に掲げる職にある者及び保健福祉部管理局保健福祉課（以下「保健福祉課」という。）に属する職員のうち保健福祉部長が指定する者をもって組織する。

（班長）

第４条　監査班に班長を置き、保健福祉課長の職にある者をもって充てる。

（職務）

第５条　班長は、上司の命を受け、監査班の事務を統轄する。

（庶務）

第６条　監査班の庶務は、保健福祉課において処理する。

（雑則）

第７条　この訓令に定めるもののほか、監査班に関し必要な事項は、班長が定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

1	保健福祉部管理局保健福祉課長
2	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長
3	保健福祉部生きがい推進局障害福祉課長
4	保健福祉部生きがい推進局長寿介護課長
5	保健福祉部管理局保健福祉課長補佐（保健福祉部長が指定するものに限る。）

○愛媛県訓令第11号

保健福祉部
地　方　局

愛媛県地方局福祉指導監査班規程を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県知事　加　戸　守　行

愛媛県地方局福祉指導監査班規程

（設置）

第１条　地方局における社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査（以下「地方局指導監査」という。）を強化するため、地方局に地方局福祉指導監査班（以下「地方局監査班」という。）を設置する。

（任務）

第２条　地方局監査班は、次に掲げる事項を処理する。

⑴　地方局における社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導に関すること。

⑵　地方局指導監査の企画及び推進に関すること。

⑶　地方局指導監査の実施に関すること。

⑷　地方局指導監査の実施のために必要な調査、情報の収集及び提供に関すること。

⑸　その他地方局指導監査に関し必要な事項

（組織）

第３条　地方局監査班は、別表に掲げる職にある者及び地方局健康福祉環境部地域福祉課（以下「地域福祉課」という。）に属する職員のうち地方局健康福祉環境部長が指定する者をもって組織する。

（班長）

第４条　地方局監査班に班長を置き、地域福祉課長の職にある者をもって充てる。

（職務）

第５条　班長は、上司の命を受け、地方局監査班の事務を統轄する。

（庶務）

第６条　地方局監査班の庶務は、地域福祉課において処理する。

（雑則）

第７条　この訓令に定めるもののほか、地方局監査班に関し必要な事項は、班長が定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

1	地方局健康福祉環境部地域福祉課長
2	地方局健康福祉環境部地域福祉課長補佐

監査委員規程

○愛媛県監査委員規程第１号

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県監査委員　吉　久　　宏
同　壷　内　紘　光
同　玉　井　実　雄
同　竹　田　祥　一

愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程

愛媛県監査事務局規程（昭和41年愛媛県監査委員規程第１号）の一部を次のように改正する。

第７条第13号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削る。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第７号

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県教育委員会

委員長　井　関　和　彦

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則

（愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第１条　愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第２条中第２項を削り、第３項を第２項とし、第４項及び第５項を１項ずつ繰り上げる。

第３条（見出しを含む。）中「及び室」を削り、同条の表生涯学習課の項中「（第５号から第９号までの事務にあっては、全国生涯学習フェスティバル推進室の所掌とする。）」を削り、同項中第５号から第９号までを削り、第10号を第５号とし、第11号から第20号までを５号ずつ繰り上げ、同項第21号中「、県立歴史民俗資料館」を削り、同号を同項第16号とする。

第３条の表高校教育課の項第12号中「大学入学資格の検定」を「高等学校卒業程度認定試験」に改める。

第７条第１項中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号から第10号までを１号ずつ繰り上げ、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号から第24号までを２号ずつ繰り上げ、同条第２項中「第20号」を「第18号」に、「第21号から第24号」を「第19号から第22号」に改める。

第７条の２第３項中「、生涯学習課及び全国生涯学習フェスティバル推進室」を「及び生涯学習課」に改める。

第９条の見出し中「又は室」を削り、同条第１項中「、室に室長及び室長補佐を」を削り、同条中第３項を削り、第４項を第３項とし、第５項を削り、第６項を第４項とする。

第10条第１項中「及び室」及び「、担当係長」を削り、同条中第12項を第13項とし、第２項から第11項までを１項ずつ繰り下げ、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項に定めるもののほか、課又は係に、必要に応じて担当係長を置く。

第12条第１項中「及び室」を削る。

（愛媛県総合教育センター管理規則の一部改正）

第２条　愛媛県総合教育センター管理規則（昭和41年愛媛県教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中第８号を削り、第９号を第８号とし、第10号から第15号までを１号ずつ繰り上げ、同条第２項中「第13号」を「第12号」に、「第14号及び第15号」を「第13号及び第14号」に改める。

（愛媛県立図書館管理規則の一部改正）

第３条　愛媛県立図書館管理規則（昭和50年愛媛県教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第２号中「普及係」の下に「、子ども読書係」を加える。

（愛媛県総合科学博物館管理規則の一部改正）

第４条　愛媛県総合科学博物館管理規則（平成12年愛媛県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第４条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第17号までを１号ずつ繰り上げる。

（愛媛県歴史文化博物館管理規則の一部改正）

第５条　愛媛県歴史文化博物館管理規則（平成12年愛媛県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第４条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第16号までを１号ずつ繰り上げる。

（愛媛県美術館管理規則の一部改正）

第６条　愛媛県美術館管理規則（平成12年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第４条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第16号までを１号ずつ繰り上げる。

（愛媛県立歴史民俗資料館管理規則の廃止）

第７条　愛媛県立歴史民俗資料館管理規則（昭和50年愛媛県教育委員会規則第11号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正）

２　愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、愛媛県立歴史民俗資料館」を削る。

（愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正）

３　愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、愛媛県立歴史民俗資料館」を削る。

第２条第２項中「及び愛媛県立歴史民俗資料館」を削る。

○愛媛県教育委員会規則第８号

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則及び指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県教育委員会

委員長　井　関　和　彦

技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則及び指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

（技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正）

第１条　技能労務職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（昭和27年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「の規定により採用された」に改め、「再任用短時間勤務職員」という。）」の下に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）（以下「短時間勤務職員」と総称する。）」を加える。

第９条の２中「（再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し５日を超えない範囲内で別に定

める日数）」を削る。

第10条の２第１項中「部分休業（当該職員がその３歳に満たない子を養育するため１日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）」を「、次に掲げる部分休業」に改め、同項に次の各号を加える。

(1)　育児部分休業（当該職員がその３歳に満たない子を養育するため１日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）

(2)　修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため１週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）

(3)　高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第１号）第２条第１項に規定する定年退職日をいう。）から５年さかのぼつた日後の日で当該職員が申請において示した日からその定年退職日までの期間中、１週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）

第10条の２第２項中「部分休業については、」を「育児部分休業、修学部分休業及び高齢者部分休業については、それぞれ」に改め、「第３項」の下に「、地方公務員法第26条の２第１項、第２項及び第４項並びに第26条の３」を加える。

第11条第１項中「、16時間から」を「16時間から32時間まで、任期付短時間勤務職員にあつては」に改め、同条第２項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

（指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部改正）

第２条　指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成15年愛媛県教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「再任用職員」という。）」の下に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第３条第１項若しくは第２項、第４条又は第５条の規定により任期を定めて採用された者（以下「任期付職員」という。）」を、「（再任用職員」の下に「、任期付職員」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第４号

教育事務所の名称、位置及び所管区域（昭和32年２月愛媛県教育委員会告示第７号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年４月１日

愛媛県教育委員会
委員長　井　関　和　彦

前文中「第２条第５項」を「第２条第４項」に改める。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第１号

教育委員会事務局
教　育　機　関

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する等の訓令を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県教育委員会
委員長　井　関　和　彦

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する等の訓令

（愛媛県教育委員会公印規程の一部改正）

第１条　愛媛県教育委員会公印規程（昭和36年７月愛媛県教育委員会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「（室長印を含む。以下同じ。）」を削り、同項第２号中「（室印を含む。以下同じ。）」を削る。

第３条第２項中「（室長を含む。）」を削る。

様式第４号中「使用課（室）」を「使用課」に改める。

（愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正）

第２条　愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程（昭和32年２月愛媛県教育委員会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「課に」の下に「副参事、」を加え、同条第２項中「第10条第５項から第９項」を「第10条第４項、第６項から第10項」に、「並びに第11項及び第12項」を「、第12項及び第13項」に改める。

（愛媛県総合教育センター処務規程の一部改正）

第３条　愛媛県総合教育センター処務規程（昭和41年３月愛媛県教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「第10条第３項」を「第10条第４項」に改め、同条第４項中「第10条第９項」を「第10条第10項」に改め、同条第６項中「、担当係長」を削り、「第９条第６項、第10条第10項から第12項まで及び」を「第９条第４項、第10条第12項及び第13項並びに」に改める。

（愛媛県立図書館処務規程の一部改正）

第４条　愛媛県立図書館処務規程（昭和33年２月愛媛県教育委員会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第１条の表総務課の部図書整理係の項第１号及び第２号中「こと」の下に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同表読書振興課の部相談係の項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同部普及係の項第１号中「巡回文庫及び読書会文庫」を「協力図書」に改め、同項第４号中「分館及び配本所」を「他の図書館及び教育機関との協力及び援助」に改め、同項の次に次のように加える。

子ども読書係

(1)　子どもに関する図書資料の選択及び受入れに関すること。

(2)　子どもに関する図書資料の分類及び目録整備に関すること。

(3)　子ども読書室及び親子読書室の運営に関すること。

(4)　子どもの読書活動の普及に関すること。

(5)　子どもの読書活動に関する事業の企画及び実施に関すること。

⑹　子どもの読書活動に関する事業を実施する施設との協力及び援助に関すること。

第２条第１項中「第10条第２項」を「第10条第３項」に改め、同条第３項中「第10条第３項」を「第10条第４項」に改め、同条第４項中「第10条第８項及び第９項、第９条第６項並びに第10条第11項及び第12項」を「第10条第９項及び第10項、第９条第４項並びに第10条第12項及び第13項」に改め、同条中第７項を削り、第８項を第７項とする。

（愛媛県立青年の家処務規程の一部改正）

第５条　愛媛県立青年の家処務規程（昭和35年６月愛媛県教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「第10条第３項」を「第10条第４項」に改め、同条第４項中「第10条第７項から第９項まで、第９条第６項、第10条第11項及び第12項」を「第10条第８項から第10項まで、第９条第４項、第10条第12項及び第13項」に改める。

（愛媛県立博物館処務規程の一部改正）

第６条　愛媛県立博物館処務規程（昭和36年11月愛媛県教育委員会訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「第10条第２項」を「第10条第３項」に改め、同条第３項中「第10条第３項」を「第10条第４項」に改め、同条第５項中「第10条第８項及び第９項」を「第10条第９項及び第10項」に改め、同条第７項中「第９条第６項」を「第９条第４項」に改め、同条第８項中「第10条第11項」を「第10条第12項」に改め、同条第10項中「第10条第12項」を「第10条第13項」に改める。

（愛媛県生涯学習センター処務規程の一部改正）

第７条　愛媛県生涯学習センター処務規程（平成12年４月愛媛県教育委員会訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「第10条第２項」を「第10条第３項」に改め、同条第３項中「第10条第８項及び第９項」を「第10条第９項及び第10項」に改め、同条第５項中「第９条第６項」を「第９条第４項」に改め、同条第７項中「第10条第11項」を「第10条第12項」に改め、同条第９項中「第10条第12項」を「第10条第13項」に改める。

（愛媛県総合科学博物館処務規程の一部改正）

第８条　愛媛県総合科学博物館処務規程（平成12年４月愛媛県教育委員会訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項を削り、同条第３項中「第10条第２項」を「第10条第３項」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項中「第10条第３項及び第９項」を「第10条第４項及び第10項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第５項を同条第４項とし、同条第６項中「第９条第６項」を「第９条第４項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第７項を同条第６項とし、同条第８項中「第10条第11項」を「第10条第12項」に改め、同項を同条第７項とし、同条第９項を同条第８項とし、同条第10項中「第10条第12項」を「第10条第13項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第11項及び第12項を１項ずつ繰り上げる。

第４条第１項中「副館長」を「総務課長」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とする。

（愛媛県歴史文化博物館処務規程の一部改正）

第９条　愛媛県歴史文化博物館処務規程（平成12年４月愛媛県教育委員会訓令第６号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項を削り、同条第３項中「第10条第２項」を「第10条第３項」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項中「第10条第３項及び第９項」を「第10条第４項及び第10項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第５項を同条第４項とし、同条第６項中「第９条第６項」を「第９条第４項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第７項を同条第６項とし、同条第８項中「第10条第11項」を「第10条第12項」に改め、同項を同条第７項とし、同条第９項を同条第８項とし、同条第10項中「第10条第12項」を「第10条第13項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第11項及び第12項を１項ずつ繰り上げる。

第４条第１項中「副館長」を「総務課長」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とする。

（愛媛県美術館処務規程の一部改正）

第10条　愛媛県美術館処務規程（平成12年４月愛媛県教育委員会訓令第７号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項を削り、同条第３項中「第10条第２項」を「第10条第３項」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項中「第10条第３項、第８項及び第９項」を「第10条第４項、第９項及び第10項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第５項を同条第４項とし、同条第６項中「第９条第６項及び第10条第11項」を「第９条第４項及び第10条第12項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第７項を同条第６項とし、同条第８項中「第10条第12項」を「第10条第13項」に改め、同項を同条第７項とし、同条第９項及び第10項を１項ずつ繰り上げる。

第４条第１項中「副館長」を「総務課長」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に改め、同項を同条第２項とする。

（愛媛県立歴史民俗資料館処務規程の廃止）

第11条　愛媛県立歴史民俗資料館処務規程（昭和50年12月愛媛県教育委員会訓令第４号）は、廃止する。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則６－171

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県人事委員会

委員長　稲　瀬　道　和

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則６－５）の一部を次のように改正する。

第１条中「第４項」を「第５項」に、「基き」を「基づき」に改める。

別表第１行政職群級別職務区分表７級の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「中央病院経営企画室長補佐」を「
中央病院経営企画室長補佐
三島病院事務局次長
南宇和病院事務局次長　」に改め、同表10級の項同欄中「次長」を削る。

別表第４医療職群㈠級別職務区分表３級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「保健所長（
保健所の課
精神保健福
健康増進セ
３級）
長（３級）
祉センター次長
ンターの課長　」を「保健所の課長（３級）
西条地方局健康福祉環境部企画課医監
精神保健福祉センター次長
精神保健福祉センター医監（３級）
健康増進センターの課長
健康増進センター医監（３級）
（３級）
」に改め、同表４級の部知事の事務部局の項同欄中「保健所の課長（４級）
愛媛整肢療護園長
愛媛整肢療護園副園長
精神保健福祉センター所長
健康増進センター所長
医監（４級）　」を「保健所の課長（４級）
保健福祉部管理局保健福
八幡浜地方局健康福祉環
愛媛整肢療護園長
愛媛整肢療護園副園長
健康増進センター所長
医監（４級）
西条地方局健康福祉環境
精神保健福祉センター医
健康増進センター医監（
祉課医監（４級）
境部医監（４級）
部企画課医監（４級）
監（４級）
４級）　」に改め、同表５級の部知事の事務部局の項同欄中「地方局保健部長（中央保健所長）
衛生環境研究所長
医監（５級）　」を「地方
保健
衛生
精神
医監
保健
八幡
局健康福祉環境部保健統括監
所長（５級）
環境研究所長
保健福祉センター所長
（５級）
福祉部管理局保健福祉課医監（５級）
浜地方局健康福祉環境部医監（５級）」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則７―1009

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県人事委員会
委員長　稲　瀬　道　和

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第１条　職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則７―43）の一部を次のように改正する。

第31条第２号イ中「㉓の項」を「㉔の項」に、「㉒の項」を「㉓の項」に改める。

別表第４　４級の項標準的な職務の欄２中「地方局保健部長」を「保健統括監」に改める。

別表第10　１　行政職給料表級別職務区分表４級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「専門技術員（４級）
林業専門技術員（４級）」を削り、同表５級の部知事の事務部局の項同欄中「専門技術員（５級）
林業専門技術員（５級）」を削り、「高等技術専門校教務主任」を「高等技術専門校教務主任
農業大学校助教授（５級
）」に改め、同表６級の部知事の事務部局の項同欄中「専門技術員（６級）
林業専門技術員（６級）」を削り、「児童福祉司（６級）」を「児童福祉司（６級）
農業大学校助教授（６級）」に改め、同表７級の部知事の事務部局の項同欄中「専門技術員（７級）」及び「林業専門技術員（７級）」を削り、「市町村振興・合併推進班長」を「新まちづくり支援班長」に、「主席改良指導員
農業改良専門員
技術企画専門員
地方局ダム管理事務所長（八幡浜地方局鹿野川ダム管理事務所長を除く。
）」を「主席普及指導員
企画工事検査専門員
地方局ダム管理事務所長（八幡浜地方局鹿野川ダ
地方局出納室長補佐

ム管理事務所長を除く。）」に、「中央児童相談所次長」を「生活センター次長 東予児童相談所次長」に、「婦人相談所長」を「精神 婦人 婦人
保健福祉センター次長
相談所長
相談所次長」に、「愛媛整肢療護園事務長」を「愛媛整肢療護園事務局次長」に、「地方機関の課長（７級）」を「農業大学校教授（７級） 地方機関の課長（７級） 地方機関の室長（７級） 試験研究機関の室長（７級）」に、「児童福祉司（７級）」を「児童福祉司（７級） 農業大学校助教授（７級）」に改め、同部教育委員会の事務部局の項同欄中「室長補佐」及び「歴 歴
史民俗資料館長
史民俗資料館長補佐」を削り、同表８級の部知事の事務部局の項同欄中「事業管理監（８級）」を「事業管理監（８級） えひめブランド推進監（８級）」に改め、「専門技術員（８級） 林業専門技術員（８級）」を削り、「地方局総務福祉部総務調整課長 地方局総務福祉部県民生活課長 地方局総務福祉部税務課長 地方局総務福祉部地域福祉課長 松山地方局総務福祉部税務管理課長 松山地方局総務福祉部課税課長 地方局保健部保健企画課長 西条地方局保健部環境保全課長 松山地方局保健部環境保全課長 八幡浜地方局保健部環境保全課長」を「地方局 地方局 地方局 松山地 松山地 地方局 地方局 地方局 西条地 松山地 八幡浜 四国中
総務県民部総務調整課長
総務県民部県民生活課長
総務県民部税務課長
方局総務県民部税務管理課長
方局総務県民部課税課長
健康福祉環境部企画課長
健康福祉環境部地域福祉課長
方局健康福祉環境部環境保全課長
方局健康福祉環境部環境保全課長
地方局健康福祉環境部環境保全課長
央保健所企画課長」に、「地方局産業経 地方局産業経 地方局産業経 地方局産業経
済部農政課長
済部第一土地改良課長
済部土地改良課長
済部林業課長」を「地方局産業経済部農政普及課 地方局産業経済部農政普及課 地方局産業経済部農政普及課 地方局産業経済部農村整備課 地方局産業経済部農村整備第 地方局産業経済部農村整備第 地方局産業経済部森林林業課 松山地方局産業経済部久万高
長
地域農業室長
産地育成室長
長
一課長
二課長
長
原森林林業課長」に、「地方局建設部用地課長」を「地方 地方
局建設部用地課長
局建設部建設企画課長」に、「地方局土木事務所用地管理課長（西条地方局丹原土木事務所用地管理課長及び松山地方局伊予土木事務所用地管理課長を除く。）」を「地方局土木事務所用地管理課長」に、「身体障害者更生相談所長」を「中央児童相談所次長 身体障害者更生相談所長 愛媛整肢療護園事務局長」に、「中央地域農業改良 中央地域農業改良
普及センター所長
普及センター普及室長」を「農業大学校教授（８級）」に改め、同部教育委員会の事務部局の項同欄中「室長」を削り、同表９級の部知事の事務部局の項同欄中「事業管理監（９級）」を「事業管理監（９級） えひめブランド推進監（９級）」に改め、同表10級の部監査委員の事務部局の項を削り、同部教育委員会の事務部局の項同欄中「総合科学博物館副館長 歴史文化博物館副館長 美術館副館長」を「
総合科学博物館長
歴史文化博物館長
美術館長」に改め、同表11級の部中議会の事務部局の項の次に次のように加える。

監査委員の事務部局	事務局長

別表第10　４　医療職給料表㈠級別職務区分表２級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「保健所長（３級）」を削り、「精神保健福祉センター 健康増進センターの課
次長
長」を「西条地方局健康福祉環境部企画課医監（３級） 精神保健福祉センター次長 精神保健福祉センター医監（３級） 健康増進センターの課長 健康増進センター医監（３級）
」に改め、同表３級の部知事の事務部局の項同欄中「本庁課長」を「本庁課長 保健福祉部管理局保健福祉課医監（４級） 八幡浜地方局健康福祉環境部医監（４級）」に、「精神保健福祉センター所長 健康増進センター所長」を「健康増進センター所 西条地方局健康福祉 精神保健福祉センタ

健康増進センター医
長
環境部企画課医監（４級）
ー医監（４級）
監（４級）」
に改め、同表４級の部知事の
事務部局の項同欄中「地方局保健部長（中央保健所長）」
を「地方局健康福祉環境部保健統括監
保健所長（５級）」
に、「衛生環境研
究所長」を「衛生環境研究所長
精神保健福祉センター所長
保健福祉部管理局保健福祉課医監（５級）
八幡浜地方局健康福祉環境部医監（５級）」
に改める。

別表第10　５　医療職給料表㈡級別職務区分表６級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「中央保健所支所長」を削り、同表７級の部知事の事務部局の項同欄中「地方局保健部生活衛生課長
保健所保健課長」
を「地方局
今治地
今治地
宇和島
健康福祉環境部生活衛生課長
方局健康福祉環境部健康増進課長
方局健康福祉環境部環境保全課長
地方局健康福祉環境部環境保全課長」
に、「動物愛護セン
ター所長」を「動物愛護センター所長
健康増進センター健康推進課長」
に改める
。

別表第10　６　医療職給料表㈢級別職務区分表７級の部知事の事務部局の項職務の級区分欄の級に含まれる職の欄中「健康増進センター健康推進課長」を「健康増進センター次長」に改める。

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第２条　給料表の適用範囲に関する規則（愛媛県人事委員会規則７－44）の一部を次のように改正する。

第３条中「並びに保健福祉部」を「、保健福祉部」に改め、「保健福祉課に」の下に「勤務する医師で医監の職にある職員、同課に」を加える。

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第３条　管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則７－68）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項公職の欄中「地方局部長（中央保健所長を含む。）」を「地方局部長
地方局健康福祉環境部保健統括
保健所長（３種に該当する職を
監
除く。）」
に、「衛生環境研究所長」を「衛生環境研究所
精神保健福祉セ
長
ンター所長」
に、「本庁室長（経済労働部観光推進局町並博推進課イベント推進室長を除く。）」を「本庁室長」に
、「地方局総務福祉部総務調整課長
地方局保健部保健企画課長
を「えひめブランド
地方局総務県民

地方局産業経済部農政課長」
地方局健康福祉
地方局産業経済
推進監
部総務調整課長
環境部企画課長
部農政普及課長」
に、「保健所長（１種及び５種に該当す
る職を除く。）」を「保健所長（１種に該当する職を除く
八幡浜地方局健康福祉環境部医監
。）」
に、「保育専門学校長
精神保健福祉センター所長」
を「愛媛整肢療
保育専門学
護園事務局長
校長」
に、「果樹試験場長」を「農業試験場次長
果樹試験場長
花き総合指導セ
ンター所長」
に改め、「中央地域農業改良普及センター所
長」を削り、「経済労働部観光推進局町並博推進課イベント推進室長」を「保健福祉部管理局保健福祉課医監」に、「地方局総務福祉部県民生活課長
地方局総務福祉部税務課長
地方局総務福祉部地域福祉課長
地方局保健部健康増進課長（５種に該当するものを除く
。）
地方局保健部生活衛生課長」
を「地方局総務県民部県民生活課長
地方局総務県民部税務課長
地方局健康福祉環境部地域福祉課長
地方局健康福祉環境部健康増進課長
地方局健康福祉環境部生活衛生課長
地方局健康福祉環境部環境保全課長」
に、「地
地
地
地
方局産業経済部第一土地改良課長
方局産業経済部土地改良課長
方局産業経済部林業課長
方局建設部用地課長」
を「地方局産業経済部
地方局産業経済部
地方局産業経済部
地方局産業経済部
地方局産業経済部
地方局産業経済部
地方局建設部用地
地方局建設部建設
農政普及課地域農業室長
農政普及課産地育成室長
農村整備課長
農村整備第一課長
農村整備第二課長
森林林業課長
課長
企画課長」
に、「保健所保健課長
松山地方局総務福祉部税
松山地方局総務福祉部課
西条地方局保健部環境保
松山地方局保健部環境保
八幡浜地方局保健部環境
務管理課長
税課長
全課長
全課長
保全課長」
を「松山地方局総務県民部税務管理課長
松山地方局総務県民部課税課長
四国中央保健所企画課長
松山地方局産業経済部久万高原森林林業

に、「地方局土木事務所用地管理課長（西条地方局

課長」
丹原土木事務所用地管理課長及び松山地方局伊予土木事務所用地管理課長を除く。）」を「地方局土木事務所用地管
理課長」に、「消防学校教頭」を「消防学校教頭
中央児童相談所次長」
に、「動物愛護センター所長」を「動物愛護センター所長
健康増進センター次長
」に改め、「農業試験場次長」、「花き総合指導センター所長」及び「中央地域農業改良普及センター普及室長」を削り、「市町村振興・合併推進班長」を「新まちづくり支
援班長」に、「保健所長（１種及び３種に該当する職を除く。）
中央保健所支所長
農業改良専門員
技術企画専門員
地方局ダム管理事務所長（八幡浜地方局鹿野川ダム管理事務所長を除く。）」を「主席普及指導員
企画工事検査専門員
西条地方局健康福祉環境部企画課医監
地方局ダム管理事務所長（八幡浜地方局鹿野川ダム管理事務所長を除く。）
地方局出納室長補佐
」に、「中央児童相談所次長」を「生活センター次長
東予児童相談所次長」
に、「知的障害者更生相談所長
愛媛整肢療護園事務長」を「婦人相談所次長
知的障害者更生相談所長
愛媛整肢療護園事務局次長」
に、「精神保健福祉センター次長」を「精神保健福祉センター次長
精神保健福祉センター医監
健康増進センター医監」
に、「病害虫防除所支所長」を「病害虫防除所支所長
農業大学校教授」
に、「地方機関の課長（３種及び４種に該当する職を除く。）」を「地方機関の課長（３種及び４種に該当する職を除く。）
地方機関の室長（４種に該当する職を除く。）」
に改め、同表委員会等の事務部局の項同欄中「総合科学博物館副館長
歴史文化博物館副館長
美術館副館長」を「総合科学博物館長
歴史文化博物館長
美術館長」
に改め、「教育委員会事務局室長」、「教育委員会事務局室長補佐」及び「歴史民俗資料館長」を削り、同表警察の事務部局の項同欄中「三島警察署長」を「四国中央警察署長」に、「東予警察署長」を「西条西警察署長」に、「八幡浜警察署長」を「八幡浜警察署長
西予警察署長」
に改める。

（特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第４条　特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則７－368）の一部を次のように改正する。

別表第１四国中央市の項公署の欄中「三島警察署金砂駐在所
三島警察署新宮駐在所」を「四国中央警察署金砂駐在所
四国中央警察署新宮駐在所」
に改め、同表新居浜市の項同欄中「三島警察署別子山駐在所」を「四国中央警察署別子山駐在所」に改め、同表越智郡の項同欄中「今治中央地域農業改良普及センター改良普及員岩城駐在所」を「今治地方局産業経済部農政普及課地域農業室普及指導員岩城駐在所」に改め、同表上浮穴郡の項同欄を次のように改める。

久万高原警察署面河駐在所
久万高原警察署渋草駐在所 久万高原警察署柳谷駐在所 久万高原警察署西谷駐在所
久万高原警察署父二峰駐在所 久万高原警察署御三戸駐在所 久万高原警察署仕七川駐在所

別表第１喜多郡の項公署の欄を次のように改める。

大洲警察署参川駐在所 大洲警察署田渡駐在所
大洲警察署小田駐在所

別表第１喜多郡の項の次に次のように加える。

八幡浜市	保内町磯崎1238番地の１	八幡浜警察署磯津駐在所	２級

別表第１西宇和郡の項所在地の欄及び公署の欄を次のように改める。

伊方町正野1259番地	八幡浜警察署串駐在所
伊方町三崎511番地 伊方町三机乙2810番地３ 伊方町大久字シンデン1138番地１ 伊方町三崎1700番地19	三崎高等学校 八幡浜警察署瀬戸駐在所 八幡浜警察署四ツ浜駐在所 八幡浜警察署三崎駐在所

別表第１西予市の項公署の欄中「野村警察署惣川駐在所
「野村警察署高川駐在

」を「西予警察署惣川駐在所」に、　野村警察署遊子川駐
野村警察署土居駐在
「宇和警察署高
所　　「西予警察署高川駐在所
在所　を　西予警察署遊子川駐在所　に、　野村警察署渓
所　」　　西予警察署土居駐在所　」　野村警察署坂
野村警察署魚

山駐在所　　「西予警察署高山駐在所
筋駐在所　を　西予警察署渓筋駐在所　に改め、同表北宇
石駐在所　　西予警察署坂石駐在所
成駐在所」　　西予警察署魚成駐在所」
和郡の項同欄中「鬼北警察署目黒駐在所」を「宇和島警察署目黒駐在所」に、「鬼北警察署三島駐在所　鬼北警察署日吉駐在所」を「宇和島警察署三島駐在所　宇和島警察署日吉駐在所」に改め、同表南宇和郡の項同欄を次のように改める。

愛南警察署福浦駐在所
愛南警察署中浦駐在所 愛南警察署内海駐在所 愛南警察署船越駐在所

別表第２松山市の項公署の欄中「松山中央地域農業改良普及センター改良普及員中島駐在所」を「松山地方局産業経済部農政普及課地域農業室普及指導員中島駐在所」に改め、同表上浮穴郡の項同欄中「久万警察署川瀬駐在所」を「久万高原警察署川瀬駐在所」に改め、同表喜多郡の項同欄中「内子警察署大瀬駐在所　内子警察署河内駐在所」を「大洲警察署大瀬駐在所　大洲警察署河内駐在所」に改め、同表北宇和郡の項同欄中「鬼北警察署泉駐在所」を「宇和島警察署泉駐在所」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第５号

労働基準法別表第１による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等（平成11年３月愛媛県人事委員会告示第２号）の一部を次のように改正する。

平成17年４月１日

愛媛県人事委員会
委員長　稲　瀬　道　和

表12の項事業又は事務所の欄中「歴史民俗資料館」を削り、同表13の項同欄中「保健所（地方局保健部を含む。）」を「地方局健康福祉環境部（保健所を含む。）」に改め、同表労働基準法別表第１各号のいずれにも該当しないものの項同欄中「保健部」を「健康福祉環境部」に改め、「地域農業改良普及センター」を削る。

県議会訓令

○愛媛県議会訓令第１号

愛媛県議会事務局

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県議会議長　森　高　康　行

愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令

愛媛県議会事務局規程（昭和39年愛媛県議会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第５条中「各課」の下に「及び室」を加え、同条後段を削り、同条の表総務課の項第15号中「及び公舎の管理並びに」を「の管理及び」に改め、同表議事調査課の項第４号中「決算特別委員会及び企業会計決算特別委員会に関することに限る」を「政務調査室が所管するものを除く」に改め、同項第10条から第16号までを削り、同条の表に次のように加える。

政務調査室
⑴　議会活動の諸調査に関すること。
⑵　特別委員会に関すること（議事調査課が所管するものを除く。）。
⑶　議長会議等に関すること。
⑷　各種資料の収集整備に関すること。
⑸　法令の研究調査に関すること。
⑹　各種刊行物の編集に関すること。
⑺　議会図書室に関すること。

第７条第５号ア中「第11条第２項及び第12条」を「第12条第２項及び第13条」に改め、同号イ中「第13条第１項」を「第14条第１項」に改め、同号ウ中「第14条第１項」を「第15条第１項」に改め、同条第７号中「第21条第２項及び第22条並びに第31条第２項及び第32条」を「第22条第２項及び第23条並びに第33条第２項及び第34条」に、「第35条」を「第39条」に改め、同条第９号を削り、同条第８号中「第23条第１項」を「第25条第１項及び第２項」に改め、同号を同条第９号とし、同条第７号の次に次の１号を加える。

⑻　愛媛県個人情報保護条例第24条第１項及び第35条第１項の規定に基づく事案の移送に関すること。

第８条第２項第10号中「、公舎等」を削る。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第５号

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する等の管理規程を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県公営企業管理者　和　氣　政　次

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する等の管理規程

（愛媛県公営企業組織規程の一部改正）

第１条　愛媛県公営企業組織規程（昭和46年愛媛県公営企業

管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項の表発電工水課の項係の名称の欄中「、保守係」を削る。

第５条第１項の表次長の項を削る。

別表第１愛媛県肱川発電所の項を削り、同表愛媛県松山発電工水管理事務所の項所管業務の欄１中「及び道前道後第三発電所」を「、道前道後第三発電所及び肱川発電所」に改める。

別表第２愛媛県肱川発電所の部を削り、同表愛媛県松山発電工水管理事務所の部発電課の項中「保守係」を「保守第一係、保守第二係」に改める。

別表第３愛媛県立中央病院の項係の名称の欄中「、医療機器係」を削る。

（愛媛県公営企業処務規程の一部改正）

第２条　愛媛県公営企業処務規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

第２条ただし書を削る。

（愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第３条　愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

第６条の２中「、中央病院事務局長及び次長」を「及び中央病院事務局長」に改める。

第７条中「、中央病院事務局長及び次長」を「及び中央病院事務局長」に改め、「、局長、中央病院長及び中央病院事務局長の職にある者については」及び「、次長の職にある者については100分の115を」を削る。

附則第４項中「平成16年３月31日」を「平成18年３月31日」に改める。

別表第１行政職給料表の項７級の欄中「○事業所の課長」を「○事業所の課長
○三島病院事務局次長
○南宇和病院事務局次長」に改め、同項10級の欄中「○次長」を削る。

別表第２公職の欄中「中央病院事務局長
次長」を「中央病院事務局長」に、「経営企画室長補佐」を「経営企画室長補佐
三島病院事務局次長
南宇和病院事務局次長」に改める。

（愛媛県公営企業会計規程の一部改正）

第４条　愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第９号）の一部を次のように改正する。

第184条第１号及び第４号中「、次長」を削る。

様式第３号から様式８号まで、様式第38号、様式第63号及び様式第71号中

「

次　　長

」を削る。

様式第79号中

「

局　　長		次　　長	

」を

「

局　　長	

」に改める。

様式第80号中

「

次　　長

」を削る。

（中山川逆調整池ダム操作規程の一部改正）

第５条　中山川逆調整池ダム操作規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

別表第２通知の相手方の欄中「丹原土木事務所」を「建設部」に、「東予警察署」を「西条西警察署」に改める。

（愛媛県公営企業電気事業用電気工作物保安規程の一部改正）

第６条　愛媛県公営企業電気事業用電気工作物保安規程（昭和61年愛媛県公営企業管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

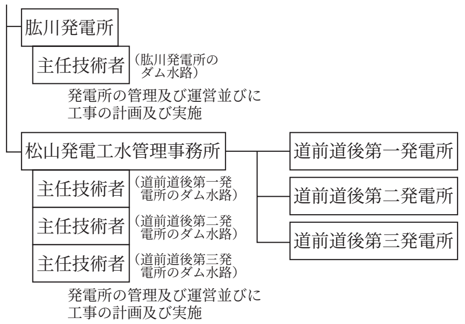

」を

「

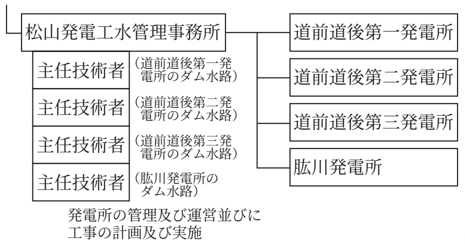

」に改める。

別表第３水力発電設備の部電気工作物（水路工作物を除く。）の項中

「

１回／10年	

」を

「

必要の都度	愛媛県公営企業電気工作物保守基準に定める頻度とする。

」に改め、同表電力用保安通信設備の部点検（検査を含む。）の欄中「１回／３年」を「１回／６年」に改める。

（管理者の休日、休暇及び勤務時間等に関する管理規程の廃止）

第７条　管理者の休日、休暇及び勤務時間等に関する管理規程（平成15年愛媛県管理規程第２号）は、廃止する。

附　則

１　この管理規程は、公布の日から施行する。

２　この管理規程の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

発電工水課保守係長	発電工水課工務係担当係長
愛媛県松山発電工水管理	愛媛県松山発電工水管理事

事務所発電課保守係長	務所発電課保守第一係長

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第２号

公営企業管理局
各　事　業　所

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年４月１日

愛媛県公営企業管理者　和　氣　政　次

愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令

（愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正）

第１条　愛媛県公営企業事業所処務規則（昭和57年愛媛県公営企業訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第14条第１項第５号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同項第６号中「、私事旅行（所長の県外旅行を除く。）」を削り、同項第８号中「県外私事旅行及び」を削り、同条第２項第６号中「削除並びに個人情報の取扱いの是正」を「利用停止」に、「削除の」を「利用停止の」に改め、「並びに個人情報の取扱いに係る再度の是正の申出」を削り、同項第７号中「、私事旅行（院長の県外旅行を除く。）」を削り、同条第４項第３号中「、私事旅行（所長の県外旅行を除く。）」を削る。

第21条第１項中「愛媛県肱川発電所、」を削る。

（愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部改正）

第２条　愛媛県公営企業管理局事務決裁規則（昭和63年愛媛県公営企業訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項の表管理者の項代決者の欄及び同表局長の項同欄中「次長及び」を削る。

別表第１　２の部１の項事項の欄中「第10条、第14条第３項」を「第11条、第15条第３項」に改め、同部２の項同欄中「第11条第２項、第12条」を「第12条第２項、第13条」に改め、同部３の項同欄中「第13条第１項」を「第14条第１項」に改め、同部４の項同欄中「第14条第１項」を「第15条第１項」に改め、同部５の項⑴同欄中「愛媛県公文書公開審査会」を「愛媛県情報公開・個人情報保護審査会又は愛媛県公文書公開審査会」に、「第17条、第18条」を「第18条、第19条」に改め、同項⑶同欄中「第14条第３項、第20条」を「第15条第３項、第21条」に改め、同表中９の部を10の部とし、４の部から８の部までを１ずつ繰り下げ、同表３の部２の項同欄中「愛媛県個人情報保護審議会」を「愛媛県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同部３の項同欄中「削除」を「利用停止」に、「第20条、第23条第２項、第30条、第35条」を「第21条、第25条第３項、第32条、第39条」に改め、同部４の項同欄中「削除」を「利用停止」に、「第21条第２項、第22条、第31条第２項、第32条、第35条」を「第22条第２項、第23条、第33条第２項、第34条、第39条」に改め、同部８の項を削り、同部７の項⑴同欄中「愛媛県個人情報保護審議会」を「愛媛県情報公開・個人情報保護審査会」に、「第36条、第37条、第41条第３項」を「第40条、第41条」に改め、同項⑵同欄中「第23条第２項、第39条」を「第25条第３項、第43条」に改め、同項を同部８の項とし、同部６の項同欄中「第25条第１項」を「第27条第１項」に改め、同項を同部７の項とし、同部５の項同欄中「第23条第１項」を「第25条第１項、第２項」に改め、同項を同部６の項とし、同部４の項の次に次のように加える。

５　個人情報の開示及び訂正の請求に係る事案の移送（第24条第１項、第35条第１項）			○

別表第１中３の部を４の部とし、２の部の次に次のように加える。

３　個人情報保護法の施行に関する事務	１　事業者の支援に関すること（第12条）。			○
	２　個人情報取扱事業者に関すること。			
	⑴　報告の徴収（第32条、第51条、個人情報の保護に関する法律施行令（以下この部において「政令」という。）第11条第１項）		○	
	⑵　助言（第33条、第51条、政令第11条第１項）		○	
	⑶　勧告及び命令（第34条、第51条、政令第11条第１項）		○	
	⑷　主務大臣への報告（政令第11条第４項）			○
	３　認定個人情報保護団体に関すること。			
	⑴　認定（第37条第１項、第51条、政令第11条第２項）		○	
	⑵　認定の公示（第37条第３項、第51条、政令第11条第２項）			○
	⑶　名称等の変更の届出の受理（政令第９条第３項、第11条第５項）			○
	⑷　認定業務の廃止の届出の受理（第40条、第51条、政令第11条第２項）			○
	⑸　報告の徴収（第46条、第51条、政令第11条第２項）		○	
	⑹　措置命令（第47条、第51条、政令第11条第２項）		○	
	⑺　認定の取消し（第48条第１項、第51条、政令第11条第２項）		○	
	⑻　取消しの公示（第48条			

	第２項、第51条、政令第11条第２項）			○

別表第２総務課の表９の部３の項中⑴を⑵とし、⑵の前に次のように加える。

⑴　退職手当支給の決定			
ア　１件500万円以上のもの		○	
イ　１件500万円未満のもの			○

（愛媛県公営企業管理局予算班規程の一部改正）

第３条　愛媛県公営企業管理局予算班規程（平成７年愛媛県公営企業訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「公営企業管理局次長」を「公営企業管理局長」に改める。

別表１の項を次のように改める。

１　公営企業管理局長

（愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部改正）

第４条　愛媛県公営企業事業所事務決裁規則（平成９年愛媛県公営企業訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項の表院長の権限に属する事務の部事務局長の項代決者の欄中「、愛媛県立三島病院、愛媛県立南宇和病院及び」を削る。

別表第１　２の部１の項事項の欄中「第10条、第14条第３項」を「第11条、第15条第３項」に改め、同部２の項同欄中「第11条第２項、第12条」を「第12条第２項、第13条」に改め、同部３の項同欄中「第13条第１項」を「第14条第１項」に改め、同部４の項同欄中「第14条第１項」を「第15条第１項」に改め、同表３の部２の項同欄中「削除」を「利用停止」に、「第20条、第23条第２項、第30条、第35条」を「第21条、第25条第３項、第32条、第39条」に改め、同部３の項同欄中「削除」を「利用停止」に、「第21条第２項、第22条、第31条第２項、第32条、第35条」を「第22条第２項、第23条、第33条第２項、第34条、第39条」に改め、同部６の項を削り、同部５の項同欄中「第25条第１項」を「第27条第１項」に改め、同項を同部６の項とし、同部４の項同欄中「第23条第１項」を「第25条第１項、第２項」に改め、同項を同部５の項とし、同部３の項の次に次のように加える。

４　個人情報の開示及び訂正の請求に係る事案の移送（第24条第１項、第35条第１項）	○			○		○	

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成17年４月１日　印刷
平成17年４月１日　発行
購読料（送料共）　１箇月 1,750円